

平成22年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第1号

平成22年11月22日(月曜日) 午前10時00分 開 会

出席議員

1 番	古 橋 智 樹 君	1 2 番	和 田 正 美 君
2 番	小松崎 誠 君	1 3 番	藤 井 裕 一 君
3 番	加 固 豊 治 君	1 4 番	矢 口 栄 造 君
4 番	古 川 誠 一 君	1 5 番	桂 木 庸 雄 君
5 番	井 坂 悦 司 君	1 6 番	関 利 夫 君
6 番	佐 藤 文 雄 君	1 7 番	圓城寺 正 道 君
7 番	中 根 光 男 君	1 8 番	栗 山 千 勝 君
8 番	鈴 木 良 道 君	1 9 番	山 内 庄兵衛 君
9 番	石 井 幸 雄 君	2 0 番	廣 瀬 義 彰 君
1 1 番	矢 口 龍 人 君		

欠席議員

1 0 番 小座野 定 信 君

出席説明者

市 長	宮 嶋 光 昭 君	土 木 部 長	松 澤 徳 三 君
教 育 長	菅 澤 庄 治 君	会 計 管 理 者	大 塚 隆 君
市 長 公 室 長	塚 野 勇 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	山 中 修 一 君	教 育 部 長	横 瀬 典 生 君
市 民 部 長	川 島 祐 司 君	水 道 事 務 所 長	仲 川 文 男 君
保 健 福 祉 部 長	竹 村 篤 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 邦 之 君
環 境 経 済 部 長	山 口 勝 徑 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	土 渡 良 一
〃	係 長	乾 文 彦
〃	係 長	坂 本 敏 子

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
諸般の報告

- 日程第 3 報告第 8号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第 76号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
- 議案第 77号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について
- 議案第 78号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 79号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 80号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 81号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2
号）
- 議案第 82号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2
号）
- 議案第 83号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）
- 議案第 84号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について
- 日程第 5 休会について

開 会 午前10時00分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員数は19名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、10番小座野定信議員から所用による欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

ただいまから、平成22年かすみがうら市議会第4回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、17番 圓城寺正道君、18番 栗山千勝君、19番 山内庄兵衛君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配布いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、平成22年第3回定例会会議録を配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定による平成22年8月から10月までの月例出納検査報告書及び定期監査結果報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、本日までに受理した請願は、請願文書表に記載してありますように、請願第3号「TPP交渉参加反対に関する緊急請願」の1件であり、所管であります産業建設委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

また、陳情等2件を受理し、お手元に写しを配付しましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、議長が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、10月25日に茨城県市議会議長会主催によります平成22年度第1回議員研修会が、つくば市において開催され、廣瀬義彰君、佐藤文雄君、小松崎誠君の3名が参加いたしましたので、代表して佐藤文雄君より研修概要の報告を求めます。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

茨城県市議会議長会平成22年度第1回議員研修会結果報告をいたします。

平成22年第3回定例会で議員研修会への派遣決定を受け、私を含め3名が、10月25日、茨城県市議会議長会主催による平成22年度第1回議員研修会に出席いたしました。場所は、つくば市のオークラフロンティアホテルつくばというところが会場でありました。私は初日の25日の研修会だけ参加いたしましたが、その概要について報告を行います。

研修内容は、政治アナリストとして活躍していると言われております伊藤敦夫氏の講演会が主でありました。演題は「時代の転換期を見つめる・流動化する日本政治の行方」という壮大なタイトルでしたが、はっきり言って、演題と講演の中身にかなりの乖離、ギャップがあったと感じているのが本音であります。その講演の概要について、次のとおり報告いたします。

伊藤氏は、この場で言える話と言えない話があると切り出し、自分が元民主党の事務局長を務

めていたことを明らかにし、裏方を通じてわかったことに言及いたしました。

第1の小沢元幹事長強制起訴の衝撃について、伊藤氏は、「政権与党は権力を持つ。その権力に対して監視・チェックしないと暴走する。それが腐敗につながる」と述べ、「政権交代は賛成だ。政権交代可能な構造は大事だ。緊張感が保たれるとして、小沢氏の問題は民主党の頭痛の種となっているが、国会では何らかの説明を求められる。しかし、自民党にも有用なカードはない。生かさず殺さず適当な形で収束となる」と述べ、「小沢氏にとっては民主党を離党するのがプラスではないか。党内では影響力は低下し、それが広がっている。特に新しい層が離れている」と語りました。

第2の民主党代表選から見えるものについて、伊藤氏は「報道されなかった特徴点として、決して菅対小沢の争いではなく、小沢対反小沢の対決だった。文化の違いで衝突したのが代表選挙」と述べ、「反小沢の文化とは何かと問い、これまでの自民党の派閥とは違う次世代が政権を担当するという方向になりつつあると。小沢、鳩山、菅のトロイカ体制の終焉を次世代が望んでいる」として、若手の台頭が民主党では進んでいることを強調いたしました。

第3のテーマとして、菅続投政権の評価と課題について伊藤氏は、「菅氏は、なってもらいたい総理ではなく、なりたい総理だ」と評価し、なってもらいたい総理の典型的な人物として、吉田、池田、中曽根総理経験者の名前を挙げました。特に中曽根氏については、「政権構想を考え、戦後政治の総決算という課題を掲げ、5年間の長期政権という結果を出した」と述べ、「しかし菅総理からは明確なメッセージが発信されていない」と、厳しい評価をしました。そして「ねじれ国会での補正予算の成立は容易ではないこと、11月28日の沖縄県知事選の結果も一つの火種となる。また二つ目の火種として来年度の予算にある。民主党のマニフェストの内容について党内でもめることは必至。マスコミも来年3月の政局、解散・総選挙に期待しているようだ」と語りました。

第4の民主党そもそも論についてであります。伊藤氏は、「民主党の生い立ちに問題がある。旧民主党や旧社会党グループが合併し、98年に新民主党となったが、これは参議院選挙対策の寄せ集め政党であって、政策の一致点は見出せない。だから党の柱となる綱領もできないでいる。そして2003年に小沢自由党と合流で、これまでの仲よしグループから脱却。体育会系の小沢幹事長のもとで自民党の田中派システムに組み込まれ、小沢流選挙戦術で選挙を勝ち抜いた結果となった」というふうに述べて、現在の民主党内の主要幹部の特徴について言及をいたしました。

最後に、小沢氏の逆襲はあるのかという点について伊藤氏は、「小沢氏が何を狙っているのか今でも謎だが、このままで終わる人物ではない」と述べ、「小沢氏は政党も道具の一つでしかないという発想だ。今の政権をどう見るかで動きが変わる」と述べ、「政局はまだまだ混沌としている。ここ1年くらいが目安となるだろう」と語り、地方政治についても、「まだ民主党内では方向性が決まっていない。基本政策が固まっていないというのが現状だ」と、講演を締めくくりました。

私は、研修会であるから、地方政治について何らかの役に立つ内容だと期待しておりました。しかし、伊藤氏の講演は民主党の内輪話だけに終始し、学習内容としてはほど遠いものだと感じております。市議会議長会が開催するものであれば、地方政治を主にした講演、研修会にしたほうがよいのではないかと考えます。

以上、茨城県市議会議長会平成22年度第1回議員研修会の結果報告といたします。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 報告第 8 号 専決処分の報告について

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、報告第8号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第8号について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第8号につきまして、かすみがうら市立志筑小学校校舎新築（建築）工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであります。

内容につきましては、残土運搬等の土工事を変更したことにより、契約金額を変更したものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、報告第8号の報告を終了いたします。

[圓城寺議員「はい」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時18分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

再確認いたしましたら、通告がありましたので、質疑を受けます。

圓城寺議員の前に佐藤議員の通告がありましたので、質疑を受けます。

[「謝ったら、議長」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

どうも失礼をいたしました。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

専決処分の今言った理由ですね。あの増額の理由。残土運搬の土工事その量に変更になったというふうに聞いたのですけれども、当初の計画がどのくらいで、それがどのくらいにふえたのか。それだけなのか。それについて報告を願います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

はい、お答えをいたします。

ただいまのご質問でございますが、今回の志筑小学校の校舎新築に伴う変更ということで、これらにつきましては、ストックヤードの場所が、当初石岡市にございますストックヤードを予定しておりましたが、そこでの受け入れ量が確保できないということが判明をいたしまして、新たにつくば市のストックヤードに変更をしたということで、運搬費の増額が必要になりましたので変更をさせていただいた内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ストックヤードが石岡市からいく予定だったと、これは当初はそういうふうにするのは相手には確認はしないで設計をするのですか。今、残土運搬の土量が何か多くなったような説明だったのですけれども、場所がつくば市になったということで、その分の単価が距離によって違ってくるということなのですか。ですから、言いたいのは、この実際のデータを指し示してもらいたい。つまり、つくばまでだったら単価は幾らなのか、その増額のきちんとした内訳を出してもらいたい。今言ったように、なぜ石岡としていたのに受け入れができないというふうに突然わかるのかですね。そこら辺が逆に私はわからないのですよ。お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

はい、お答えをいたします。

当初の設計では、石岡市にございます茨城県の建設技術管理センターの所有しているストックヤードということで、設計の段階ではそういう場所ございました。その後、同センターとの協議をいたしまして、こちらから持ち込む量がそこでは受け入れられないというふうな協議がありまして、つくば市のほうに変更をさせていただいたという内容でございます。ただいま質問がございました細かい内容につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

[佐藤議員「何で当初設計に決まったのですか」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

いやいや、細かく説明してください。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

まず初めに、石岡からつくば、これは手代木という場所でございますが、そちらへ変更したのはなぜか、当初はどういう考えでやったのかという話ですが、当初、石岡に設計をする段階で、ストックヤードの受け入れの可能性を探りました。その段階ではオーケーということで、当初は石岡に設定をいたしました。そうしまして実際に受け入れになりまして、その後、今度は再度確認をいたしましたところ、現在満杯で入れないというようなことがございまして、それを手代木のほうに変更したというところでございます。それが実際の理由でございます。

これは、受け入れをする場合には調整メモというのを送りますので、その段階で、はっきりした回答が出てくるということになります。

それから、具体的に土量あるいは単価のお話があったと思いますが、土量は、当初は1,688立米の不用土処分でございます。変更の段階では、多少減少いたしまして1,663立米、そして単価のほうは、当初は1,410円、それから変更後は2,180円となりまして、結果として増額となったというところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

佐藤議員のほうからストックヤードの点については聞きましたけれども、今騒いでいる残土ですね。これ搬出土の出生、出るところの出生土。それらをストックヤードに持ってくることで、非常にその出生土に対してのことが問題視されているのです、農業委員会でも何でもね。どこからストックヤードに、どういうことでそこに納めたのか、まずそれを1点聞きます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

どの部分を運んだかというようなお話でございますが、つまりこれを運んだのはいわゆる捨て土、不用土の処分でございますので、工事の段階で発生したものでございます。その関係で若干申し上げますと、例えば、土工事の中の根切りの部分、それから……

[圓城寺議員「どこから出ている出生土なのか。どこの場所から出ているやつが」と呼ぶ]

○教育部長（横瀬典生君）

それは当然、志筑小学校の工事現場内でございます。その工種でいえば、いわゆる土工事を中心であります根切りの部分、その部分と、それから砕石事業等をやります。そうしますと、砕石が要る部分だけ土が要らなくなる。そういう部分。工種で申し上げますからね。それから防湿シートをする部分、くい管のさらい、そして敷地内のストックをしてあった不用土処分。そういうものを合わせまして、先ほど言いました量になってくるわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

足りない分をほかから持ってくるようなことはないのですね。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

今回は、実際に不用となった、処分をしたということで、ストックヤードから受け入れをした内容ではございません。よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

志筑小学校の何立米かということはわかっていますよね。ぴったりいくのですか、これは。立米数。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

はい、申し上げます。

先ほどお話ししましたように、当初では1,688立米を見ておりましたが、実際に施工をしましたところ若干減少がございまして、1,663立米というふうに減っております。ただ、単価の問題で増額にはなったというところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

お伺いします。

例えば、答弁をいろいろ聞いていると、ストックヤードと言ってみたり、不用な残土を処分するのだと言ってみたり、どうも一貫性がないのです。ストックヤードがあれば、当然どこかへまた搬出しなければならない。処分するのであればそれでおしまいということ。

あと一つ、これは運搬費なのか処分費なのか。その辺をお伺いしたいのですが。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

まず、私がストックヤードと申し上げておりますのは、茨城県の技術管理センターで、幾つか県内にはございますが、土の再利用をしてございます。つまり、受け入れと、それから利活用と、その場所、つまり手代木のほうに、つくば市手代木地区の茨城県のストックヤードに運んだという内容でございます。

それから、もう一点は処分費という考え方というよりも、まずその費用の中には運搬費がございまして、今回の場合は10トン車で運搬をしてございます。それとあわせて、相手方に持っていくものですから、受け入れ料金というのが統一されております。それが900円でございます、そのほかが運搬費ということになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

この運搬するダンプは、業者のもののダンプなのかストックヤードのほうのダンプなのか、その辺をお伺いしたいのですが。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

工事の一環でございますから、着け込みは工事内のダンプに入れまして運びます。したがって、ストックヤード側のダンプではなくて工事側のダンプでございます。

つまり、工事側のダンプといいますと、業者側のダンプでございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

業者のダンプということだけれども、当然これは大型ダンプでなければ運搬できないわけですよ。2トンダンプくらいでは採算ベースに乗らないわけですから。そうした場合に、これは営業ナンバーなのか白ナンバーなのか、その辺をお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

当然仕事に使うものですから、営業だというふうに理解をしております。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

日程第 4 議案第 73号ないし議案第 85号

○議長（桂木庸雄君）

日程第4、議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてないし、議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置についてまでの13件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました各議案につきまして、順次ご説明いたします。

初めに、議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、並びに議案第74号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び

勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告により実施される国家公務員の給与並びに期末手当等の引き下げに準じて条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいまご説明を申し上げました議案第73号並びに議案第74号と同様の理由により、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第76号 かすみがうら市市民投票条例の制定につきましては、市民の直接投票により示された市民の総意を市政に取り組み思いから、市民投票条例を制定するものであります。

次に、議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定につきましては、市の総合計画や重要施策、さらには行財政改革等について、市長の諮問に対し調査審議を行う機関として設置するための条例を制定するものであります。

次に、議案第78号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定並びに、議案第79号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、厳しい行財政にかんがみ簡素で効率的な行政運営を図りながら、時代の変化に対応できる活力ある「かすみがうら市のまちづくり」を進めていくことが、市長としての私の使命であります。

先般の第3回定例会におきましては、市長給料月額50%減額につきましてご承認をいただいたわけですが、平成23年1月1日から私の任期の限り、副市長並びに教育長の給料月額を100分の10減ずるための条例を制定するものであります。

次に、議案第80号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億4657万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を155億1375万2000円とするものです。

内容といたしましては、人事院勧告により実施される職員給料及び期末手当等の引き下げを初め、霞ヶ浦庁舎の関連施設として、多目的会館や旧美並地区公民館等の解体工事、さらには新型インフルエンザ対策として市内保育所への感染予防対策や、予防接種に係る一部助成に要する経費を計上いたしました。

次に、議案第81号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から42万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億8163万6000円とするものです。

内容といたしましては、人事院勧告により実施される職員給料及び期末手当の引き下げによるものであります。

次に、議案第82号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から83万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億8695万8000円とするものです。

内容といたしましては、人事院勧告により実施される職員給料及び期末手当の引き下げによるものであります。

次に、議案第83号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に296万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8590万8000円とするものです。

内容といたしましては、人事院勧告により実施される職員給料及び期末手当の引き下げ並びに汚水処理施設の老朽化に伴う修繕費を計上いたしました。

次に、議案第84号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から117万円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億2890万円とするものです。

内容といたしましては、人事院勧告により実施される職員給料及び期末手当の引き下げによるものであります。

次に、議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置につきましては、神立駅西口地区土地区画整理事業を土浦市と共同で推進するため、一部事務組合を設置するものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、各常任委員会で担当部課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

上程議案に対する質疑は、会期第9日の11月30日にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 5 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第5 休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす11月23日は休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、11月24日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時43分

平成22年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号

平成22年11月24日(水曜日)午前10時01分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	12番	和田正美君
2番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
3番	加固豊治君	14番	矢口栄造君
4番	古川誠一君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君
11番	矢口龍人君		

欠席議員

5番 井坂悦司君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	代表監査委員	久保田喜久男君
保健福祉部長	竹村篤君	水道事務所長	仲川文男君
環境経済部長	山口勝徑君	農業委員会事務局長	中島邦之君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 佐藤文雄 議員
- (2) 栗山千勝 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 佐藤文雄 議員

(2) 栗山千勝 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	佐藤文雄	1. 残土問題の今後の改善策について
		2. 入札監視委員会の入札改善提言について
		3. 地元中小商工業者の仕事おこしの施策について
		4. 生活排水対策における公共下水道加入促進策と事業の全面的見直しについて
		5. 国保加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げについて
		6. 高すぎる介護保険料の引下げについて
		7. 向原土地地区画整理組合への税金投入問題について
		8. 水道料金の引き下げ・見直しについて
		9. あじさい館の利用向上の施策について (交通費割引等の実施)
		10. 土浦市との合併構想について
(2)	栗山千勝	1. 抜本的な行政改革をすべきと考えるがいかがか
		2. 職員のモラルと、教育について
		3. 職員の懲罰について
		4. 議員が政務調査費かすみがうら市住宅地図51,869円の購入は適切支出か
		5. 防災について

開 議 午前10時01分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、5番 井坂悦司議員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがって、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされますようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より提出されております。

これより、順次発言を許します。

けさほど井坂悦司議員の家族から、体調不良のため欠席しますとの連絡がありました。

したがって、質問順を繰り上げます。

発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

おはようございます。

突然トップバッターと、初めてのトップバッターの一般質問になりました。

日本共産党の佐藤文雄です。

今回、私が行った市民アンケートで、税金や公共料金の値上げ等で暮らしが以前と比べ苦しくなったという回答が、圧倒的であります。市や県、国政に望む第1位は減税で、2番目は高齢者福祉の充実となっています。これまでの市政は、市民の願いとは逆に、国保税や介護保険料を引き上げて住民負担を強める一方、黒字を出してきました。水道会計も黒字です。私は一貫して国保税や介護保険料の引き上げに反対し、具体的数字を挙げ、引き下げを求め、議会で追及してきました。国保税の引き下げは無理だという市の態度を署名活動で打ち破り、わずかですが、今年度、国保税の引き下げを実現しました。

アンケートで、市民が議員に望む第1は、税金の無駄使いチェックであります。3年前、議員報酬の大幅引き上げがありましたが、私は市民とともに署名運動に取り組み、報酬をもとの額に戻し、約4000万円の削減を実現したわけであります。また、談合入札をやめさせる取り組みで、07年度は4億円の落札差額、いわゆる予定価格と落札価格の差であります。これを生み出しました。今後とも税金の無駄使いをチェックし、行政の監視役として全力を尽くすことを表明し、通告に従い、議員2期目最後の一般質問を行います。

まず第1に、下土田地内の残土問題の今後の対応策であります。

下土田地内に持ち込まれた残土のモニタリング、いわゆる追跡調査であります。宮嶋市長は前議会の答弁で、残土条例の運用に問題があった。今後、条例の運用、特にストックヤードの残

土については厳格な運用を図る必要があると述べ、最終的なモニタリングも含めた対策を幕の内
の区長さんとお話を進めたいと、前向きな姿勢を示しました。その後9月16日には、市長初め担
当部課長と幕の内区長さんらとの打ち合わせを実施し、事件解決に向けた合意のための事項につ
いて確認されました。その内容について報告を求めます。

2番目ですが、今回の市農業委員会の農地改良に基づく一時転用の許可の申請のあり方の問題
であります。

今回の事件の発端をつくったのは、一農業委員の残土持ち込みによる農地改良の働きかけであ
ったということを、私は明らかにしました。しかし、残土埋め立ての現場の実態はどうでしょう
か。農地改良とはとても言えない状況ではないでしょうか。さきの議会でも、中島事務局長は、
現場では石の塊が見受けられる。県、地権者と3者で現地に出向き、今後の農地としての用途に
ついて確認したところ、石など塊を除いて農地として使用することを確認したと述べまして、現
時点でも、施工業者から完了届が出ていない、これを明らかにし、本来なら残土条例と同時許可
であるべきものが、農地法の許可が事前協議済み書で許可になってしまった、今後は十分注意し
たいと述べ、不手際であったことを認めました。改めて市農業委員会の見解と、今後の対応策に
ついて答弁を求めます。

3番に、残土事件の反省に立った市残土条例の改正についてであります。

市長は、区長さんとの話し合いの席で、今回の事件の反省に基づいて東京残土の搬入を禁止す
る、改良土は禁止するなどの検討をしている、12月議会には条例改正を考えたいと述べましたが、
現段階の状況について報告を求めます。

大きな2番として、入札監視委員会の入札改善提言についてであります。

第1に、入札監視委員会メンバーの日向野教授の改善提言について。

先日、11月2日に実施した指名競争入札でも談合情報が寄せられました。若干の食い違いがあ
りましたが、ほぼ情報どおりの結果となりました。この談合情報については、市長に対し、指名
競争入札にかかわる業者選定について申し入れをいたしました。

前議会で総務部長に入札監視委員会メンバーの日向野教授の改善提案を伝えてあるのかとい
うふうにただしたところ、新市長には伝えていないことがわかりました。改めて、この教授の改善
提言について市長の見解を伺います。

第2に、談合入札の温床を断つ施策、道路路線を㊦㊧という名称をやめ、一つに統合する必要
性についてであります。

談合情報には、かすみがうら市発注の土木建築工事は、市内建設協会の幹部に仕切られており、
千代田と霞ヶ浦地内の業者のすみ分け入札を告発する内容のものが何件かあります。旧千代田町
は町長による官製談合、一方、旧霞ヶ浦町は建設業協会会長主導による業界談合と言われてきま
した。鈴木元市長の収賄事件での逮捕、辞任、一方、権勢を誇っていた元会長の会社倒産によっ
て事態は変わるかに思われましたが、依然として入札における地域のすみ分け入札・落札がなく
なっておりません。これまで市当局は、一般競争入札の中で行われた行為なので、すみ分けがで
きているとは思っていないと答弁いたしました。改めて、平成17年度から現在までの入札におけ
る業者すみ分けの落札の実態調査結果の報告と、市長の見解を求めます。

3番目に、最低制限価格の設定と公契約条例の制定についてであります。

地方自治法の改正で、最低制限価格制度を採用することができることになりました。しかし、その契約は、すべての場合に最低制限価格制度を採用することができるというわけではありません。施行令は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときに限るのです。この場合、特に必要があるという認定は、普通地方公共団体の長、いわゆる市長が判断を行い、最低制限価格を採用するかどうかを決定することになります。

ですから、私は通常の道路改良や舗装・修繕工事まで最低制限価格を設定する必要はない、それよりも千葉県野田市が制定した公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保をする、こういう内容の公契約条例の制定こそが必要と考えます。市長の見解を求めます。

第4に、技術職員の育成で設計及び工事検査体制を強化することについてであります。

設計コンサル業務委託も、一般競争にしたことによって落札率が大幅に下がり、08年度は平均で72%、09年度では70%と推移しています。私の調査では、額にすると、合わせて2年間で4900万円もの差額が生み出されました。私は、それ以上に職員を技術ある職員に育てること、簡単な工事は自前で設計できるようにする。その結果として、工事監督及び検査体制を強化することにつながるのではないかと考えます。市長の見解を求めます。

大きな3番目ではありますが、地元中小工業者の仕事おこしの施策について。

まず第1に、小規模修繕・改善等の工事契約希望者登録制度の導入についてであります。

6月の定例会で、市内業者の受注機会の拡大と市内経済の活性化という視点からも検討したいと、前市長が答弁をしております。その後の検討結果、方向性は出たのですか、改めて新市長にお伺いをいたします。

2番目に、住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。

この制度は、住民が住宅のリフォームなどを行った場合、その経費の一部を自治体が助成する制度であります。住宅の改善を容易にするとともに、中小業者の仕事おこしにつながり、その経済的な効果は助成額の数十倍にも上っています。石岡市では、単なる住宅リフォーム工事にとどめず、木造住宅の耐震改修工事もあわせて行うことを施策方針として考えていると、都市建設部長が答弁いたしました。当市では検討するという答弁でありましたが、改めて新市長の見解を求めます。

4番目に、生活排水対策における公共下水道加入促進策と、事業の全面的見直しについてであります。

まず第1に、費用対効果に基づく公共下水道の全面的な見直しについて。

前回、当市の生活排水処理施設整備計画は、市全体を下水道整備区域に掲げているが、今後は人口が密集していない地域での整備となる。費用対効果を考えれば、効率的な汚水処理対策としては、合併浄化槽を主体に進めることではないかとただしました。市長は、農村地帯では合併浄化槽のほうがはるかに安上がり、検討するとは答えましたが、全面的な見直しには言及いたしませんでした。改めて市長の見解を伺います。

第2に、公共下水道布設済み地域の加入促進の具体策と年次目標についてであります。

前議会で、霞ヶ浦地区における公共下水道布設済み地域の加入率の問題を取り上げ、特に加茂・牛渡地区の特環流域公共下水道の加入率が極めて悪い点、四十数%ですが、これを指摘しま

した。しかし、土木部長は、加入促進の具体策と年次目標は答えませんでした。当市の下水道事業債は元金と利子を合わせて106億円、これは平成21年度末ですが、農業集落排水事業の借金を含めると149億円です。加入が進まなければ、無駄な事業となってしまいます。加入が進まない原因は一体何でしょうか。同意書に問題がなかったかも含めて、明快な答弁を求めます。

第3に、特環広域下水道の加茂の600ミリ管の布設設計根拠についてであります。

この問題は、昨年3月予算議会で無駄な事業として反対し、6月定例会以来、一般質問でただしてきました。この加茂地区の特環下水道事業における600ミリの管の布設設計根拠について土木部長は、今回600ミリ管は、将来の事業の手戻りを防ぐため先行投資したと述べ、家庭下水量に加え、工業専用地域を含めた計画汚水量を算定したと答えています。ですから、私は、この事業は、加茂地区の家庭からの汚水処理が本来の目的ではないと批判したわけであり、改めて、加茂工業団地内の工業用の排水の流量計算と加入促進策についてお伺いをいたします。

5、国民健康保険加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げについてであります。

国保加入者にとって、支払い能力を超えるような国保税が高くなった第一の原因は、国が国保財政に対する国庫補助金を削減したことにあります。それによって、各地の国保財政は深刻になり、国保税の値上げや資格証、短期証の発行など、国民の生活に重大な影響をもたらしております。

第1に、国保税連続引き上げの主な原因は、国庫負担金減額の実態があることであります。

国は1984年の国保法改悪以来、さまざまな国庫支出金を削減していますが、当市での国庫負担金の削減状況はどうなっていますか。その具体的な内容について、ペナルティーも含めどのようなものがありますか。調査結果の報告と、この点についての市長の見解を求めます。

2番目に、負担能力に応じた国保税の引き下げ策と減免基準要綱の作成についてであります。

国保税の引き下げについて、市長は前議会で近隣市町並みにする、秋のうちに方向を見出すと述べました。今年度若干ですが、国保税が引き下げられました。平成22年度の近隣市の国保税額のモデル比較表について結果報告と、市長の見解、近隣市町村並みとはどの市の例を考えているか、伺います。

滞納を理由に、自治体当局による保険証のとめ置き問題が起こり、これを解消するために厚労省は保険証交付に関するさまざまな通知、指導を行っています。その内容はどのようなものか、お伺いをいたします。

一方、当市は、5年消滅時効による不納欠損が国保税を大幅に引き上げた平成20年度に、大量の処理を行っております。保険証のとめ置きと不納欠損について、合併後の推移経過の説明を求めます。

国保加入者の多くは、所得が少ない方です。支払える国保税にすることと同時に、窓口負担の軽減や税そのものの減免要綱が必要であります。国保加入者への保険税の実態と減免要綱作成状況についてお伺いをいたします。

3番目に、国民健康保険の広域化についてです。

厚労省は、全年齢を対象に期限を決めて全国一律で、都道府県単位に広域化する方針を明らかにしました。この国保広域化について、市長の見解を伺います。

高過ぎる介護保険料の引き下げについて。

第1に、介護保険特別会計の黒字分を保険税の引き下げに回すことについてであります。

市は昨年、65歳以上の1号被保険者の第4期、平成21年から23年ですが、この保険料を引き上げました。平成21年度介護保険特別会計の決算では、1億720万円の黒字を出しています。当然、引き下げるべきだと考えますが、市長の答弁を求めます。

第2に、当市の介護保険の利用状況等の実態についてであります。

当市の介護保険料基準月額3年平均は3,951円ですが、県内平均は3,717円、県内では8番目に高くなっております。当市は、第3期と比べて介護保険利用状況が高くなると予想したということになりますが、実態はどうだったのか、また、県内と比べてどう違うのか、伺います。

7、向原土地地区画整理組合への税金投入問題についてです。

この問題に関して市長は、前回、これまでの市のかかわりを考えると、まるっきり地権者、組合員のみ損失の振り分けは現実的には無理だと述べ、最終的には損失が想定されるため、議員の皆さんにもご理解いただきたいと答弁、さらなる税金投入を示唆しました。

第1に、向原土地地区画整理組合への税金投入の問題点、この事業の経過と現状についてであります。私は、平成5年に、当時の組合員からの相談を受けて以来、向原区画土地整理事業問題に長くかかわってきました。この事業は、当初から組合施行といいながら、旧千代田町当局が組合を仕切ってきました。

そして、一部組合員の声を無視し、町当局は調整池の工事を強行したのです。これを強引に押し進めたのが鈴木元市長であります。地価は下がる一方、全国各地で区画事業破綻、区画整理法による開発は時代の趨勢に合わなくなっているにもかかわらず、国の都市再生法による補助金や規制緩和を機会に、今度は思いどおりにならない組合員を除外して事業を強行。当初、組合員数が65人、変更後は18人、実質14人です。地積も10ヘクタールから6ヘクタールと大幅に縮小され、都市計画決定もされず、都市計画道路の1本もなく、地形的には全くの袋小路であります。

既に6億6000万円もの公金がこの事業に投入され、平成15年には、向原土地地区画整理事業組合の借入金に係る損失補償として5億2000万円が債務負担行為として予算化されているわけです。たった14人の地権者の個人資産形成に、これ以上の公的資金の投入を許してよいのか、これが問われています。市長は、これを当然視するのでしょうか。また、損失が想定されるとしていますが、その裏づけの数値について説明を求めます。

第2に、当初からの組合員と仮換地購入者の組合員としての認識についてであります。

保留地が売れない原因に、当初から組合員による仮換地販売が先行していることが挙げられます。一方、仮換地を購入した方は、組合員となることへの認識に問題があるようです。仮換地購入者の現況報告と、その対策についてお伺いをいたします。

8、水道料金の引き下げ、見直しについてであります。

まず第1に、積み立てられた3億円を水道料金引き下げに還元することについてであります。

私は、9月決算議会で、積立金の3億円を財源に水道料金の引き下げを求めました。合併事業として実施する千代田工業団地への水供給で、収益は年間3150万円が見込まれるというのですから、余りにも高い水だという市民の声にこたえるべきではないでしょうか、市長の答弁を求めます。

第2に、地下水を確保し、県広域水道事業からの水供給を抑制することについてであります。市の水道料金が低い原因の一つに、県広域水道事業からの購入水が高いことが挙げられます。日本共産党県議団と地方議員団は、県企業局に水道料金の引き下げ交渉を何度となく重ねてきました。その結果、県西広域水道の基本料金値下げがことし4月から実現いたしました。その影響額は、当市では552万円になります。私は特に県中央広域水道事業からの契約水量を見直し、地下水を確保することが必要だと考えますが、市長の答弁を求めます。

9番目、あじさい館の利用向上の施策について。

あじさい館の利用の問題については、10月1日より、これまでのコミュニティーバスがシャトルバスとデマンド交通システムに変わりました。これまでコミュニティーバスを利用してあじさい館に通っていた、そして体操やおふろ、カラオケを楽しんでいた人たちから、交通費が100円から200円になり、今度は800円だ。こんなことだれが決めたんだ、あじさい館は閑古鳥が鳴いているなどの怒りの声が上がっています。あじさい館の利用向上策と利活用者に対して交通費の割引をする考えはないか、市長の答弁を求めます。

土浦市との合併の構想についてお伺いをいたします。

宮嶋市長は、土浦市との合併に大変熱心です。その理由は何でしょうか。そして、土浦市長の反応は余り芳しくないようですが、どこまで話し合いが進んでいるのか、お伺いをいたします。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の残土問題についてであります。残土問題につきましては環境経済部長、農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

2点目、入札監視委員会の入札改善提言につきましてお答えいたします。

入札監視委員の提言につきましては、希望価格等の事後公表や指名競争入札を一般競争入札にとの内容のようでございますが、これにつきましては、入札制度検討委員会において検討させておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。今、事前公表でやっているわけですが、事後公表にするということにつきましては、設計を担当している担当課等への業者の働きかけ等が強くなるという現実があるわけでありまして、そういったことを踏まえて、なかなか難しいところでありまして、今後も検討課題にさせていただきたいと思っております。

また、本市の入札制度は、毎年試行的に状況を考え、変更を行いながら入札を行っているわけですが、入札への参加につきましては、参加者の意思で市内のどこの地区の工事にも一応参加できるような制度になっておりまして、参加の意思決定は業者のお考えであると認識しております。ご理解のほどをお願いいたします。

公契約条例につきましては、重要なこととは考えております。近隣市町村でも、しかし、その

動きがまだないところであります。今後も周辺の状況などを見ながら検討を進めていきたいと思っております。

また、技術者を育てることは大変重要であります。研修への参加、あるいは臨時職員の採用など、状況に応じた対応を図っていかなければならないと思っております。状況によりましては実施設計をするために、議員ご指摘のように、実施設計をする力を持っているような、もう既に民間会社で十分1級土木であるとか、1級建築士の経験を持っているような方を、嘱託職員のような形で年輩の経験者を採用するというふうな、そういったことも含めて考えていきたいと思っております。

詳細につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の地元中小企業の仕事おこしにつきましてはありますが、小規模工事等契約希望者登録制度につきましては、23年度導入に向けた検討を今、行っております。また住宅リフォーム助成制度につきましては経済効果も見込まれるようではありますが、改修工事の内容によって、事業費も大きく違うなど問題もあるようですので、今後、検討を重ねていきたいと思っております。

詳細につきましては、総務部長、また環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

4点目の生活排水対策における公共下水道加入促進策と事業の全面的な見直しにつきましてはというご指摘でございますが、社会情勢の変化や都市計画などの大幅な見直しなどにかんがみ、今後、協議・検討してまいらなければならないと思っております。しかし、大分計画も既に以前なされて、加入料等、そういったものを既に徴収をしているような地域もございます。そういったこととか、あるいはまだ計画には入っているが、そういった徴収がなされていないところもあるわけでありまして、地区によって計画変更が容易なところと、そうでないところがあると思しますので、そういう個別の事情を十分勘案しながら調整を図っていきたくと。

特に、加茂の工業団地につきましては、既に1回、意向調査などを行っているわけですが、そのときは大分下水道に加入したいという意向が強かったわけですが、しかし、工業団地内の企業も大分自社で対応しているようなところもあると聞きます。そういったその後の状況の変化から、再度、企業等の意向調査を実施するなどして、もし計画変更が必要であれば、これも見直しの対象にしていくと、こういう考えであります。

詳細につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

5点目の国保税に関する考え方がありますが、第3回定例会におきまして答弁いたしました。現在、国保税率の引き下げについて近隣市町村並みの引き下げということを目指し、市民負担の軽減を目指しております。近隣市町村というのは、小美玉、石岡、土浦あたりを想定しておりますが、また収納率のアップによる交付金の減額解消にも努めてまいりたいと、こういうふうと考えております。

また、国民健康保険税の広域化についてであります。現在、国において後期高齢者医療制度改革の一環、それとの絡みにおいて、高齢者を国保等の被保険者とした上で保険税のみ県内統一すると、収納を自治体に任せるとかそういった話が出ておりますが、このような状況の中で、すべての被保険者を対象にした国保の広域化について、各保険者間においてもなかなか意見がまとまらないという状況であるとも聞いております。

また、広域化には県の負担増も求められることも予想されておまして、県の考え方というの

も重要なポイントになるのではないかと考えております。

詳細につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の高過ぎる介護保険料の引き下げというお尋ねでございますが、来年度は、第5期介護保険事業計画の見直しを行うこととなっておりますので、介護サービスの実績等を勘案し、検討を行っていきたいと考えております。

詳細につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

7点目の向原土地区画整理組合の税金投入問題であります。詳細につきましては土木部長からの答弁とさせていただきますが、今までもバブルの産物ということで、大分税金投入もしているわけではありますが、最終的に1億以上の区画整理組合の損金が出るということが予想されている中で、すべてを区画整理組合が負担するというわけには、設立の事情等から難しいのではないかと私は考えておりますので、前回の定例会でも答弁申し上げましたが、市のある程度のさらなる税金投入、負担もやむを得ないのではないかと、今の事業事情を勘案すれば、そういうこともやむを得ないと、こういうふうと考えております。

8点目の水道料金の引き下げ、見直しにつきましては、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

また、9点目、あじさい館の利用向上の施策につきましては、私も最近2度ほどあじさい館の、特に昼間の利用者等から直接意見聴取などもしております。いろいろ利用率が下がっているようなことも問題になっておると、こういう認識を持っております。この改善策等については、市長公室長、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

最後、10点目の土浦市との合併構想につきましてであります。合併に熱心だが、その理由は何かという、この件に関する1点目の問い合わせでございますが、やはり1つ大きいのは、国保税とか、あるいは学校の今、耐震化対策などをやっているわけではありますが、実際にかすみがうら市の財政が非常に困難な状況になっていると。学校も建てかえが現実的には下稲吉小学校の中央校舎、いわゆる蜂の巣校舎とか東校舎の新築等が今回の計画ではできないということになっておりますが、今、その見直し等もやっているわけですが、ご案内のように、蜂の巣校舎の使い勝手の悪さというのは、みんな認識しているところであります。

しかし、この改造、新築ができないという、そういう現実的な財政状況の困難さ、あるいは神立駅西口の再開発が今、かすみがうら市の持ち分はわずか0.9ヘクタール、その程度のところに対して、かすみがうら市の最終的な負担が10億円にも達するというような計画が進んでいるわけですが、こういったことも、もう財源の捻出が非常に大変です。そういう財政の困難さ、そういったところから、やはり土浦市等との合併によって行政の効率化を図っていくと、そういったことが1つ大きな要因に私は考えておまして、それが1つの大きな要因です。

また、これは今、マイナス要因であります。かすみがうら市の自然豊かな首都圏の一角にあって、いわゆる通勤圏、完全にもう都内の通勤圏になっている。あるいは、都内から東北方面、いわゆる東京から見て東北方面に日帰りでも何でもできる、そういう位置、これはすばらしい位置にあるわけですが、そういったことから、特に都内の中で板橋に今、焦点を絞って、交流を進めて、その中でかすみがうら市の生き方を、あるいは振興策を考えていきたいということを思っているわけですが、そういったすばらしい位置にあるかすみがうら市を県南の中で、

土浦市と合併、あるいはつくばと最終的に大きな広域合併をしたとしても、決して埋没することはないと思うんです。決してかすみがうら市の不利益になるようなことはない、このすばらしい特徴をむしろ生かせるのではないかと、積極的に生かせるチャンスが飛躍的に伸びると、そういうふうに考えております。

そうしたプラス面、大きく分ければ、今言ったプラス面と、財政のマイナス面を合併によってカバーすると、そういったことから土浦市との合併を前向きに進めたいと、こういうふうに考えておまして、就任早々の土浦市長への発言になったわけでありまして。

土浦市長は、確かに余り歓迎しないような意向を示しております。しかし、私はこれはもう大きい流れであると、こういう大きい流れの中でどんどん発言をしていく。そして、土浦の大勢の市民の方、議員さん、そういった方とどんどん個別的な話をして理解を深めていく。あるいは、かすみがうら市内の理解はもちろんであります。そういったことでどんどん進めていきたいと思っております。

来年はかすみがうら市の市議選、さらに土浦市の市議選が4月にあります。11月、1年先の秋には土浦市長選があるわけでありまして。この2つの市議選、さらに土浦市長選などを経た後で、本格的な合併構想づくりというか、合併協議会の設立も含めてムードを盛り上げていく、市民理解を深めていく、そういったことを今、念頭に置いておまして、土浦市が消極的というのは、市長はそうではありますが、私は、決して土浦市全体がこの問題についていつまでも消極的であるような状態ではないのではないかと、土浦市自体もですね、そういうふうに考えております。

そういった考え方から、今後も土浦市との合併はぜひとも前向きに取り組んでいきたいと、こういうふうに考えておりますので、皆様方のご理解をよろしくお願いいたしますと思っております。

以上、第1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

佐藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

残土の問題とリフォームのことというようなこととございますので、その2点につきましてご答弁申し上げたいと思っております。

まず1点目、1番の残土問題につきましてお答え申し上げます。

市では、地元住民の皆様の不安を解消するため、昨年度に引き続きまして、今年度も検査業者に委託をしまして、環境庁が定めた土壌の汚染に係る環境基準や水質汚濁に係る環境基準に基づきまして、現場での土壌調査及び現場わきを流れる水路の水質調査、並びにその水路が飯田川に流れ込む箇所から見て上流と下流の水質調査、これは比較をするためでございます。8月から9月にかけて実施し、特に問題なしという調査結果を得ております。

また、調査結果は、その採水、採土に立ち会っていただいた地権者と現場のある下土田の区長さんには文書で報告させていただいているところでございます。

先月の幕の内区長さんと市長との直接の話し合いの中で、市が現場に、浅井戸になると思いますが、モニタリング用の井戸の設置、また井戸水の追跡調査を実施していくという提案がなされ

たわけでございます。現在、その詳細についての土地所有者との協議や準備を進めるとともに、関係機関や関係者との協議を進めているところでございます。

1点目、3番の残土埋め立て事件の反省に立った残土条例の改正につきましてお答え申し上げます。

昨年度から下土田残土埋め立て事業事案や住民ニーズに応じ、いわゆる残土条例及び残土条例施行規則の一部改正事務を現在進めているところでございます。法令予備審査会及び審査会等、市役所内での協議はほぼ終了し、形はでき上がりました。しかし、残土条例には罰則の規定がある関係上、最後に検察庁との協議が必要となります。次回の議会には上程できるよう、協議を進めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3点目、2番の住宅リフォーム助成制度の創設につきましてお答え申し上げます。

住宅リフォーム制度につきましては、地域経済の活性化を目的といたしまして、近年、中小施工業者の緊急経済対策の一環といたしまして実施している市町村がでございます。しかしながら、受注業者の偏りなど、その効果が疑問視されるケースもございますので、今後、慎重に検討していきたいと考えております。また、商工会及び商工組合に対しまして、その団体の信用性があるところからその団体の受注、あるいはPRについて提案しているところでございます。近く組合による会議を行い、協議するとのお答えをいただいております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

[農業委員会事務局長 中島邦之君登壇]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

1点目2番の今回の市農業委員会の農地改良に基づく一時転用許可申請のあり方についてお答えします。

農地改良に基づく一時転用は、農地法5条により茨城県で許可をするものであり、市の農業委員会としては、平成21年6月3日に申請を受理し、県へ送付し、県にて申請が許可になりました。

今回の改善策ですが、農地改良の申請がなされた場合、一時転用許可申請の事業計画書など、他の書類なども今以上によく精査し、また残土につきましても、以前は、残土条例による事前協議が済んだ段階で農地法の申請を受理していましたが、今後は、事前協議ではなく、残土条例の本申請にし、本申請の書類を添付し、農地法の一時的転用許可申請書を受理するようにいたします。また、農地法の許可が残土条例やその他の法令の許可と同時許可になるように関係機関と連携してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、2点目1番の日向野教授からの改善提言についてでございますが、入札監視委員会に

つきましては、平成18年に3名の学識経験者をお願いをし、年2回開催をしているところであります。本年も11月に第8回の入札監視委員会を開催いたしました。

ご質問は、希望価格の事後公表の件かと思いますが、ただいま市長からお答えがあったとおりでございますが、市長からも今後のあり方について指示がありましたので、入札検討委員会の中で、検討協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目2番の談合入札の温床を断つ政策、道路路線の㊦㊧を一つに統合する必要性についてお答えをいたします。

現在、道路番号につきましては、合併時代からの協議事項でありまして、結果として、現在の㊦㊧を残す表記を選択したものでございます。理由といたしましては、単純に㊦㊧を外しますと、重複番号が発生するということがございまして、新たにすべての道路番号を認定する必要が出てまいります。隣接市であるつくば市、土浦市、石岡市等につきましても、旧市町村の表記をそのまま使っている状況でございます。

また、ご質問の中ですみ分けの実態調査という内容のご質問がございました。提出をいたしました資料でもおわかりいただけたと思いますが、旧霞ヶ浦町、千代田町の地区間の工事受注結果のすみ分け率につきましては、全体では94.57%となっております。ご質問にもございましたが、これらの結果が談合の結果とは断定できないものというふうに考えております。

現行の入札制度では、一般競争も指名競争入札もすみ分けすることなく、広く自由に応札できる現状でございます。したがって、個々の業者の意思や条件等により応札する路線を個々に決めており、その結果が、このような状況としてあらわれたものではないかと考えております。

これらを総合的に判断しますと、莫大な経費を要して道路台帳等につきまして統一を図ってもこのような状況は、業者のそれぞれの都合により発生するものもございまして、必ずしも談合の温床になるものではないというふうに考えております。

次に、2点目3番の最低制限価格の設定と公契約条例につきましてお答えをいたします。

公契約条例の制定につきましては、これまでも何回かご質問をいただいております。国・県、隣接市町村の状況を注視してまいりたいと、これまでもご答弁を申し上げております。市といたしましても、公共工事における品質の確保、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者の方々へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止するために、最低制限価格の設定をいたしておりますので、よろしくお答えをいたします。

次に、2点目4番の技術職員の育成につきましては、以前から複数の議員さんからもご質問をいただいております。技術職員の中でも特に必要となってくる部署につきましては、ご質問のとおり、土木部門ということになろうかと思っております。本年度の職員採用に伴いまして、土木関係職員2名を雇用するという事で募集をしておりましたが、職員採用を見送った経過がございます。そういうことがございまして、専門職につきましては、臨時職員等の採用を含め、必要に応じていま一度検討をしてみたいと考えております。

続きまして、3点目1番の小規模工事等契約希望者登録制度の導入についてお答えをいたします。

第2回定例会で入札制度の見直しとあわせて検討してみたいというふうなご答弁を申し上げております。

本年11月5日に開催をいたしました入札検討委員会に、ご提言を踏まえまして要綱案を提出し、協議、検討を行っているところでございます。今後も小規模工事や登録者の範囲、金額、選定基準等協議を重ねる内容が数多くございますので、入札検討委員会を中心に、先ほど市長からもございましたが、23年度の導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんのご質問4点目、それから7点目にお答えを申し上げたいと思います。

なお、先ほど市長のほうからもご答弁をされておりますので、重複部分があるかと思いますが、ご理解をいただきたいと思います。

4点目の生活排水対策に係る下水道加入促進対策と、事業の全面的な見直しにつきましてお答えを申し上げます。

最初に、1番の費用対効果に基づく公共下水道の全面的な見直しにつきましては、さきの第3回定例会でもお答えを申し上げましたとおり、事業認可区域の整備については一応の成果があったというふうに考え、認可区域内の整備は継続をするものの、認可区域外のエリアについては、合併浄化槽の整備を進めているところでございます。

整備計画の見直しについてでございますが、先ほど市長からお答えを申し上げましたように、各種状況等を踏まえまして、さらに協議、検討をしまいたいというふうに考えております。

次に、2番の公共下水道布設済み地域の加入促進の具体策と年次目標についてお答えをいたします。

これにつきましても、第3回定例会でお答えを申し上げましたとおり、21年度末の下水道整備区域内の加入率は、農業集落排水も含め、88%という状況でございます。加入率向上に向けての計画につきましては、毎年、推進地区を定めまして、職員と地域の役員さんの協力を得ながら戸別訪問等を行っており、早期の接続を依頼している状況でございます。その中で加入が進まない原因としましては、浄化槽が設置をされている、あるいは改造資金が不足をしている、また増改築の予定があつて、時期を見合わせている等々の理由がございました。

加入申請につきましては、接続に関する意向調査を実施をし、下水道事業受益者申告書及び加入申請書を提出をしていただいております。今後も加入率の向上が見受けられない地区については、重点的に加入促進を図り、年次的に各地区の加入率向上を図ってまいりたいと考えております。また、同様に、第3回定例会でも補正予算を計上をさせていただいた緊急雇用創出事業における臨時職員を雇用しまして、推進活動のさらなる強化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、3番の特環公共下水道事業の600ミリ管の設計根拠ということでございますが、本事業計画の上位計画である霞ヶ浦湖北流域下水道計画に基づく加茂処理分区から流入する生活排水については、調整区域内の内加茂、御殿、松本等の集落、合わせまして計画の面積が106.6ヘクタールということになり、1日当たりの時間最大量976立方メートルと、それから、市街化区域に

ある工業専用地区と準工業地区からの排水につきましては104.7ヘクタールの面積があり、単位製造品の出荷額当たりの工場排水量、1日当たり時間最大量で1万2254立方メートルと合わせまして、面積211.3ヘクタール、1万3230立方メートルを排水する計画であります。

排水管については、最小流速を確保し、かつ時間最大汚水量に対して余裕率を確保する必要があります。これらの条件を踏まえ、地域の、また地形の条件などを考慮しまして、下水道施設的设计基準により工事費の節減などを検討をした結果、口径は600ミリというようになった経過でございます。

また、市長からもお答えの中でお答えはございましたけれども、加入促進策については、以前にアンケート調査を実施した結果、42社に対し32社から回答をいただき、22社が下水道整備を希望、使用中の施設で対応するという会社が4社あり、接続の意思がないと言われた会社が1社という回答を得ている状況でございます。

今後の整備計画策定に当たっては、再度のアンケート調査を実施するなど各企業を訪問し、意向を把握するとともに加入についての促進に努めるなど、整備計画の検討をしたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

次に、7点目、向原土地地区画整理組合への税金投入問題についてお答えを申し上げます。

最初に、向原土地地区画整理組合への税金の投入の問題点、事業の経過と現状についてでございますが、当事業につきましては、組合施行の土地地区画整理事業であります。土地地区画整理事業の目的が、健全な市街地の造成を図り、公共の福祉の増進に資することとありますので、組合施行であっても、公共性や公益性が高いことから、当時の千代田町において、助成要綱に基づき、事業費に対しての助成金を交付をしております。

損失が想定される裏づけ数値についてでございますが、現段階での金融機関からの借入残高が2億4700万円となっております。現在の残保留地での売却予定額が2億112万円であり、それだけで考えますと、4588万円の不足金ということになります。それに、今後予想される支出金として、保留地の値引き、あるいは本換地等解散までに係る費用、さらに支払い利息、保留地販売経費、それから下水道の加入分担金等がありますので、組合解散時での不足金が出ることは確実にあると考えております。

現段階におきましては、不足金は賦課金という形で補うこととなっておりますが、他の組合の解散している状況を見ると、賦課金だけではなく、市からの援助を受けて解散をしているというのがほとんどであります。いずれにせよ、早期解散をすることが不足金を少しでも少なくする方策と考えますので、今後におきましても、組合に対し早期解散ができるよう指導をまいりますので、よろしくをお願いを申し上げます。

次に、当初からの組合員と仮換地購入者の組合員としての認識についてでございますが、以前にもご説明を申し上げましたが、仮換地を販売する者として説明責任がありますので、必ず説明をするよう指導をしてきております。また、口頭だけの説明では周知徹底されないことから、基本的事項を書面で作成し、説明をするようお願いをしております。さらには、仮換地の所有者がかわる際には、組合定款の規定によりまして届け出をしなければなりません。届け出書記載内容に、新組合員は再減歩や賦課金が発生したときは、その義務を負う旨の内容が記載をされています。また、総会等の開催時は、新組合員に対しても開催案内を文書にて発送をして

おりますので、仮換地を購入した方は、当然組合員として認識をしていると考えております。

仮換地購入者についてですが、組合員38名のうち仮換地購入者、いわゆる新組合員でございますが、23名でございます。

今後も、解散時に組合員への負担が軽減されるよう、組合に対し保留地完売に向けての指導、助言を引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

5点目の国保加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げについて、まず、第1番目の国庫負担金の減額の実態についてであります。国保会計における公費負担分については、年々低下している状況にあります。歳入における国庫支出金の占める割合は、平成17年度33.5%あったものが、以降30.4%、27.6%、26.2%、21年度決算額においては26%となりました。この要因としましては、国保税の収納率が国の基準に満たないことによる調整交付金の減額と、本来、高齢者の多い国保保険者の運営を助けるはずの前期高齢者交付金についても、交付額がふえるに連れ、国庫負担金が減じられたことによるものであります。

次に、第2番目の負担能力に応じた国保税引き下げと減免要綱についてであります。22年度税率による近隣市との比較で申し上げますと、例えば基礎控除を引く前の所得で比較しますと、本市加入世帯においては、100万円から200万円未満が全体の23.5%を占めているため、所得150万円で加入世帯夫婦子ども2人の4人の想定モデルケースの場合、本市が26万700円であるのに対して、土浦市24万8200円、石岡市26万4500円、小美玉市25万7600円となっております。その他の所得階層及び加入世帯2人の場合などのことも比較しておりますが、一部の人の格差は若干解消されている状況であります。

次に、保険証のとめ置きにつきましては、21年度以前では、滞納世帯が納税相談に応じた場合交付してきましたが、21年度における通達もあり、3月の保険証発送の際、本来、資格者証交付世帯であっても、世帯主の納税相談の有無にかかわらず、中学生以下の被保険者に対しては6カ月の短期被保険者証を発送しております。22年度においても同様に、高校生以下の被保険者に交付している状況であります。

次に、不納欠損の推移経過であります。平成17年度に合併した後、平成19年度4月に市役所の組織機構が改められ、それまで税務課、国保年金課にそれぞれ係としてありました収納対策室が一本化され、納税推進課が発足し、市税等徴収の一元化が行われました。

そこで、滞納実態の調査が進められ、まずは地方税法に定められた課税後、時効中断を除いて5年を経過したものは徴収権の消滅、いわゆる時効が成立してしまうということで収納することはできませんので、ご指摘の19年度に119件、約2800万円、翌20年度には463件、約7812万円、昨年度の21年度には99件、約992万円が、地方税法第18条の規定による時効による不納欠損処理を

行ったということでありませう。

次に、減免要綱については、来年度4月から適用できるよう検討しております。内容につきましては、その世帯に属する世帯主が6カ月以上の長期にわたる疾病、または負傷により医療費の支払い額が月平均収入額の10分の3以上に及ぶ場合に、疾病または負傷の状況を証する書類、もしくはその状況に関する申し立て書、納税義務者及びその属する世帯全員の所得等を証する書面等を提出していただき、医療費の総支払い額から高額払い戻し額を引いたものを本年の平均収入額で除した支払い割合が30%以上の場合において、区分に応じた減免割合を乗じて得られる額を賦課額とするなどを検討しております。

その他災害により、その財産に著しい被害を受けた場合、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、あるいは不漁、その他これに類する理由により、著しい被害を受けた場合などを考えています。同様に窓口負担の軽減についても検討しております。

以上であります。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、6点目の高過ぎる保険料の引き下げについてお答えいたします。

保険料は市町村が3年に1度、人口や高齢化比率の推移、介護施設の整備状況、また介護サービスの利用状況などを見込んで改定するものであります。第4期介護保険事業計画において基準月額4,000円と決定されたものでございます。

平成21年度決算におきまして黒字分、これまでの積立残金、基金等につきましては、第5期介護保険事業計画において検討していきたいと考えております。

次に、介護保険利用状況につきましては、9月末現在、人口4万1013名のうち、65歳以上の第1号被保険者が9,811名、約22.3%になってございます、の方がおります。このうち13.8%の1,352名、また第2号被保険者の51名を合わせた1,403名が介護認定を受けております。内容としましては、居宅介護サービス受給者数735名、地域密着型サービス受給者数152名、施設介護サービス受給者数295名となっております。

その利用状況の実態、また県内との比較しての違いということですが、詳細については、事前に提出しました資料のとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、あじさい館の利用向上策についてお答えいたします。

あじさい館の事務室の空きスペースにつきましては、第3回定例会におきまして、その利活用の考え方的一端をお答えしたところでございます。現在、社会福祉協議会の事務所を一本化するとともに、霞ヶ浦公民館が入る予定で準備を進めているところでございます。

今後のあじさい館の利用向上策につきましては、福祉館、図書館、公民館の機能を持つ複合施設がそれぞれ活用されることによりまして、施設全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

[水道事務所長 仲川文男君登壇]

○水道事務所長（仲川文男君）

8点目の水道料金の引き下げ、見直しにつきまして、お答えをいたします。

最初に、1番の積み立てられた3億円につきましては、平成21年度決算時におけるこれまでの積み立てた減債積立金でございます。正確な金額につきましては、2億9979万962円となっております。この減債積立金は、地方公営企業法第32条第1項の規定に基づきまして積み立てた金額でございます。かつ令第24条第1項の規定では、事業年度末において企業債を有する公営企業は、欠損金補てん残額の20分の1を下らない額を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならないとされております。

ちなみに、平成21年度決算時における企業債未償還額は48億713万520円でございます。現在の積立額につきましては、まだその約6.2%という状況でございます。今後とも法に基づき処理を行うこととなります。

ご質問は、この減債積立金をもって水道料金引き下げに還元すべきとのことですが、この積立金は、法第32条第3項の規定により、企業債の償還に充てる場合のほか、使用することができませんので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、ご質問にございます現在進めている土浦・千代田工業団地内の配水管布設工事につきましては、工事完了を平成23年度としております。給水開始時期は完了後となります。

次に、2番目の地下水の確保に関しましては、昭和52年施行の県条例の許可を得て採取しておりますことは、これまでもお答え申し上げてきた経緯がございますが、この許可が平成21年7月31日までであったため、更新許可を得るため、昨年、県と協議を重ねた結果、規制が強化されることなく現状維持水量を確保できました。そして、今後5年間、平成26年7月31日までの許可を得ております。ただし、この許可書には、次のような条件が付されております。県広域水道用水供給事業により、供給されるまでの暫定採取とすとなっております。

ちなみに、千代田地区につきましては、県西広域水道からの供給は協定水量と同量の日量4,600立方メートルでございまして、現在、全量を既に受水しております。霞ヶ浦地区につきましては、県中央広域水道との協定水量、日量6,700立方メートルのうち1,400立方メートルを契約水量として、平成21年度までの契約で県から受水してございましたが、平成22年度からは、日量1,000立方メートル増の2,400立方メートルを受水する契約を県と締結しなければならないところ、県との協議によりまして、今後3年間、平成24年度まではこれまで同様、日量1,400立方メートルで受水契約を締結することができました。

なお、不足分につきましては、安価な地下水採取により確保することで受水費の支出を抑制し、経営の健全化に努めているところでございます。一方、県西広域水道の基本料金につきましては、議員のお力添えもございまして、本年4月より値下げされました。さらに、本年10月には、県中央広域水道料金値下げ要望を県知事及び企業局長に行ったところでございます。

ご質問の協定水量の変更見直しについての質問には、これまでもお答えを申し上げておりますように、追加要望も行った経緯もございまして、非常に難しいものと思われま。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

○市長公室長（塚野 勇君）

佐藤議員のご質問の中で、9点目のあじさい館の利用向上と利用者へ交通費の割引につきましてお答えいたします。

ご案内のように、今回の新交通システムにつきましては、国の補助を受けまして、10月1日から実証運行として運行を開始したものでございます。従来のあじさい館や両庁舎間の連携を主体とした運行形態から、市内全域の公共施設を初めとするさまざまな施設へのアクセスなど、利便性の向上をねらいに、交通手段を持たない市民の皆さんの公共交通としての足の確保と生活圏の拡大を図ったものでございます。

ご指摘のように、現在、幾つかの要望等をいただいておりますが、運行開始後間もないことから、今後も幾つかの改善、要望等が想定されます。そういう中で将来に向けた持続可能な公共交通体系を実施をする試験的な運行期間中でもございますので、今後の運行状況・推移等を見ながら、ご指摘のございます公共交通利用者の増加策の検討とあわせまして、改善策等の検討を進めたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時40分

[藤井裕一議員退席]

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

1つ、佐藤議員のご質問に対して答弁漏れがあったということでご指摘を今、受けました。

公契約条例の絡みで、最低制限価格をすべての小さい工事等についてまで設ける必要がないのではないかという趣旨だということでもあります。

現在、すべての発注について最低制限価格を設けているわけではありませんが、工事関係につきましては、小さい工事についても制限価格を設けております。議員ご指摘のとおり、余り小さい土木工事等については、やはり検討してもいいのではないかとも思いますので、今後、担当の者に、あるいは入札検討委員会、そこに検討するような指示をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

大変失礼申し上げました。9月16日の、市長と私どもの部の職員と地元の区長さんとの、また佐藤議員さんもその中に立ち会っていただいたわけでございます。その内容につきまして、ご報告申し上げたいと思います。

まず、地元の地下水を利用されている方、あるいは農業用水を利用されている方、非常に心配だということがございまして、観測井戸を掘りまして、地下水の観測、水質調査をします。さらに幕の内地区周辺の井戸の利用者の井戸水の調査をしまして、モニタリングをしまして安全性を確認するというふうなことが1つでございます。さらに、条例の改正をいたしまして、こういう事業によりまして、地域周辺の皆さんに迷惑がかからないような条例の改正というようなこともございました。条例の改正につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、内部の協議が終わりまして、検察庁との協議の段階に入っております。さらに、かかる事業者に対する告発の問題がございます。これが答弁漏れでございます。

告発につきましては、現在、条例違反ということで土浦警察署と協議を進め、土浦警察署から県警本部のほうに書類が上がり、告発を受理する前の書類の審査というふうな段階に入っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

今、9月16日の確認の点について指摘しましたように、業者はもう完了したのかどうか、完了届が出されたのか。完了届が出されないために、また前回指摘したように集水枡とか排水口とか、それからのり面、そういうものもやらないままにとんずらしちゃったわけでしょう、とんでもないですね。こういうことが事実としてまだ残っている。これは確認できますか。同じですよ、農業委員会も。農地改良をするわけですから、最終的な責任をほうり出したまま逃げ出したということになったら、これは告発ものですよ。だから、告発をしているんじゃないですか。その点が非常にあいまいだというふうに思うんですよ。

1つ聞くんですけれども、私は市のある農業委員の方が残土持ち込みの話のかけたということ指摘しましたよ。そのことについては、後で私がいろいろな方から、農業委員の方から抗議を受けましたけれども、実際にああいう状況を見て、農地に適しているのかということですよ。この問題で働きかけがあったかどうかは確認しましたか。私は、あなたはその本人に確認したのかというふうに言った方もいらっしゃいますよ、農業委員の方で。私は何人かから聞いて、そのことを確信を持って言ったわけですよ。ですから、その働きかけが一農業委員、ある農業委員がやったということを確認したかどうか。それと完了届は今でも出されていないんじゃないですか。この点を確認してください、両方とも。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

地権者に対してそのようなことの確認ということですが、私は確認しておりませんが、農業委員の仕事としては、いろいろな農地に対していろいろな相談をするのも一つの仕事だと考えておりますので、また今回のようなことに対して相談、または農業委員が働きかけたということはないと思っております。

また、工事についてはまだ完了していません。県、地権者などと話し合いをずっと進めてまいっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ご答弁申し上げます。完了届は提出されてございません。また、仮に提出されたとしても、条例違反等がございます。あるいは条例に基づいた土壌調査とか、そういったことが履行されてございませんので、履行後、すべての申請された段階での約束事が履行後、完了届が出されれば、それは受理するというようなことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

農業委員会の責任は重いんですよ。特に、土砂等発生元証明書、これ偽造されていたと。そのことがわかったのが、もう11月17日の許可前ですよ。それが県のほうは、それに対して不問にした。市の農業委員会も実際に行って、そのことを不問にしたということになるわけですよ。

この段階で許可の取り消し、取り下げ、これをやれば、市の残土条例で許可することはなかったんですよ。しかし、市の軟弱な姿勢が、業者言いなりの姿勢が今回の許可になったわけですよ。だから、ストックヤードからの搬入も運用と称して許可しちゃったわけでしょう、そうじゃないですか。この点についてちゃんと農業委員会の、または市のほうの対応、これについては、きちっと整理をして答弁してください。

農地転用許可後に、この工事が完了していないということは非常に問題なんですよ。この農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理についてという通知があるんですよ。この通知では、転用目的に供さないまま、相当長期にわたり放置されている土地があることにかんがみ、農地転用許可後の指導の徹底を強調している。

具体的には、工事の進捗状況が事業計画に記載された工事の着手、または完了の時期から著しく遅滞しているときや事業計画どおり工事を行っていないときは、文書によって催促し、そうした催促後も改善がないときは許可に係る転用事業を完了させる見込みがなく、かつ第2、または第3による事業計画変更を承認することができないと認められるときは、事務処理要領に定めるところに従い、農地法第83条、今は第51条ですが、これによる許可の取り消し等の処分をしなければならないというふうになっているんですよ。この市の農業委員会、完了届が出されていない、

終わっていない、そのままですよ。これについて、告発も含めてこの通知についてどのような見解を持っているか、答弁願います。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

工事は確かに終わっておりません。許可権限は県でございますが、県においても、9月1日付で会社、施工者ですね、あと地権者に対して是正勧告をしてございます。農業委員会としても、できるだけ早く農地復元していただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

残土条例の改正は、12月じゃなくて3月に先送りになったと、それは検察、いわゆる罰則規定、これは地権者も問題があった場合に罰則をするという中身なのかどうか、この罰則の規定の中身についてちょっとご報告願いますか。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

それでは、改正残土条例の骨子といいますか、骨格についてご報告申し上げたいと思います。

まず、1つでございますが、先ほど議員さんのほうから運用したことがかかる大きな問題につながったというようなことが指摘されているわけでございます。そういったことでございまして、発生場所から残土を持ってくる時間がかかることで運用したというふうなことでございますが、今後は改正条例につきましては、ストックヤードを認めないというような方向で進んでございませぬ。発生場所から埋め立てするところに直に持って来るということが1つでございます。さらに、県外からの残土搬入というふうなことがございまして、今回、それも大きな問題につながったかなと思います。鹿嶋市では、県外からの残土搬入は認めてございませぬので、鹿嶋市に倣ってと申しますか、県外からの残土搬入も認めないというふうな形ということでございます。

さらに、検察庁との協議がなぜ必要かということでございますが、これにつきましては、先ほど佐藤議員さんのほうから言われましたように、今回は事業者並びに土地所有者につきましても、責任を持っていただくというような形の条例改正の方向でございますので、検察庁との協議が必要というふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

それでは、入札の問題について移りたいと思いますが、すべて日向野先生からの提案については、市長はきちっと読まれたんですね、提言は。文書はきちっと確認しましたか。私はそのことを前回言ったんですよ。日向野先生が提案していた文書についてはきちっと確認しておりますか、読みましたか、その点についてちょっとお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっと文書を読んだかどうか忘れちゃいました、ちょっと、本当のところ。ただ、趣旨については説明は受けておりました……

[佐藤議員「説明じゃないよ、読まなくちゃ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

はい、反省いたします。いずれにしても……

[佐藤議員「改革する気あるのかい」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

申しわけありません。問題は、最低価格云々とかってということよりは、私はもっと大きい問題としてとらえておりましたので、というのは、業者の方が、ちょっと言いづらいのですが、要するに市内の業者と市外の業者の入札案件を比べてみますと、市外の業者が入っている分については、相当低価格入札になっているんですね、市内の業者だけだとそうでないと。結構95%以上になっている例が多いわけです。

基本的には、市内の業者にやはり談合体質がまだ残っているのではないかと。ですから、最低価格をどうこうという問題よりは、市内の業者だけで入札するということが問題ではないかと。市内業者の育成という問題もあるわけではありますが、前坪井市長時代からもいろいろな工夫をして制度改正や何かをやっている。一時的には、かなり入札価格もダウンしたわけではありますが、ダウンすればいいというものではありませんが、しかし、今は非常に高どまりしていると、そういう状況を見ると、どうしても市外、特に土浦、石岡の業者とあわせて混合して相互乗り入れをやらないと、最終的には談合体質というのは直らないんじゃないかと、私はそういう認識を持っております。

相互乗り入れというのは、結局土浦の業者にもこっちへ入ってもらって、こっちの業者も土浦の仕事に入れてもらおうと、片方では片手落ちになりますので、そういう中で、本当に力をつけた業者に育ってもらって、市の本当の力を持った業者になってもらうということが私は大事ではないかと、そういう根本的な解決方法を図らない限り、単に最低価格を撤廃したとか、そういう問題では私はないという認識を持っております、確かに日向野教授の指摘もわかるのはわかるんですが、私はそういう談合に対しては、そういった認識を持っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午後 0時04分

再 開 午後 1時35分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

入札制度のいわゆる監視委員会の日向野先生の提言について、しっかりと読んでなかったということではありますが、この先生の提言の中には、予定価格を変更して希望価格にしたと、でもその希望価格は実質的にはほとんど変更がないと、効果があるか疑問だと。だから、希望価格も事前公表をやめるべきだというのがこれ第1点なんですね。それと、本店縛りがあるからどうしても範囲が狭まると、そのことによって一般競争入札といっても、実際には狭い範囲での争いにすぎず、競争性は働いていないというのが第2点です。500万以上1000万の建設工事については、4月1日の入札改善よりも、逆に改革とは言えない改悪だというふうに言っているわけでありませぬ。特に、500万未満の建設工事について指名競争入札が導入されているが、やはり本店縛り、このことがあって特に弊害が多いと。

そして、ここが大事なんですよ、この数年の入札結果から見ると、業者間には縄張りの的なものがあると。すみ分けがうまくできていると思われるケースが少なからず見えるというふうに言っているんですね。それでその結果として、数値として平均95%を超えるすみ分けの実態が㊦㊧であるというふうに報告したわけでしょう。それはあくまでも業者の問題だというふうにして見過ごしちゃだめだというのが私の提起している問題なんですよ。

先生は、それに加えて、すべての工事については、もう一般競争入札にすべきだと。それから、5000万未満の建設工事には本店縛りをやめて、いわゆるもとに戻すと。市内の支店、営業所も含めた形でいう業者も参加するようにするというのが中身です。そして、もっと大胆なのが、縄張りやすみ分けをなくすためには、逆にその地域にいる業者を外せとまで強烈に言っているわけですね。

こういう対策というのは、市長は現実的でないと言うかもしれません。現実的というのはどういう意味なのかわかりませんが、流れに流されるのが現実的なのか、実際にこのままだと入札談合というのはなくならないままになるというふうに思うわけなんですよ。

だから、市長が今実際、希望価格を公表しなかったら職員が大変になると言っていますが、そういうことではないんじゃないか。やはり毅然として対応するというふうにしなから、業者もそれに対応していくということが適切なんじゃないかなと思います。これについて市長はどうお考えですか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

午前中のご質問の中で、日向野教授の文書を見ているかと言われた中で、「いや、申しわけない、見ていませんでした」と申し上げましたが、私はそのとき、何か1冊の本みたいなものになっているものごとを言っているのかなと勘違いをいたしまして、読んでないということ申しましたが、日向野先生、私はお会いしたことはないんですが、市の入札監視委員会の委員さんだということではありますが、その提言内容については、実は箇条書きにしたものを以前に課長からちょっと見せてもらったことありまして、その要点は今、議員がおっしゃるようなことであります。そのことは、私は認識しておりましたので、ちょっと読んでないと申しましたのは誤りでござい

ました。おわびを申し上げます。

それと、今のお話であります、基本的には、例えば㊸と㊹の㊸のほうに㊹、いわゆる千代田地区の業者だけを一般競争入札にするとかということになると、結局業者数も少なくなってしまうし、市内業者という縛りだけだと、これはまた問題があると思います。やはり根本的には、いわゆる談合体質というのが問題なんでありまして、これを根本的に直すのには、やはり外気に触れる必要があるんじゃないかと私は考えております。それも一遍に土浦の業者と行ったり来たりするというんじゃなくて、例えば、まず段階的に500万ないし1000万円以下の工事については、土浦の業者もこっちに入れる、こっちの業者も土浦に入れてもらうような話し合いをする。そして、業者の絶対数をふやすということをしないと、今、かすみがうら市だけの業者でやっている、本当に業者が5社に満たなくて、不調になってしまうようなことも多いみたいであります。

その件について、この前、建設業協会の役員さんが見えて、今度は3社でも不調にしないしてほしいとかそういう要望を受けておりますが、これはやはり本末転倒で、やはり根本的に外気を入れて徐々に土浦、かすみがうら一体になってやっていけば、もう少し改善されるのではないかと思います。

[「土浦」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

何で土浦かと申しませば、答弁長いと余計なこと言うなというふうな話になるかもしれませんが、いずれ土浦とかすみがうら市は一緒にやっていくという前提で、徐々にそういった入札についても業者がお互いに交流するというのはいいんじゃないかと、こういうふうに考えます。

そういった根本的な改革をやらないと、日向野先生もいろいろ言っておりますが、単に希望価格の事前公表をやめただけでは談合体質は私は直らないと、こういうふうに思っております。

答弁になっているかどうかわかりませんが、不足の点をご指摘ください。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

業者の絶対数をふやすということは当然であります。ですから、㊸㊹で別に業者を分ける必要はありません。ですから、指名競争入札でも、指名競争入札ですよ、指名競争入札で㊸㊹で、それでも分かれちゃうんですよ。一般競争入札で㊸㊹だけで入札という傾向もありますけれども、指名競争入札は指名しますから、両方の業者が入るわけですよ。ところがそうはいかない。これが実態だということなわけです。

もう一つ問題なのは、この前、私が指名競争入札にかかわる業者選定についての申し入れについてであります。

これは11月2日の実施予定の指名入札について、いわゆる今まで私が何回も指摘した同和という業者と言われている愛総建という組合が落札するよというような情報だったんですね。これは前の議会でもそういうことがあって、私はこれを指摘したんですよ。それで、そのときに山中部長は「お答えは差し控えさせていただきます。わからないという状況です」というふうに答弁して、そしてまた今回も入れたんですね。

今度は、おもしろいことに、広域事業協同組合と愛総建、これは2つ入って、あと市内の業者

ですね。そして、愛総建というのが水道関係の仕事をとって、広域のほうは㊦の道路修繕ですか、これをとっているという実態があるわけなんです。その後、この問題でまた意見を出してくれたファクスが来ているんですけども、㊥と㊦に振り分けたと、これでは、市当局が談合の手助けをしているんじゃないかというふうに見られても不思議はないというふうに指摘しているんですよ。

私、前にも言ったかもしれませんが、今回の出してくれた資料の中にも間違いがありました。その間違いは、広域事業組合が入っていたのが抜けていたとか、それがあります。実際に17年、18年、20年、21年、22年、これすべて㊥で広域事業協同組合がとっているんですよ。おもしろいことに、落札率も下がってくると、下がっているんですね。最近上がると、上がっちゃうんですよ。これが広域協同組合が5年間でとったのが1840万ですよ、落札。平均で95.5%、予定価格に対してね。それから、愛総建組合というのが平成18年、19年、20年、21年、22年、これとっています。これで2134万ですよ、これで96.1%で平均。この前とったのは、希望価格からくじ引きでやるから、99.5%という高い落札率になったんですよ。あとみんなはつつちゃった。こういう実態があって、全体的にこの5年間で4000万の工事がとられているという、落札しているという実態があるわけですよ。これはいわゆる契約の相手となるべきものをあらかじめ指名すること。その他特定のものを契約の相手とはなるべきものとして、希望する旨の意向をあらかじめ教唆し、また示唆すること。これは、官製談合防止法に抵触することになるんですよ。

今度、公正取引委員会にこの実態を報告していこうかなというふうに思っていますが、こういうことをずっと続ける、答弁は差し控えるなんていう、そういう言い方で逃れられる問題じゃないんですよ。どうしてこういう実態が毎年毎年繰り返されるんですか、答弁求めます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

同和関係の業者という内容であります。私が市長になって初めてそういう話を聞かされたわけですが、非常によくはない習慣みたいに毎年毎年、いわゆる同和向けに発注するような工事を行政がやっているということは、私は余り感心したものではないと考えております。来年以降については、毅然とした態度で排除していくと、そういうことを申し上げて答弁にかえます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

非常にそういう決意をしていただいたんで、今、工事量が少ない中で本当にどうぞということで、逆にまるっきり丸投げだといううわさまで聞いているんですよ。こういう事態がやはり続くということは、悪弊をそのまま残してしまうということですので、ぜひ市長のその決意を踏みにじらないように、総務部長、確認していただきたいというふうに思います。

それと、これまでの入札の中でも一番問題なのは、少ない業者が応札をしてしまうという、こういう実態が非常に多いんですよ。やはりそれには、条件をもっともっと広げていく、このことが大事だと。そうしないと競争性は図られないと思うんですよ。これ市内の業者だって同じだと思いますよ。その点で一番1社だとか2社だとかという入札、そういうふうな応札の実態につい

ては、どこまで把握していますか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えを申し上げます。ただいまのご質問の内容でございますが、これまでも入札の検討委員会等でも協議をしている内容でもございます。ただいまのご質問にありましたように、会社が5社に満たないということで、これまでも何回か不調になった経過がございます。これらについては、本年4月からそういうことで実施をしているものでございます。これまでも3件から4件ということで不調になりまして、再入札を行ったという経過がございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

そういうことで、やはり入札制度の中身というのは、非常に大事なんです。今、市長は人件費の問題で随分必死になっていますけれども、こういう入札での改革というのも、大きな課題だというふうに私は思います。

それから、地域経済の活性化の問題なんですけれども、住宅リフォーム制度そのものが非常に効果が上がっているということは、もう既に環境経済部長にも資料を示して、住宅リフォーム助成をぜひ進めていただきたいというふうに話したわけなんです。特に、岩手県の宮古というところでは、1回、今年度限りだというふうにしていますが、5000万円の予算で始めたけれども、3回補正を組んで計3億5000万の予算を実施したそうなんです。それで何とこの経済効果が4.5倍になったということなんです。ね。

やはりそういう経済効果というのは、公共事業だけじゃなくて、みずから市民が助成があれば、インセンティブというか、そういう要因が働くわけですよ。こういう形で仕事おこしをしていくというのが本当に厳しい公共事業の中では民間の力を活用していくと、これを促すという点では、非常に効果があると思いますが、いかがですか。財源の問題だけなんですか。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

住宅リフォームにつきましては、先ほど答弁申し上げましたように商工会、あるいは商工会の構成員でもございます建築関係の業者の集団でございますが、商工組合がございます。かすみがうら市内の方の住宅のリフォームをその商工会並びに商工組合の組織で受託をすることによって、信用と申しますか、仕事のできばえ、そういったものが担保されるというようなこともございまして、商工会と商工組合の代表の方に、そういう受託事業を起こしてはどうかというふうなことで、先般提案を申し上げたわけでございます。

さらに、住宅リフォームにつきましては、佐藤議員さんのほうから、先ほど言われましたように、県下10市町村ぐらいだと思ったんですが、実際に住宅リフォームの助成事業を実施しているような状況下にあります。やはり産業の活性化とか、あるいは、例えばリフォームをすることによって下水道の普及率も上がるというような、トイレの改修工事とかそういったものでござい

すが、そういった絡みもございますので、今後、慎重に前向きに検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

なかなかいい発想ですね。今、下水道に次、入ろうと思ったら、下水道の促進策に住宅リフォーム制度を活用しようじゃないかと。なかなかいいですね、土木部長、今から攻めようと思ったら、こういうアイデアが出れば、特に霞ヶ浦地区は、下水道の布設したところでさえも向上していないわけでしょう。向上していないですから、逆にトイレをきれいにする、向上することができるというふうに思ひます。

実際は今、当市の借金、これ裏は後で説明しますから。当市の借金の状況で、17年度から22年の見込み、これをつくりました。17年度は336億円ですね、これ元利だけです。そして、21年度は341万円なんです。それで、私、15年合併前はどうかだったのかなというふうに思ひて調べてみました。

そしたら、下水道事業債、旧霞ヶ浦が38億4000万、旧千代田が45億なんです。整備済みの戸数は旧霞ヶ浦が1,629戸、旧千代田が6,618戸なんです。したがって、1戸当たりの起債額は、旧霞ヶ浦は1戸当たり236万円の借金なんです。旧千代田は68万円です。こういう計算が成り立つわけですね。一方、加入率は旧霞ヶ浦が59.9%、旧千代田は96.3%だったんです。平成21年度では、今、霞ヶ浦と千代田地区と分けると、起債の実態はどうなっているか、答えられますか。起債というのは借金ですよ。旧霞ヶ浦町の公共下水道は有効な借金になっているのかと。せつかく布設しても、入らなければ意味がないということです。

これが霞ヶ浦地区の公共下水道の実態ですよ。まだまだ離れていますよね、戸数に対して。特に、今度の流域特環加入の状況は42%ですよ。これからまだふえるわけでしょう。そういうところでは、霞ヶ浦というのは、そういう起債をどんどんすることによって、設備投資はするけれども、実際にそれが有効に働いていないというふうに思ひますが、どうですか、それは、つかんでいらっしゃいますか。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの佐藤議員さんのご質問でございますが、起債の関係につきましては、手元に資料がございません。それから、その中でお話がありましたように、接続の割合が少ないというふうなお話でございますが、先ほども答弁の中で申し上げましたように、毎年のように加入依頼をしてきているという状況でございます。また、霞ヶ浦地区の先ほどのお話の中で59%、それから千代田地区の96%というお話がございましたけれども、市街化及び市街化調整、そういった区域によっては、住宅が密集をしているという地域の実態等もございます。そういった関係から、接続率の差が出ているという状況もあろうかと思ひます。

先ほどお話ししましたように、実態調査を含め、今後推進活動を続けていきたいというふうに

考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

加入が進まない原因に、もう既に設置しているとか言いましたよね。それから私、同意書に問題がなかったのかというふうにも質問しましたよね。同意書というのは、どういう中身なんですか。これが加入が進まない原因が、皆さんずっと言っていますけれども、そのことについて前進が見られていないというのが実態じゃないですか。ですから、その対策として今、山口環境経済部長が言ったような、そういう制度を使って逆に加入率を進めるとか、それから今、布設されているけれども、大した戸数じゃないじゃないですか。千代田地区はかなり多いですよ。でも、霞ヶ浦地区はそんなに多くないわけですから、きちっと戸別に歩いたら、そのデータを全部蓄積して、どういう解決策があるのかというのをシラミつぶししてやるということができないんじゃないかなと思いますけれども、これはどうですか。同意書にまず何か問題があるんですか。同意書はどうでもいいんですか。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問の内容でございますが、まず1点目の同意書でございますが、これまで公共下水道、それから流域関連の下水道、さらに農集排というような整備を進めてきた経緯がございます。その整備の中で、農集排の事業については、同意書という形でとっていたという経過はあると聞いております。ただ、現在の時点では、公共下水道等への事業加入申請書という形で、各個人からいただいている状況でございます。

その内容についてのお話ございましたけれども、その内容としましては、接続をしたいというような内容のものではございませんので、条例の規則等の内容に含まれておりますが、事業地の加入申請をする家庭の状況、それから建物の状況、そういったものの状況を記入をしていただき、提出をお願いをしているというような状況でございます。

また、先ほどのリフォームの関係でございますが、1つの推進の案として検討をできる内容であるというふう感じたところでございます。そういったものも含め、先ほど答弁の中で申し上げましたが、住宅改築というような内容の中にそういったリフォーム等の事業が入っていけるようになれば、さらに推進の活動にはなるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

この全体の地方債の残高の下水道に占める割合が25%なんですよ。すごく多いんですよ。そして、今言ったように、千代田は60万そこそこ、霞ヶ浦は250万という借金ですよ。これをどう解決するかという点では、きちっとした加入率を上げなければ何の意味もないと、投資が無駄になるということになるわけです。

それと、これは加茂の工業団地の問題ですが、かなり前からこの資料を請求したら、金曜日に来たんですよね。もうかなり膨大な資料で、私も忙しくて、そんなの読んでられませんよ、細かいところまで、研究しなければいけませんから。でも簡単なんですよ、私は。加茂の工業団地に何社あって、汚水と工場用排水はどれぐらい出しているのかと、その積み上げの結果、流入量が決まるんじゃないですか。

ところが、もう家庭用の汚水がほとんどないんですよ。工業用の排水が主なんです。この計画なんかには、全くそんなこと書いてないわけでしょう。この下水のほうで出した流域関連特定保全公共下水道加茂処分区のところにも全く書いてないですよ、工業用の問題については。そういう点で生活排水対策なんです。工業用の排水対策じゃないですよ。これは、土浦にある県の流域下水道につながりましょう。この工業用排水も処理できるような施設になって、それは許可を受けているんですか、その点についてお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

加茂の工業団地の状況でございますが、先ほどの答弁の中でもご説明を申し上げました。現在、42社張りついております。その中で、先ほどの答弁の中にもございましたように、アンケート調査を行った結果、32社というような内容で回答をいただいている状況でございます。また、計画の中の数字については、工業排水が含まれていないというお話でございましたけれども、以前の答弁の中で申し上げましたように、将来を見据えたときに、加茂の工業団地があるというようなご説明をしたかと思えます。その中間の時点では、それぞれ各集落の家庭排水が含まれてくるものでございますので、そういった内容での計画の数字になっているかと思えます。

また、流域関連でございますので、議員さんお話しのように土浦市にございます処理場に流入がされるわけでございます。もちろん工場排水の流量も当然含まれてまいりますので、そういった処理水までが可能であるという施設であるわけでございます。

また、今後の調査状況にもよりますけれども、企業によっては、当然油分等も多く排出がされるという状況も懸念がされるわけでございますので、そういった企業への指導も、もちろん重要になってくるかと思えます。そういったことを踏まえながら、各企業の調査等を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ですから、工業用排水を何か手戻りないから将来だといって、今ごろ調査ですよ。そして、工業の排水をそこに流す、広域の土浦のほうに流すには、そういうものを処分しなければいけない。そんなことを今ごろ話しするんですよ。取ってつけたような理由じゃないですか、とっても理解できません。

ちょっと時間がないので、国保のほうに移りたいと思いますが、国保については、一番大きい原因は、1984年の国保法の改悪にあるんですよ。これは国の予算削減なんですけれども、

定率の国庫負担が医療費の45%から給付費の50%に変えちゃったんですよ。給付費というのは、国保は7割でしょう。そのうちの50%ですから、逆に言うと、いわゆる単純計算で35%に戻されちゃったんですよ、45%。いろいろな高額医療の感じがありますから、38.5%になりましたが、それがどんどん国庫負担が減って、今実際は25%なんです。今、ペナルティーが大きいようなこと言いましたが、ペナルティーもそれに加わるということで、本来であれば、国の支出を多くしなければいけない、これが一番ポイントだというふうに思います。

これに対する市長の認識を後でお聞きしたいと思いますが、今、国保税が若干下がりましたよね、かすみがうらは、22年。ところが、土浦と石岡、つくば、そこでは改定があったんですよ。そうしましたら、石岡が、これは2人世帯と4人世帯をモデルケースでつくってみましたら、実際には、2人世帯のときに50万の課税のときには霞ヶ浦がやはり一番多いんですね。ところが、150万の課税になると、石岡が高くなっちゃうんです。あとは石岡が高いという状況なんです。ですから、市長が行方、石岡、土浦というふうに3市を並べましたけれども、石岡をまねると上がっちゃいます。これはしっかりと確認をしていただきたいというふうに思います。

それから、今、国民健康保険の保険証をとめ置かれていたという問題がありましたよね。これは提案だけにします。医療費の増を抑えるためには、第1に無保険者をなくすということ、保険証がないために医者にかかれずに、病気になったときは重症化してしまうと。そうすると、費用がかさむ原因になると。

第2に、3割の自己負担ができないために医者にかかることができない、そういう低所得者の窓口負担の軽減。これを今、31条で当市は条例化していますが、恒常的な低所得者にも適用するように拡大すること。

3つ目には、健康診断を向上させる。きめ細かな医療相談をしていく。

第4番目には、恒常的な多額の医療費を支出している方についての対策を、本人の病状も相談しながら、関係の医療機関と改善をするというようなことが必要だと思いますが、このような具体化、それと現状の健診の率はどうなっているか、お答え願いたいと思います。

もう一つ、滞納解消に向けた取り組みとしては、まず、高過ぎる国保税を下げるということですね。これ減免要綱をつくると思いますから、いいと思うんです。

第2番目には、滞納強化という接し方じゃなくて、加入者の生活事情を聞くという立場、納税相談に応じるんじゃないで、行くということです。これが時効の問題に出てくるわけですね。その時効中断をしないというのは、保険証を持っていないままその方がいらっしゃるといことになると思うんで、この点は改善する。

それから、そういうことで、幹部職員も含めてスタッフを強化していくということが必要だと思いますが、これに対して答弁をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいまの再質問のまず第1番目が健診率ということなんですけれども、まことに申しわけありません。健診率、現在の状況把握しておりませんので、後日、文書でご報告したいと思います。あと、滞納者についての加入者の相談内容について、実際のところ、確かに佐藤議員おっしゃ

るように、納税相談等を来庁の上というようなことで現在も進めておりますし、あと現実的な問題として、滞納整理の際には、それなりにスタッフ等がお伺いして徴収やら、あるいは相談等を行っているケースもございますが、一般的には来庁の上、納付誓約などの書面を交わしているというのが現実問題です。

以上が答弁内容となります。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

水道の問題にちょっと移りたいんですけども、介護保険の方については、介護自体の決算を見ても黒字なんですね。それと医療給付費が極めて高く見積もったと、なぜ12.8%も当初予算と違ったのか、これについて1つだけ教えてください。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

質問の内容、21年度の決算で当初予算と決算の状況の差異についての話かと思えますけれども……

[佐藤議員「20年度予算と21年度予算、その差が保険給付費で12.8%も多かったわけ、これについて理由を。それが実際は違うでしょう」と呼ぶ]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

これについては、当初見込みである程度の予想をしたわけですけども、実態が当初の見込みよりも低かったということ……

[佐藤議員「それでは答えにならないでしょう、それじゃ。どこがどう違っているかということですよ。それじゃ答えにならないでしょう。予算の見積もりと実際が違っていたなんていう答えなんか、答えにならないでしょう。それ具体的に数字を出してよ」と呼ぶ]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

後ほど、詳細についてご説明申し上げたいと思えますけれども、先ほども申しましたように、第4期総合計画の中で21年、22年、23年の事業量、事業計画を見込んでございます。その見込みと実態が違ったということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

時間がないから後でいいけれども、とにかく私が見る限り、ほとんど変わらないんですよ。今、介護を受けようと思っても、お金がなくて介護を受けられない実情があるんです。ですから、満額受けられない人がたくさんいるの。だから、いいかげんな12.8%、なぜそんなに上がるんですか。

次、水道なんですけども、水道については利益は上がっているんですね。そしたら、今度はその利益を借金分に回そうというんでしょう。これは回さなければいけないというような言い方

をすると、借金したのはだれなんですかということになるわけですよ、今みたいにね。ちょっとこの問題についても言いますと、水道は、これ水道の原価がどんどん下がっているんですね。実際には16年、17年は264円だったのが、246円に下がって改善されています。

ところが、旧千代田と旧霞ヶ浦の状況を見ますと、給水原価で霞ヶ浦は平成13年のときに給水原価が301円なんですよ、千代田は223円、そして14年は千代田が216円で、霞ヶ浦は296円なんですよ。何でこんなに高いのかというふうについて、これが設備投資にあるわけなんですよ。その設備投資の大きな原因が何なのかというふうには調べますと、旧出島の1万人規模の住宅構想があったと、神立駅東部地区構想があったということなんですけれども、これについてご報告願えますか。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えをいたします。

神立東口の住宅団地構想に関しまして、県中央広域水道との当初契約協定水量4,200でございましたが、その構想の予定のため、新たに県から配分をする水量2,500立方メートルの追加配分を受けまして、それに伴いまして、平成5年と平成8年に管口径400ミリの水道管の布設工事を行ったというのが一つ大きな要因かと思われまます。

以上でございます。

[佐藤議員「もっと中身、詳しく説明してよ、私、時間がないから。どのくらいの投資したの。どのくらいの距離を400ミ리를……、詳細に」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えをいたします。まず、平成5年度の工事でございます。管口径は先ほど申し上げましたように400ミリ、平成5年度総延長1,215メートル、費用8166万9000円、次に平成8年度でございます。総延長4,678メートル、費用総額3億3150万4000円で施設を整備したという状況でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

その4億円の設備投資、これは生きたんですか。1万人構想はなかったわけでしょう、実際には。当時、宮嶋さんが2,500をやったというふうには聞いていますけれども、それは事実かどうか、それを確認をしたいと思います。終わりですか。

○議長（桂木庸雄君）

佐藤さん、終わりです。

○6番（佐藤文雄君）

じゃ、その点を確認……、時間がないですね、やはりね、確認をして市長は、この過大な設備投資についてどう考えているのか、お答え願いまして、私の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私もこれ、事前に調べておったわけではないんですが、今、平成5年に1,200メートル、8100万でこれをやったということであれば、このときは私が村長していましたので、神立駅東口開発構想というのは、当時、住都公団と土浦、それから当時の千代田、それと出島村で協議しながら進めておったものであります。その一環で8100万の工事をやったのは、多分事務所長が言うとおりでと思います。

[佐藤議員「責任の所在」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

責任の所在でありますか……

[佐藤議員「有効に使われていたんですか」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

その後、いわゆるバブルの崩壊があったわけでありまして、その見通しが最後甘かったといえ、確かに甘かったわけでありまして、しかし、もう大分前に済んでしまったことでもありますから、それが今、重荷になっているということでもあります。今後、神立駅の今回は西口の一部が整備されるわけでありまして、将来的にこれがずっと使えないかという、必ずしもそうではないと、いつかはそういう時代が来るかもしれませんが、これは何とも言えないんでありまして、いずれにしても、負担になっていることは確かでありまして、当時の見通しは甘かったと言わざるを得ません。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時40分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

今期の最後の議会ということで、一般質問を入れたわけでございます。市長も2回目の定例会ということで、私も市長を一生懸命応援した人の一人でございます。一軒一軒お願いに歩きまして、この上ない頑固者で、言ったことは必ず実現するというようなことでお願いに回ったんで、

言ったことに対して、それだめだ、これだめだって直接は言わないようにしています。しかしながら、市長は執行部、私は議員です。執行部から上がってきた議案に対しては、きちんとチェックしなければならない義務があります。それによって、いいか悪いかを決めるのが議会というものでございます。そういう中で、市長も一生懸命やっておるんでしょけれども、何せ村長になってから20年というブランクがありまして、いろいろそれから20年たって現在65歳という年、それなりの人間形成できているのではなかろうかというふうに思います。

議長から、この一般質問の初めに簡明な答弁願いますというふうなことありましたが、佐藤議員の質問聞いておまして、どうも執行部の答弁がいまいち、柳田法務大臣とは言いませんが、答弁マニュアルに沿ったような答弁ではなかったかなというふうに思うわけでございます。

そういう中で、二、三点、ちょっと質問に入る前に言わせてもらいますが、入札制度、これは毎回毎回、佐藤さんから入札制度については指摘されております。私たちでいえば、この問題については非常に簡単なんです。入札制度の審議会なんか、そんなもの設立する必要ない。ただ単に予定価格を教えないでやっていけばそれでいいんです。基礎予定価格を教えるからだめなんだ。あとは何にもやらなくていい。審議会の委員にお金払う必要もない。私はそれだけだと思う。そういうことを前段にちょこっと申し上げまして、一般質問に入らせていただきたいと思えます。

抜本的な行政改革をすべきと考えるがいかがかと。

1つに、5年、10年先のかすみがうら市をどのようなまちにされるか、これはなかなか難しい問題で、総合計画つくって、それに沿った行政運営するというのが原則でございますが、この総合計画も毎年ローリング方式によって見直すことができると条文が1行入っておるんですね。それはその条文は見直しをどのような形で我々議員に知らせるかという、第1回議会の予算案、3月定例会の、そこで示されるわけですよ。そういうものについても、事前に議会にきちんと報告してもらって、ここを見直すよというふうなことを言ってもらいたい。5年、10年先を市長はどのようなまちにされるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

総合計画見直し、どのようにと言ったけれども、これ1番目も2番目も同じような内容なんで省略させていただきます。

3番目の機構改革の考えについて。

初日の議会でもって、志筑小学校の残土運搬費が専決処分で報告されましたが、この問題について市長にちょっと申し上げましたが、なぜそういう問題が石岡、あるいはつくばへ持っていかなければならないのか。市の公共事業から発生された残土を、市の管理するストックヤードに置けば、市の事業に使うことができる。一番早いのでは、下大津地区の環境センターへ行く道路、あそこで相当量の残土が必要になる、残土というか土が必要になる。そこへ埋め立てもできる。そこらの無駄、何とかならないかと。それには、前にも一般質問しましたが、機構改革によって特に事業課は一つにして、今、事業課というと、土木、教育委員会も、農政課のほうも、それがばらばらだから、専門職が個々にいなければならないというような多くの技術者が必要になってくる。

この技術者については、これ市長も総務部長も土木部長も、臨時に入れるような答弁されました。市長はかねがね自分の報酬も50%カットする。議員も議会費のほうも25%カットしてくれと

いうのであれば、かねがね職員が多いというような指摘をされておったわけですから、その多い職員を、臨時を入れないで、そちらのほうへ専門職を回して、専門職いっぱいいるんですから、どうかと。ちなみに、かすみがうら市では、臨時職員が昨年末でどのくらいいるかという、153名です。1億800万。嘱託職員が34名です、これが7000万。この153名の臨時職員のうち、約50名が学童保育のほうの臨時職員です。市民団体も、かねがねいつも職員は2人で車に乗って歩くと、これ指摘しておる。それほど余っている人間がいるのであれば、臨時職員も減らしてもいいんじゃないのかなと、そういうことを踏まえて、この機構改革の考えについてお伺いしたいと思います。

市条例の見直し、機構、制度を改革し、行政の効率化、行政費用の抑制をどのようにと、市長の見解はと、地方改革とこれ同様な質問なんで、省略して答弁していただきたいと思います。

あと職員のモラルと教育について。

毎回、一般質問で職員教育を質問しております。その結果が何とも出ていない。まず、理屈こねるのは、職員は天下一品です。それより何で仕事をやらないのか。やらないのか、できないのか、能力がないのか、そこにかかっていると思う。

過日、緊急災害復旧の工事がありました。これ業者が設計したんだか、役所が設計して工事やったんだか、私はわかりません。土砂崩れの場合には足元から崩れてくるんで、足元から直さなければならぬのが、上のほうだけ直した。ちょっとした雨で、今度は足元から崩れてしまった。追加予算でまた発注、何でそういうことがきちんとできないのか。私ら素人だって、現場見ればすぐわかります。専門職は各課に散れていっぱいいるんですよ、臨時職員も入れる必要もなし。そういうこともあるわけで、まず教育がなっていない。

ある団体から私、言われました。職員の教育はだれがするんですかって言われた。これ市長なんです。私ら議員には何にも職員を教育できない。議員というものは、職員がきちんとやってくれば、私らここで一般質問なんかする必要もないんですよ。議員も要らない、もちろん経費も要らないということになる。しかしながら、議員はきちんとチェックしていかなくてはならない、いろいろな角度から。だから、議員が必要なんです。そういうことを含めて質問したいと思います。

次のことも同じようなことなんで、あわせて3番目について、職員の勤務時間8時半から5時15分までというようなことで、ここに書いてあるとおりで、たまたま私、5時に行ったら、パソコンはみんな伏せちゃった。喫煙所では、みんなたばこ吸っている。これでは私、議員として黙っているわけにいかないですよ。企業で許される問題じゃないんです、これは。これ毎回質問しているんですけども、一向に改善されていない。この点についても、きちんと答弁願いたいと思います。

管理職、部下の教育をどのようにされているか。管理職の教育と、これも同じようなことなんで、あわせて市長にお伺いしたいと思います。

次に、職員の懲罰について。

職員の懲罰があったが、いかなる理由。また、その判断は妥当であったか、お伺いしたい。

次に、議員が政務調査費、かすみがうら市住宅地図5万1869円の購入は適切支出かというような内容で、議員が市内調査する目的で買うなら、市内の住宅地図を政務調査費で支出するのは必

要ないと私は考えます。役所の地図で十分であると思うので、その買った成果、当然これ、住宅地図が必要だから買ったわけですから、これ成果があつて、初めてこの支出が市民が妥当だと認めるわけであつて、成果がなければ、これ無駄な支出だというふうに私は思います。これ監査委員のほうにお願いしたいと思います。

防災について。

消防団員の入団者が少ないと、市の対策と市内建設業者への協力をお願いしたらどうかと。この問題については、これ非常に難しい問題で、災害があつたときには、もう必ず地元の建設業者をお願いしなければならない、いろいろな面で。それで、建設業者は大体かすみがうら地内で仕事しておる。今の消防団の中見ますと、ほとんど勤め人であつて、必ずしも火事等があつたときに、出動できるとも限らない。これは建設業者に協力を依頼すれば、必ず協力してくれるのではないのかなと、私は思います。

ちなみに、参考までに申し上げます。宮嶋市長が村長に初めて当選されたときに、私の集落、柏崎集落の農業集落排水事業が決定して、業者と委託契約結んだわけです。2名の議員から土浦警察署に、道路許可しないでほしいって交通課の課長に電話したそうです。課長が現場見にきました。私、当時議員でもあつたけれども、区長でもあつたんで、地元の区長というので責任あるんで、私、対応しまして、業者が4社、5社一度に入るわけですから、あの密集した中で4社、5社入れば、当然通れなくなる道がある、そういうことでは困るというようなことで、必ずどこか1本は抜いておこうと。防災についても、建設業者に火災があつたときには、あんたらも協力してくれよと。それで可搬式の消防ポンプ、業者の方にみんな来てもらつて、使い方を教えてもらつて、万全な体制でやった記憶がございます。よくやってくれました。土浦警察でもそういうことであれば、うちのほうは何ら問題ないよというような話もされて、無事完成したわけですが、市内業者は切っても切れないと思うんですよ。雪が降れば、旧霞ヶ浦町では、建設業者が必ず除雪してくれた、通学道路。

先ほど来、市長は市内の業者より市外のほうが安上がりだというふうな話をされましたが、談合があつたかないかは、私はわかりません。ただ一番問題はそこで、土浦の業者が、あるいは石岡の業者、市外の業者が応札して仕事をするのはいいでしょう。災害があつたとき、果たして協力してくれるかしてくれないか、それが一番だと思います。そういうのを踏まえた中で答弁願いたいと思います。

あと次に、市民が安心できる防災計画はいかにというようなことで、市長から答弁願いたいと思います。

以上です。

[小松崎 誠議員退席]

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、5年、10年先のかすみがうら市をどのようなまちに持っていくのかというご質問でございますが、これ大分耳にたこができていますので、簡単に申します。もちろん総合計画書に基づいて進むわけではありますが、いずれにしても、かすみがうら市のこの恵まれた自然環境を最大限に生かして、しかも首都圏の一角、奥座敷的な場所にあるわけでもあります。これを最大限に生かしたまちづくりをしていくと、そういった中で、当面は土浦市等との連携を深めていってまちづくりをされると、そういうことを目指したいと思います。

土浦市との合併につきましては、10年先なんていうことではなく、もっともっと早い時期にというふうに考えております。

1点目2番の総合計画の見直しということは省かせていただきまして、3番の機構改革の考えにつきましてはどのように進めるのかということではありますが、多様化する住民ニーズに対応するためには、時代に合った組織づくりが必要になってまいります。また、重点政策課題などに的確に対応できる執行体制の整備も必要であると思います。このため、既存体制については、もちろん十分な見直しを絶えず行っていく、そして、簡素で効率的な事務を推進したいと考えております。こうした取り組みにより、市民満足度の高い行政サービスを効果的に提供できる組織機構の構築を目指したいと考えますが、機構改革は職員構成と密接な関係がありますので、人事異動等を通じて時期を見ながら進めてまいりたいと、こういうふうに思います。

1点目4番の市条例の見直し、機構、制度の改革に関することではありますが、条例の見直しや市役所の組織機構は、単に事務が効率的に遂行できるということだけではなく、権限の配分も含めて民主的な事務執行が確保され、ひいては行政費用の抑制が図られるものであるべきと考えております。また、市民から見てわかりやすい、使いやすい組織、機構でなければなりませんので、さらに今後、検討を深めていきたいと。そして、その際にいろいろな行政懇談会であるとか、あるいは、今度、条例制定をお願いしております戦略会議等の審議機関もフル回転の中で、きちんと検討を図っていきたいと、こういうふうに思っております。

2番目の職員のモラル、教育につきましてはですが、職員教育につきましては、以前からご指摘をいただいているところです。現在の取り組みといたしましては、人材育成基本方針に基づき人事評価制度の活用や研修等の実施により、職員一人一人のレベルアップを図っております。

職員教育は人間形成の基本であり、事務遂行上最も重要な部分であります。まずは仕事に対する職員の意識改革、あるいは自覚を持ってもらうことが必要であります。私も、自分の仕事に対する取り組み、あるいは熱意を職員の方にも十分ご理解いただけるよう、自身も一生懸命努力をしてまいりたいと、こういう考えでおります。

市の職員は、すべての事務をこなすということがもちろん理想ではありますが、得意な分野、不得意な分野、いわゆる得手、不得手というものがあるかと思えます。不得意な分野を担当しますと、どうしても時間がかかり、間違いを起こすことも多くなると思いますので、基本的には、その職員が得意とする分野に配置することが効率的であることは当たり前のことであります。しかし、余りこれが同じところに長くいるというマンネリ化をしますと、新たな発想を生み出すことができずに進歩がありませんので、適材適所ということもありますが、このマンネリ化も排除するような人事管理を目指したいと思えます。

仕事をする、しないは、職員自身の自覚の問題が大部分ではありますが、これを見過ごしてしま

う上司にも、人事管理の面で問題が残ると思われま。また、仕事をしなくても済んでしまう部署があるとすれば、人事配置の面、あるいは組織そのものに問題があることにもなりますので、そちらの角度からも切り込んでいく必要があるかと思ひます。あと喫煙の問題であります、これは職員のモラルに任せておりますが、度を越したものがあるとすれば、自肅をすることも考えていかなければならないと思ひます。

管理職に求められるものは、各部署の目標の達成、あるいは部下、後輩の育成が挙げられます。部下に対する上司の指導はさまざまなスタイルがあると思ひますが、それ以前に職員間の関係が良好でなければ意味がありません。それには、ふだんからコミュニケーションをとり、話しやすい環境を整え、指導した内容を自然に受け入れてもらえるような体制をつくることが大切かと思ひます。

また、管理職への教育についても、これと同じことが言えますが、加えて広い視点に立って判断できる能力を身につけることが必要でありますので、そのためには、みずからを切り開く努力も必要であろうかと思ひます。

3点目の職員の懲罰につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目の議員政務調査費及びかすみがうら市の住宅地図の購入が適切支出かにつきましては、代表監査委員からの答弁とさせていただきます。

5点目の防災につきましてであります、消防長、総務部長からの答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 久保田喜久男君。

[代表監査委員 久保田喜久男君登壇]

○代表監査委員（久保田喜久男君）

栗山議員からのかすみがうら市内の住宅地図を政務調査費で支出する必要性及びその成果についてのご質問にお答えをいたします。

政務調査費の使途について、研究、調査のため、どのような図書や資料を必要とするかの判断については、各会派または個々の議員の自主性にゆだねられ、会派または議員が行う調査研究活動として合理性ないし必要性や市政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められていると考えております。

また、政務調査費については、制度の趣旨からして、市政に関する調査研究の成果が上げられるよう使用されるべきものであり、その使途内容については、市民の理解が得られるようにすることが必要であります。こうしたことから、政務調査の実施に当たっては、可能な限りその結果を記録にまとめるなどして、政務調査の成果が残るようにすることが望まれます。

政務調査費については、これまでも数件の住民監査請求や収支報告書を修正し、みずから差額を返還する例などが少なからず見受けられたため、監査委員としても、議員の皆様において引き続き適正な運用を要望してまいりたいと考えております。

なお、住宅地図についてであります、住宅地図は道路や河川など地域の状況、住宅や建物の場所の確認など必須の情報源であり、また、パソコンの有無や利用能力等に制約されないため、用途が広く、調査活動において繰り返し利用可能な便利な書物、道具と言ってもいいと思ひます。

が、そういうものであるというふうに認識しております。

このような点を考えますと、住宅地図を手元に置くことの意義を全面的に否定することはできないものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

栗山議員のご質問にお答えをいたします。

3点目の職員の懲罰についてお答えをいたします。

職員の懲罰につきましては、その事案に応じて対応をしているところでございます。処分内容については、交通事故、さらには事務的なミスなどによるものにつきましては、口頭による注意や文書による注意でございます。また、社会的に大きな影響を及ぼすような事案につきましては、懲戒処分となる減給や停職、さらには免職というものがございます。

軽微な事案の関係につきましては、前例があるものを除いては、基本的に懲戒処分等審査委員会が設置されております。市長の諮問に応じて会議を開きまして決定をしておりますので、その審議を十分しているというふうに思っておりますので、適切な処理が講じられているものと考えております。

続きまして、5番目の1番の関係で総務部に関係する部分でございますが、緊急時における市内建設業者の協力についてというご質問でございます。

これまでもいろいろなご提言をいただきまして、災害時の対応を行っているところでございますが、現在、市内にございます建設業協会、管工事組合、電気設備協会などがございます。それらの協会との災害協定を結んでおります。緊急時の対応につきましてもお願いをするということと考えております。

現時点で行っておりますのは、台風などのときの緊急の対応をお願いするというところでございます。台風が来る前の措置としましては、土のうをそれぞれの協会に加盟している方に幾つかずつくり置きをお願いしているということで対応をしているものでございます。

続きまして、5点目2番の市民が安心できる防災計画についてお答えをいたします。

防災計画につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づきまして作成をしているものでありまして、市においても平成19年に策定をしております。防災機関が有します全機能を有効に発揮して、地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することによりまして、市民の方々の生命、身体及び財産を保護することを目的としているものでございます。当計画につきましては、これまでもその計画内容に応じて対応をしているところでございますが、この計画につきましては、必要に応じて修正を行っているという内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

栗山議員さんのご質問、5点目の1番、消防団員の入団が少ないにつきましてお答えいたします。

本市の消防体制は、前期基本計画にありますように、1本部2消防署の常備消防と、消防団10分団54部の非常備消防で組織されております。総合計画において消防団員の定数は660名であり、現在657名の団員が在籍し、そのうち17名の女性消防団員がおります。

かすみがうら市消防団といたしましては、団員の不足が生じている状況ではありませんが、全国的に消防団に入団する方が年々減少しておりますので、団員が不足しないように検討して努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

議長、答弁の中で、職員の懲罰の関係が具体性に欠けている。

次に、住宅地区の関係で、支出はいいんですよ。成果が見られないから成果はどうなっているんだと聞いているので、きちんと答弁させてください。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

失礼をいたしました。

ご質問の中で職員の懲罰ということでございますが、これらについては、年間何回ということでは決まっているわけではございませんで、そういう事案が発生したときに、それぞれの方、部署から市長あてに報告書が上がってまいります。そういうことで、不定期ではございますが、年間のうち何回か懲罰ということで実施をしているところでございます。

これまでも、先ほどもお話ししましたが、交通事故とかそういうものがございしますが、事務的なミスというのもそれぞれ報告をされている案件がございします。それにつきましても、懲罰委員会の中で協議をさせていただいて、その懲罰の内容に応じまして注意、指導等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 久保田喜久男君。

○代表監査委員（久保田喜久男君）

それでは、お答えを申し上げます。

この住宅地区が政務調査費ということで請求がされ、支出がされていると、これはもうご承知のとおりであります。そういたしますと、その成果、これがどのようにあらわれたかということについて、私自身は、正直申し上げまして承知しておりません。ただし、この政務調査費というのはご承知のとおり、調査研究ということでその必要費の一部が支出されているわけでありますから、その議員において、それなりの成果を上げているものというふうに理解します。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

5年、10年先のかすみがうら市をどのようなまちにされるかというようなことで、今の執行部の答弁聞いていますと、柳田法相よりはるかに上回った答弁なのかなというふうに感じるころなんですが、私が思うのには、やはり5年、10年先を見越したまちづくりというのは、合併以来、今まで市でどのくらいの人口が減ったかという、1,000人減っているんですよ。逆に住宅はふえているの。しかしながら、空き家は逆にふえているんですよ。市長、選挙のときに公約された国民健康保険の値下げ、あるいは中学3年生までの医療費の無料化等を含めたことを考えたときに、やはりかすみがうら市に住みたくなるようなまちづくりが必要じゃないのかなと、私は思うんですよ。それにはどうしたらいいのかと、そこらのところをもう少し具体的に答弁願います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

具体的にということになりますと、これは毎年毎年の予算であるとか、3カ年の事業計画という話になるわけでありまして、当然国保税等の値下げも、近隣より高いというのは改めなくてはならないし、先ほど申しあげました佐藤議員のご質問等でもありましたけれども、そのとき触れましたけれども、学校施設であるとか、そういったいわゆる住民サービスの充実というのを図って、人口の減少を食い止める。保育サービスの拡充、そういったことが当然必要になるわけでありまして、そういう地道な努力を積み重ねることによってこの土地柄を生かすと、そういう政策が必要になってくると思います。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

前向きな客観的なことを述べられました、市長は信念を持って行政運営をしてもらわなくちゃならないんで、やはり自分の方針というのはきちんと立てて、このまちをどうされていくと。具体性がなければ、ちょっと問題かなというふうなことを思います。そういう中で、これ以上聞いてもしようがないから、次に移ります。

機構改革の関係でございますが、先ほども申しあげましたが、何回もこれいろいろな人が聞いているんだけど、答弁は何回聞いても同じ、一向に改善されていない。今、例申しあげて志筑小学校の残土運搬費、あれ残土運搬費なんか、つくばのほうへ持っていかないで、連携がとれている、あるいは事業課を一つにすれば、1カ所のストックヤードを借りてそこへ置いて、その土をまた利用できる、そういうことによって経費の削減ができる、そうではないのかなと私は思います。連携といえば、もうほかにもいっぱいあるんですよ。

あと、残土問題で佐藤さんが大分質問されましたが、これは環境経済課と農業委員会のほうです。私も農業委員会の一人でございますが、この連携が全くなっていない。それで今、佐藤さんの質問聞いていますと、あそこの残土問題を土壌検査、水質検査、市の負担でやるというんですね。何で市の負担でやらなければならないのか。これ業者に持たせれば、一番いいんですよ。何

でそういう条例の整備が早くできないのか。機構改革、そんなもの、大胆な機構改革がもうすぐ必要なんです。そうすることによって、相当の財源が浮く。

ここで、今答弁された以上はできないかと思うんですが、もう一度、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

確かに、志筑小学校の残土をつくばまで運んだわけでありますが、一方で、土木部のほうで実施している道路が多く土を必要とするということでもありますので、こういった極めて、両方くっつけば、志筑小学校から戸崎へ持っていけばいいんでありまして、これをつなげるのはやはり市内に統一したストックヤードを1カ所持てばいいと、そういった発想になろうかと思いますが、そういう一見細かいような発想ですが、そういったことの積み重ねてというのは確かに重要でありますので、議員おっしゃるような方向で、庁議等も毎月開いておりますので、きちんとした連携をとりながら、設計の段階からそういう詰めをしていく必要があるかと、こういうふうに思います。

あともう一つ、何でしたか。

[栗山議員「終わり」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

終わりですか。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

機構改革というのは、いろいろな事業が各課によって重なるものを、やはり効率のよい合理的な組織にするということが、これ一番大事なことであって、じゃ合理的とはどんなことかという、道理や理屈にかなっていないさまと、物事の進め方、無駄がない効率的なことというふうなことであって、そういうことを念頭に、大胆な機構改革して無駄を省いてもらいたい。それをまずお願いしたいと思います。

次に、4番目の関係でございますが、行政の効率化、行政費用の抑制というようなことですが、今、これちょっとダブっている問題もありますけれども、行政の連携というのは、これ一番大事なことで、例えば新治広域、クリーンセンターですね、あそこのバスの委託料、1台当たり599万7600円、ところが市でグリーンバスお願いしているのが1850万、2台で、その1台は市のものなんです。そこらも片や600万弱で頼める、2台で1200万、片や1800万でもって、バスを1台市のものを貸している。これも非常に無駄が大きいと思うんです。どういう入札の方法でやったか、私はわかりませんが、業者に聞けば、応札の連絡もないというような話をされてきました。

話はわきに進みますが、例えばクリーンセンターのほうの処分費、1キロ当たり、3年前に27円なんです。2年前に37円、去年は29円と、非常にむらがある。それで、なぜむらがあったかわからないけれども、職員同士で研究していろいろやれば、相当の財源が浮く、当然職員も1人

で行けるところは1人で行って、どうしてもというのは2人、3人、これはやむを得ない話ですよ。

だから、きちんとした指導を徹底して行政運営をするべきだというふうに私は思うわけで、市長の見解をお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

バスの件がよくわかんないんですが。バスのことを言いましたよね。バスは何ですか。ちょっとそのバスのことがよくわからないんですが。

[栗山議員「事業の抑制からの関係。だから、クリーンセンターは600万弱で頼んでいるんです。こっちグリーンバスのほうは2台で1850万なんです。そういう応札の仕方、おかしいんじゃないの」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

クリーンセンターの送迎バスか何かですか。

[栗山議員「老人福祉センター、送迎のバスが590万なんだ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

委託しているのが……。

[栗山議員「委託料が」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

ちょっとその件については、公室長のほうから答弁させますんで……。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの事務の執行の中で、何点かご指摘をいただきました。

その中でバスの関係が出ましたけれども、これらにつきましては、平成21年度まで運行しておりましたコミュニティーバスの数字かと思えます。現在は、新たな新公共交通システムになっておりますので、金額的には変わっております。当時、1850万の支援ということでございますが、ただいまご指摘の広域のバスの運行形態とは違ってございまして、運行回数、運行範囲、かなり違います。そういうことで、単純比較はできない内容かと思えます。繰り返しになりますが、現在、新交通システムということで、22年度シャトルバス2台825万、そういう数字で、現在、計画運行しているところでございます。

そのほかの幾つかの事務事業を通じての無駄、あるいは事務の執行のやり方について見直した中で、かなり経費の節減が図られるんじゃないかというふうなことでございます。これらも含めまして、私のほうの所管ばかりではございませんが、行政改革、あるいは事務事業の見直し、そういう視点の中で鋭意、現在、改善策を練っているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

確かにバスの件では、条件が違うと思います。しかしながら、市のほうでお願いしているバスは、鉾田市のほうから来るんですよ。これは往復で40キロあるんです。当然、経費が高くなることは当たり前のお話です。そういうことは参考として、今後、できるだけ費用をかけない方法で、これ市長がいつも申されている話ですから、費用をかければだれでもできるんですから、私は議員だから、これきちんとチェックしなくちゃならないんで、そういうことでお願いしたいと思います。

職員の教育の関係でございますが、これがまだまだ問題です。ここに執行部の部長さん方が大分おりますが、まず、私は農業委員会委員にもなっています。議員に3人おるんですが、先ほどの佐藤議員の質問の関係で、農業委員会事務局長に聞いたけれども、なぜ自分が局長なんだから、持ち分の答弁がきちんとできないのか、それはどういうことかと申しますと、土壌改良、あるいは残土持ち込みにしても、現状以上の土を入れると言うことは単純なんですよ。それがきちんと答弁できない。

答弁できないということは、やはり職員教育がなっていないということなんですよ。ある職員は、おれ行くたびにいないんですね、その席に。どこへ行っているんだという、現場へ行っているというんですね。そんなに現場に行く用があるのかなと、私は思うんですよ。その職員にある一件聞いた。あそこは水路があるから、おまえ、水路は役所のものなんだから、きちんとさせろと言った。現地を見に行ったら。現地を見に行ったら、その後どうなったんだと、今調査中だと言っているんですね。調査というのはどんな調査だと。今から測量をするんだと。何で市が測量しなくちゃならないのかと、勝手に埋めた人がこれ戻すのが当たり前のお話。その点、何と言ったと思ったら、同じ職員で、あんなの事例がいっぱいあるんだからと言っているんですよ。

職員は、一生保障されているんですよ。これ仕事やってもやんなくても同じなんです。プロなんですよ、プロ。野球選手にしても芸能人にしても、結果が出せなければ、自滅しちゃうんですよ。職員は結果出さなくたって、プロで生きていけるんですよ。

懲罰の中にも、パソコンでもってメール送ったって、何か個人的なことを。全くこれは教育がなっていないから、基本的な教育がなっていないから、そういうことになるんですよ。これ徹底して教育することによって、相当経費も浮くと思います。だから、これきちんとした職員の教育やっていただきたい。私、市民代表して言っているの。これ市長も市民の代表者だけれども、私はチェックする側ですから、市長応援したから一心同体だけれども、市長は執行部、私はチェック機関ですから、今後の考えについてお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

なかなか本当に細かいところまで目が届かないので、いろいろなご指摘のようなことがあるのかと思います。私も一生懸命無理無駄の排除をしながら効率的な行政を進めていきたいと思いますが、みんなで職員ももちろん一生懸命やってもらうように常日ごろお話をしております。議員各位におかれましても、いろいろな事例がありましたら、どんどんご指摘をいただいて、その一つ一つ直していくと、そういった態度に徹したいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

徹底してやってもらいたい。この件について、水路の関係の職員だけれども、職員課でもって注意したならば、公平委員会に相談に行っている、全く反省の色も何もない、情けなくなった。そういうことも、参考までに申し添えておきます。

次に、懲罰の関係でございますが、これ非常に大きな問題で、前に私は前市長時代、あれ懲罰に値するだろうと言ったならば、副市長は懲罰しないって、これ突っ張ったんですよ。ところが今度は懲罰した。もう明らかに懲罰に値するものですから、その関係で、何で前は懲罰しないと言って、今度懲罰したのか。そのギャップですね、何で理由。つらいところもあると思うんですが、お伺いしたいと思います。

この件については、議長、あんたもほおかぶりしたんですからね、これ申し添えておきますからね、きちんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまの懲罰の関係についてお答えをいたします。

ただいまご指摘がございましたように、前の坪井市長と圓城寺副市長さんの時代だと思います。そういう問題が起きまして、懲罰の範囲かというふうなことがあったかだと思います。私どもも委員でございますので、その内容については、全部は把握していない部分がございますが、その時点では懲罰に当たらないという結論のもとに、委員会についての審議等についてはされておられません。

ただいまご指摘ありましたように、今回、なぜ懲罰委員会にかけたのかということでございますが、これにつきましては、新しく宮嶋市長になりまして、その当時の経過、さらには報告書等を見ていただきまして、今回、懲罰委員会の中で協議をしたほうがいいだろうというふうな指示がございまして、委員会を開いた内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

今回の私が言っていることは、やはり担当職員は懲罰にするかしないか、やはり起案文書でもって上司に上げていくのが当たり前だと思う、それが行政組織だと思います。前の副市長が懲罰しないというのは、起案文書も何も出していない。相談に行ったら懲罰しないと、そこで蹴られているんですよ。前の事務局長は権限外の仕事やっているんですよ。2人の職員は2つの問題抱えているんですよ。個人情報の漏えい、さらには出張命令伺、とっていない、やったことを全部上司に報告していない。これは職員としてしちゃいけないことですよ。職員はすべて決裁において事が動くんですから。このことについては、議長もしらばくれているんですよ。

だから、自分の決裁外の仕事、あるいは個人情報漏えいとか、あるいは出張命令伺、部長の決

裁していない、その事実関係について、どうかお伺いしたいと思います。1つは、決裁外の持ち分以外の仕事、文書提出した、あるいは出張命令、部長の決裁をとらなかった、お伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。ただいまご質問の内容につきましては、職員の事務処理ということでの関係で不適切な部分があったというふうなことで、懲罰委員会の中で協議をした事案かと思えます。

ただいま個別の関係でのお話でしたが、これらについては、懲罰委員会の内容については、詳細について申し上げることはできませんが、その委員会の中の結論としましては、一部そういう事務関係の事務処理に配慮が足りないということ、また、事務を行うための注意不足があったというようなことがございまして、強制措置ということで処分を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

ここで申し上げられない部分もあるというふうなことだけでも、市長はすべて公開だということで、差しさわらない部分で公開したらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまご質問の中で、すべて公開というようなことがございました。懲罰等委員会の案件等につきましては、非公開ということで行っております。ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

ご理解、ご理解って、おれは理解できないから聞いているんだけど、しょうがないものかわな。議長だってしみじみしていれば、こんな問題にならないよ。事務局長だって、そうだよ。おれ、何回も言っているでしょう、あんたらに。だから、職員はだめだと言っているのね。

次に移ります。住宅地図の関係なんです、別におれ購入がだめだとか何とか言っているわけじゃないんです。成果について私は聞いているわけですから、これは前もって事前に一般質問提出しているんですから、監査委員であれば、これ成果についてどういうことをやったんだと、調査できるはずですよ。

ただ、自身に個々に任せるなんていったって、そんなもんじゃないですよ。これ買っても使わなければどうにもならない。河川でも何でも調べるのであれば、役場行けば、コピーすれば幾らでもあるんですから、やはり議員らもこういう無駄を自主的に省いていくのがおれが一番妥当

だと思うんですが、そもそも私が言うのは、議会は私らのチェック機関だから、執行部と監査委員いれば、すべてうまくいくんですよ、きちんとやっていたら。のど渇きながら、こんな質問したくもない。

だから、おれ、これ成果はって聞いているんだから、その成果を当然調査してくれるのが監査委員の仕事じゃないのかなと思うわけで、これ以上聞いても調べてないものはどうしようもないでしょうから、いいですが。

消防団の関係なんですけど、ゆうべだったかな、1チャンネルか何かで消防団の関係やっていたけれども、九州のある市では、職員の半分が消防団員だそうです。今の消防団員でも足りるか、足りないか、私は現状はわからないんですが、やはり勤め人が多い。建設業者であれば、いつも地元にいるんだから、別に建設業者を優遇しろとは言わない。でも仕事もらう以上は、そのくらいの協力はしてもらえらるだろうというふうな甘えも私、あります。これから寒くなって雪降れば、除雪でも何でも協会へ連絡すれば、自主的に出てきてやってくれるんですよ、そういったときにはね。

ただ、談合云々は私知らないですよ、現状見たわけじゃないですから。ただ、そういうことも大事だし、地元の建設業者を助けることも、まちの活性化につながるのではないのかなという観点から、私はこう質問したわけで、もう一度、前向きな答弁いただければいいかなと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

以上で終わります。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

消防団とか、いわゆる防災関係への地元建設業者に協力依頼をするということではありますが、これは先ほど部長の答弁にもありましたが、協定を結んでいるということでありまして、ただ、さっき佐藤議員のご質問の中で、談合体質云々の中での話は、これはまた全く別でありまして、談合は談合できちんと、どうもいわゆる市内業者だけの入札案件について高どまりしている傾向がある。そういう事実から、これを改善する方策としての市外業者への発注もある程度は少し入れていく必要があるのではないかということをお知らせしました。

しかし、それと災害時とか、あるいは冬の雪の対策とか、そういうことについての協力依頼はまた別の問題でありますから、これは地元の消防団も含めまして協力をお願いしていくという態度には変わりありません。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

市長のほうから談合問題がちょこっと出たけれども、談合問題、先ほど私言ったように、予定価格を教えなければ談合も何もできない、内部から発信しない限りは100%できないことになっています。そういうことを申し上げておきます。

以上。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君の一般質問を終わります。
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
次回は、あす午前10時から引き続き一般質問を行います。
本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散 会 午後3時53分

平成22年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第3号

平成22年11月25日(木曜日) 午前10時02分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	12番	和田正美君
2番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
3番	加固豊治君	14番	矢口栄造君
4番	古川誠一君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君
11番	矢口龍人君		

欠席議員

5番 井坂悦司君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第3号

日程第1 一般質問

(3) 中根光男 議員

(4) 小松崎誠 議員

(5) 古橋智樹 議員

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(3) 中根光男 議員

(4) 小松崎 誠 議員

(5) 古橋智樹 議員

日程第 2 休会について

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(4)	中根光男	1. 石岡斎場移転計画について
		2. 保育所、児童館、小・中学校に防犯カメラ設置について
		3. 小・中学校におけるいじめについて
		4. 低所得者福祉について
		5. 危険度の高い通学路に対するガードレールの設置について
		6. 市街化区域における空地の適正な維持管理について
(5)	小松崎誠	1. 霞ヶ浦庁舎を中心とするまちづくりの構想について
		2. 公用車の利用実態について
		3. 子宮頸がん等予防ワクチンの助成早期実現について
		4. 市税のうち軽自動車に係る未納金について
(6)	古橋智樹	1. リーダーシップの本質は、独創英断より協調性であるべきことについて
		2. 現世代の国保負担軽減へ多額の税金の見切り投入について
		3. 医療費の無料という選挙公約を掲げた市長の責任について
		4. 稲吉2丁目の県・市道T字路道路改良について

開 議 午前10時02分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は18名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、5番 井坂悦司議員の家族の方より欠席の連絡がありました。また、8番 鈴木良道議員よりおくれるとの連絡がありましたので、報告いたします。

会議に入る前に、傍聴人に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されてお

ますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。したがって、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な議会運営の観点から簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより直ちに本日の会議を開きます。

[鈴木良道議員入場]

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より提出されております。

これより順次発言を許します。

7番 中根光男君。

[7番 中根光男君登壇]

○7番（中根光男君）

皆様、おはようございます。

平成22年第4回定例会に当たり、市民の代表として、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、石岡斎場移転計画についてをお伺いいたします。

千代田地区の市民にとりまして、斎場建設は重要な課題であります。市長は、石岡斎場移転計画の見直し案を提出しましたが、具体的な協議、合意に至ったのかいまだに報告されておられません。市長の発想で安易に言い出した場合、差額分を補助して委託するとか、上佐谷地区に建設を検討しているとか、実現の裏づけもないまま発信することは、千代田地区の市民にとりまして非常に不安を募らせております。市長の発言、行動につきましては、今後慎重に対応するよう要請をいたします。私も、今日までに千代田地区の市民より89件の相談が寄せられております。すべて早期に建設を推進していただきたいとの内容でございます。その観点から、現在の状況について、2、今後市長はどのように決断し対応するのか、最終決断を具体的にお伺いをいたします。

次に、保育所、児童館、小・中学校に防犯カメラ設置についてをお伺いいたします。

社会構造や生活様式の多様化、複雑化などで低年齢化しているさまざまな犯罪が突発的に発生している社会状況下の中におきまして、本市でも都市化の進展、少子化などの社会環境の変化や人間関係の希薄化から、犯罪の発生する要因が増加をしております。犠牲者が出てから対応するのではなく、事前に具体的に検討して対策を講ずることが急務であります。一つの手段として防犯カメラを設置することが犯罪の抑止力になります。1、何よりも子どもの安心・安全を優先すべきと思いますが、認識について、2、今後の具体的な計画についてをお伺いいたします。

次に、小・中学校のいじめについてをお伺いいたします。

群馬県桐生市の小学校6年生上村明子さんが10月23日自殺し、家族がいじめが原因と訴えている問題につきまして、学校側は、いじめについて最初は認めなかったが、調査の結果、9月から10月におきまして給食の時間に同級生グループで机を寄せ合っている中でひとりで食べているなど無視される状態が継続していたことや、くさい、近寄るななどの言葉の暴力を受けていたことが確認されました。市の教育委員会もいじめの実態があったことを認めざるを得ない結果となりました。文科省は2006年度調査から、いじめを受ける定義を受ける側を重視して判断する方向に見直しをいたしました。精神的な苦痛を感じている者を柱とし、仲間外れや集団による無視などの行為もいじめに当たるとしております。いじめと聞いても、何となくまたかとかいう感覚があり、いじめは昔もあった、大したことはないとか、いじめられる側にも問題があるなどという誤った考えはなかったのかどうか。いじめは絶対に人道上の犯罪であります。断じて許さないという強い意思を学校初め社会全体に行き渡らせることこそ、いじめ根絶の大前提であると思っております。学校側としては、どんな理由があろうとも人を苦しめるいじめは悪という姿勢を貫き、いじめを発見したらすぐやめさせる行動を起こすべきであります。また、いじめをなくすかぎを握っているのは、周りで見ている人たちであります。見て見ぬふりは共犯者という考えを教え、いじめに対してやめろと言える勇気が大事であります。いじめのサインを早期に発見するのは、教師を初めとする学校関係者、保護者あるいは地域の協力者などが日常のサインを見つけることが問題解決となります。1、いじめの実態について、2、現在の対応状況について、3、各学校と教育委員会の情報の共有化は明確になっているのかをお伺いいたします。

次に、低所得者福祉についてをお伺いいたします。

生活保護の被保護世帯につきましては、一般的に生活基盤の弱い世帯で、特に高齢世帯や傷病世帯が多いと思われませんが、そのほかに生活保護を受けない低所得者に対しても多分野の援助施策を総合的に推進するとともに、実態を把握し、相談窓口の明確化、援助体制の強化が必要であります。さらに、生活保護者、低所得者に対しまして経済的自立支援、日常の生活自立についても推進しなければなりません。1、生活保護者の状況について、2、生活実態に応じた自立支援策について、3、今後の具体的な支援策についてをお伺いいたします。

次に、危険度の高い通学路に対するガードレールの設置についてをお伺いいたします。

全国的に通学路での事故が多発しております。中には以前より危険であるとの指摘を受けていたにもかかわらず、ガードレールを設置しなかったために死亡事故につながった事故が報道されました。行政は、事件や事故が発生してから対応するのではなく、常に対策を講じ、安心・安全なまちづくりに取り組むのが本来の使命であり責務であります。1、危険度の高い通学路の総点検について、2、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

次に、市街化区域における空き地の適正な維持管理についてをお伺いいたします。

市街化区域において荒廃している空き地が多々ありますが、特に秋から冬にかけては火災の発生が高まるとともに、不法投棄により公害が発生する可能性が高まります。1、荒廃している空き地の実態について、2、火災の発生や不法投棄が予想されますが、対応策についてをお伺いいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目の石岡斎場移転計画につきましてであります。現在の状況についてお答えさせていただきます。

ご存じのように、斎場基本計画では平成24年度を供用開始目標年次として斎場の建設整備を進めております。今年度は移転用地の立木伐採を既に契約しておりまして、今月には進入路の道路造成建設工事の入札を予定しております。埋蔵文化財の発掘調査につきましては、10月22日に入札が行われまして、今月末には着工される予定であります。今年度予定しておりました用地造成につきましては、平成23年度に繰り越される予定であります。これは、埋蔵文化財の発掘調査が予想外に時間がかかるということで、繰り越されるものであります。

これまででもご説明してまいり、私が市長に就任しましてすぐに石岡斎場組合管理者に事業の縮小見直しと財政支出の削減をお願いしておるところであります。今現在、話し合いは何度か持たれまして、継続中でありまして、基本的には、斎場部分についてかすみがうら市は斎場は民営斎場を利用するので、石岡の今度の計画には斎場部分はいらないだろうということを提言しておりますが、斎場部分については小美玉市と石岡市の2市で建設する方向で今調整を進めております。かすみがうら市は、斎場部分民間で対応してもらいたいと、こういうこととあります。

そして、火葬炉部分ですね。火葬炉部分につきましては、現在8基の計画になっておりますが、8基火葬施設をつくるということになっておりますが、この部分についてはまだ話がまとまっておりません。かすみがうら市側は5基で十分ではないかということをお願いしております。石岡、小美玉側からは、今多少譲歩をしてもらいまして、6基案が出ております。6基と5基で今調整中でございます。大分話は煮詰まってはまいっておりますが、いずれにしても少なくともかすみがうら市内において、霞ヶ浦地区はもとも斎場部分はないわけでありまして、火葬施設だけの行方の霞ヶ浦聖苑を使っているわけですが、千代田地区にも火葬施設は絶対必要でありますので、これの確保を図ってまいりたいと、こういうふうを考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

2点目、保育所、児童館等のことにつきましては、また、3点目から6点目につきましてもそれぞれ担当部長から答弁をさせたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

3点目の小・中学校におけるいじめについてお答えいたします。

ただいま中根議員さんのご質問をお聞きしまして、群馬県の上村さんのようなかわいそうな痛

ましい事件を絶対に起こしてはならないという気持ちを強く改めていたしました。

初めに、かすみがうら市内小・中学校におけるいじめの実態でございますが、平成22年度は10月末までに、小学校で3件、中学校で5件、合わせて8件の発生を把握しております。いじめの内容につきましては、小学校では仲間外れ、にらむなど、中学校では言葉でのおどし、暴力行為、持ち物隠しなどの嫌がらせであります。この8件につきましては、本人、保護者、学校の話し合いによりまして解決を見ておりますが、今後もお互いの人間関係を注意深く見守っていく必要があると思っております。

次に、現在の対応状況でございますが、平成18年10月に文部科学省から「いじめ問題への取り組みの徹底について」の通知がございました。これを受けまして本市教育委員会では、「いじめ問題の対応の手引」を作成しまして、各学校へ配布し、活用をお願いしております。各学校におきましては、いじめは決して許されないことである、また、どの子どもにもどの学校でも起こり得るという認識のもとに、いじめに関するアンケートを実施したり、児童・生徒が悩みを訴えられるように信頼関係の構築と相談体制を整備したりして、早期発見、早期対応に努めております。

教育委員会におきましては、日ごろから訪問や定期的に調査を実施したり、学校からの連絡体制を整えたりして、学校の実状把握に努めております。保護者からいじめの訴えがあった場合には、学校、関係機関と連携して、すぐに児童・生徒の支援と当該保護者への対応に努めております。そのほか、かすみがうら市教育相談センター、教育相談室を設置しまして、相談員が電話相談、来室相談、訪問相談などを行っているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

中根議員の質問にお答えいたします。

初めに、2点目の保育所、児童館におけます防犯カメラの設置についてお答えいたします。

保育所、児童館につきましては、保護者を含めた不特定多数の利用者を対象としておりますことから、各部屋に防犯ブザーの設置、消防署や周辺事業所へ連絡する緊急通報装置など各通報システム、また防犯用具を配備するなど、防犯対策を講じております。

中根議員には、これまでも何よりも子どもの安全・安心を優先する視点から、防犯カメラの設置について質問をいただいております、ご心配をいただいております。しかしながら、現在のところ、公立の児童福祉施設につきましては防犯カメラは設置されておられません。その必要性につきましては十分認識しているところでありますので、今後とも設置に向け取り組むとともに、なお一層の安全確保に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、4点目の低所得者福祉についてお答えいたします。

本市の生活保護状況につきましては、平成22年10月1日現在で被保護者数が244名、保護率が5.5%、これは1,000分率ですのでパーセントに直しまして0.55%という数字になってございます。最近の傾向としましては、長引く景気の低迷、さらには高齢化の進展などの影響により、相談件

数、保護人数、保護率ともに伸びている状況でございます。今後ともこの傾向が続くものと懸念しているところでもあります。

2点目の生活実態に応じた自立支援につきましてお答えいたします。

本市といたしましても就労支援を中心に対象者と相談をしながら取り組んでいるところでございます。特に離職者や稼働年齢であります15歳以上64歳未満の方につきましては、ハローワークでの職業紹介や職業訓練、講習などの紹介を受けるなど、ハローワークとの連携を図りながら就労支援事業を行っております。また、障害者世帯や傷病者世帯の方には、障害者自立支援法によります施策とあわせて自立支援に取り組んでいるところでもあります。さらに、社会参加活動に係る個別支援としてボランティア活動への参加など社会参加を促進することにより、地域社会と交流しながら安定した生活が送れるよう、助言、指導しているところでもあります。この自立支援につきましては、今後とも各世帯の状況を把握しながら、生活実態に応じた支援と指導に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の今後の具体的な支援策についてお答えいたします。

基本的には国の制度や支援策の動向を注視しながら、離職者に対する住宅手当等の公的給付制度、生活困窮者や低所得者への生活福祉資金等貸し付けなど、現在の制度を活用することによる支援策とあわせ、個々の事情に即した適切な助言、援助による支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、2点目の市内各小・中学校の防犯カメラ設置につきましてお答えを申し上げます。

市内小・中学校の防犯カメラにつきましては、夜間等に器物破損の事件が多発をいたしまして、中根議員を初めとする関係者の皆様方、そして警察の方々からのご指導をいただきながら、ことしの3月初めに下稲吉中学校へ設置をいたしました。設置ができたところでございます。また、本年度につきましては、下稲吉東小学校にカメラ付のインターホンを3カ所設置をしてございます。さらに、10月に竣工いたしました志筑小学校の校舎、これに対しては設置をいたし、そして、現在設計中でございます下稲吉小学校におきましても設置をする運びとなっております。そのほかの学校につきましては、大規模改修等の実施にあわせまして、国の補助を受けて設置する計画で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。今後、学校側の事情もそれぞれ違うところがございますので、これを考慮しながら整備の方向をしっかりと定めたいと考えておるところでございます。

続きまして、5点目の危険度の高い通学路に対するガードレールの設置についてお答えを申し上げます。

児童・生徒の通学路におけます安全点検につきましては、各学校におきまして年度当初に安全点検を実施いたします。そして、学校にて作成します安全マップ、これの加除、修正などを行い、危険箇所を把握に努めているところでございます。具体的な道路施設や交通安全施設の設置

要望につきましては、随時教育委員会に要望をいただきながら、市担当部局へ要望し、県などにも働きかけをお願いしているところでございます。なお、今後は学校側作成の安全マップに示されました内容を踏まえまして、現実的には実態調査を行いまして、ガードレール等の安全施設の計画的設置を要望するとともに、市の所管部局と連携して対応してまいりたいと思っております。

追加で申し上げますが、現在のガードレールの必要可否は別にしまして情報を申し上げますと、6つの学校から10カ所ほどの位置づけをいただいているところでございまして、これらを総点検をしながら対応していく予定としてございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

中根議員のご質問にお答えをいたします。

5点目の危険度の高い通学路に対するガードレールの設置ということでございますが、ただいま教育部長からもあったわけでございますが、具体的な取り組みという内容でございますが、これらについては教育委員会、さらには各地区の区長さん等からの要望を受けまして、総務課において現地を確認して、その後必要性和緊急性を勘案して対処をしているところでございます。今後とも連携をとりながら、設置等については推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

6点目の市街化区域における空き地の適正維持管理につきましてお答え申し上げます。

荒廃している空き地の実態については、未建築の宅地や雑草地、耕作されていない農地、未利用地などがあり、市外在住所有者の土地が多いのが現状でございます。このような状況のため、住民が快適に安心して暮らせる生活環境に問題が起きているというようなことが現状でございます。本来こうした問題は当事者同士で解決することが多いと思われまして、大原則だと考えてございます。しかし、現実には相手先が特定できない、また当事者同士で話し合いが行えないなど、結果として市へ苦情が寄せられてございます。

今年度、荒廃している空き地に関する苦情のうち122件が雑草等の繁茂に関する苦情でございます。市では、市街化区域等の宅地化された空き地や空き家において住民の方から雑草が繁茂しているとの苦情があった場合は、速やかに現場を確認してございます。雑草が繁茂していると判断した際には、環境美化に関する条例に基づきまして、土地の所有者あるいは占有者に対しまして文書により草刈り等も含めた空き地等の適正管理の指導を行っております。1回の指導通知で対応いただける場合もございまして、改善されない場合もございまして、通知後現場を確認しま

して、未対応の場所につきましては2回、3回という形で指導通知を発送させていただいております。そういった方法によりまして、ほとんどの方にはご協力いただいておりますが、それでもなおご協力いただけない方、また連絡先が不明な方等があり、その対応に苦慮しているのが現状でございます。

ご指摘のように、火災や不法投棄などが予想されます。空き地等の所有者が遠距離に居住し自分では草刈等の対応をすることが困難である場合は、市では土地の所有者に草刈り請負業者を紹介しております。草刈りの程度、方法、回数、価格など、草刈りを発注する方と請け負う業者との間で詳細について協議する内容もあることが想定されますので、あっせんではなく紹介の形をとっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、石岡市斎場移転計画について何点か再質問させていただきます。

まず第1点が、石岡斎場建設につきまして、今回の事業は特例債事業という形での事業の内容になっておりますけれども、これ実際に5億4000万とも言われていますけれども、かすみがうら市の支出が。そういう中で特例債事業として実際に市でもって負担する額がどのぐらいになるのか、正確な、正確というか概算でも結構ですけれどもどのぐらいになるのか、その支出金額をまず提示していただきたい。

第2点目が、先ほど市長から答弁がありましたその内容について再度確認したいと思うんですが、やはり市長は先ほど答弁があったように、市長就任当時から、やはり石岡斎場については火葬炉のみで、あとセレモニー的なそういうものは必要ないという、そういうような内容で申し入れをいたしました。そういう中でずっと協議を続けている中で、やはり先ほどの内容によりまして火葬炉だけかすみがうら市でもって負担金を出すと。セレモニーについては出さなくてもいいというふうに私は受けとめたんですが、そうなった場合に、これから利用する各利用者の負担金とか、またそういう支障がないのかどうか、同じ条件でもって利用ができるのかどうかという内容をまず確認したいと思うんで。

それから、やはり先ほど5基と6基という形での意見の食い違い、いま現在壁にぶつかっているわけですが、そういう中で小美玉市が、かすみがうら市で火葬炉だけ負担してもらえればいいよという、そういう結論に至った経過も踏まえて、やはりそこまで市長が申し入れたことに対して向こうが受け入れてくれたのであれば、私はこの火葬炉の1基ぐらいでどうのこうのと、そんなちっぽけなことではいつまでごちゃごちゃやっているんじゃないかと、市長の決断で私は、かすみがうら市としてはここまで、もう8割、私はもう政策として8割もう実現したんだから、だから、私としてもう1基の違いであれば、妥協して一緒に組合としてこれからも円滑に進めたいという、そういうこちらから私は申し出てもいいんじゃないかと思うんですよ。最後までずるずる引っ張って、特例債事業がおくれていく。うっかりしたら特例債事業もできなくなるというそういう懸念があった中で、石岡市と小美玉市はこれ以上待てないという限界にまでもう達

しているわけですね。そういう中で、私は市長の最終決断として、わかったと、おれの責任で1基ぐらいだったら譲ると、私はこのくらいの市長の腹があってもいいと思うんです、向こうがそれだけ譲ってくれたのであれば。

これ、私は一般質問で通告していませんから答弁は必要ないんですが、これは余談になるかと思うんですが、やはり高倉地区の五輪堂橋が改修されますね。そういう中で、これいま現在の橋から8メートルの橋にするわけですよ。3.5メートルについては、かすみがうら市とそれから石岡市で持つことになっていたわけですよ、現実には。それで、石岡市が4000万ちょっとのお金、補助金を出すということになっていたわけです。それは、斎場建設が恐らく引き金になったのかどうか私はその背景はわかりませんが、若干保留したいという多分話もあったと私は間接的に伺っていますけれども、やはりそういう中で市長は待ち切れなかったのかどうかわからないけれども、その補助金は要らないと、このようにけ飛ばしちゃったわけですよ。そういう面で石岡市もかなり感情的になっている部分もあると思うし、やはりここで修復する意味においても、私は1基ぐらいはね、これはのむから、だからぜひこの斎場のほうを一緒にやっていきたいと。そうすれば私は市長のこの腕にかかると思うんですよ。これがどこまでも突っぱねていった場合には、もう石岡市からも土浦市にも相手にされない、孤立した市になってしまう。

だから、やはり聞く耳を持つ、自分の意見だけを貫き通すことも大事ですけども、やはり譲り合う。この隣接した市町村がお互いの意味で立場を理解し、そしてお互いに歩み寄って仲よくやっていくことによって、いろんなクリーンセンターの組合で運営している事業も、すべてが私は円滑にいくと思うんですよ。だめになったら、補助金を4万5000円出してほかでやってもらう、これが石岡市はかなり感情的になっておりました、ある議員に私が聞いたところによると。既にもう離脱してもいいと。石岡市、小美玉、強硬に出るのであれば、私は離脱しても補助金出してもやるからと、要するにこちらが建設した、そうでなかったにしても、向こうは認めてしまったわけです。だから、そういう中で私は、修復する意味でもここで市長が決断して、もうきょうにでも石岡市、小美玉市さんに電話でもいいですから、こういうことで私も腹を決めましたと、議会のほうでも私はそういう形でやっていきますというふうに話しましたということを、そう言ったら市長、光りますよ。

また、千代田地区の市民からも、本当にそういう面で見直しもやはり80%これは実現したということになれば、市長としてもこれはすべてもう万事オーケーになるわけですよ。そういう意味で私はただ一番心配していることは、千代田地区の市民が今私のほうにも毎日のようにこの不安のそういう情報なり相談が寄せられている、そういう中で私は本当に心配しているんです。千代田の今のクリーンセンターの近くに火葬炉つくるなんていったって、こんなことは到底許可も出ないし、そういうこと発想すること自体まずいし、そういうことを発信すること自体が私は市民を不安に陥れる、そういうことになると思いますので、今の点を再度再質問させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

特例債の具体的な金額等につきましては、公室長のほうから答弁をさせます。

セレモニー部分がかすみがうら市がやらないということになりますと、出資しないということになりますと、当然セレモニーの利用については員外利用ということになりますので、いわゆる土浦から利用するのと同じような形になります。ただ、セレモニーは1カ所しかありませんので、石岡市、小美玉市の人についても1日何人もの、数体の利用が平均的にあるわけですが、お葬式は斎場が2回転するということは余りないので、石岡市、小美玉市の人でさえもやはり公営のほうは使えない人がほとんどですよね。民営斎場は、石岡にもかすみがうら市にもありますし、特に霞ヶ浦地区については民営斎場を利用して全然問題もありませんので、セレモニーについてはご理解を賜りたいと思います、千代田地区の皆さんにも。

あと、5基と6基と1基だけの違いなんだから大分詰まってきて、ここらがいいところじゃないかというお話であります、ただいたずらに時間を引き延ばすということはありませんで、建設工事自体は来年、どっちみち遺跡調査がありますので、建設工事自体は来年になってしまいます。ですから、来年の2月に議会が多分、23年度の予算の議会があると思うんですが、それに間に合うようにするには、いずれにしてももうそんなに時間はありませんが、まだ多少の時間がありますので、あと一回程度話し合いをして、なるべく、今4基で間に合っているわけですから、今後多少ふえたとしても、人口等がふえたとしても5基で十分対応できると。さらには予備炉を、今5基と申しましたが、機械は5基、火葬炉そのものは5基、機械ですね、機械は5基設置しますが、予備炉を1基、予備炉というか、炉は入れないで機械を入れるコンクリートの機械を入れる入れ物です、建物ですね、それは6基にしてはどうかという提案もしております。ですから、5プラス1基ということになるわけですが、そういうところで何とか折り合えればということで、あと一回程度の話し合いで決めたいと思っております。

そういうことをご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの石岡斎場移転整備事業の事業費に対する特例債の関係でのご質問でございます。

ご案内のように、現時点で総事業費約23億と試算されております。その中で現在の負担割合がかすみがうら市につきましては、私ども財政サイドで分析している資料でございますが、かすみがうら市負担分5億3700万と試算をしております。その中で、ご案内のように合併特例債の場合は事業費について95%が起債を受けられる、5%分が地元負担というようなことでございますが、事業費の中に起債対象外の経費もあります。そういうことで、現時点で起債対象経費ということで5億2150万ほどの試算をしております。これらの試算でございますが、こういう起債対象で見ますと、事業年度での当面の一般財源持ち出しについては4200万程度でございます。さらに、この95%起債につきましては後ほど交付税で70%が返ってくるというような形になります。この70%を計算しますと、4億270万ほどが交付税で後ほど戻ってくるというような形になります。これを試算しまして、総事業費と利子、さらに交付税、差し引きしますと、例えば15年起債で償還、利子が仮に1.8%ということでの試算をしますと、最終的に2億1400万程度の持ち出しといえますが負担、そういう試算になります。ただ、これにつきましては、ただいま市長のほうから

ありましたように、事業内容の変更の協議等がされておりますので、最終的には事業費が確定した中で再度試算をしたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

それじゃ、再度斎場について質問します。

先ほど市長は、もう一回会合の中で詰めるという、そういう今答弁ありましたけれども、もしも石岡市さん、小美玉市さんがどうしてもそれを譲らないという結論に至った場合に、こちらから、じゃ向こうのその内容をのんで、じゃそれでいいですという結果になるのか。それとも、そこで決裂をして、いや私は絶対に譲りませんと、1基でも譲りませんと。そうなった場合にがらんこになっちゃって、じゃ小美玉市さんも石岡市さんも、じゃかすみがうら市さんいいよと、自分で勝手にやったらいいだろうと。市長が今発想しているクリーンセンターの近くに市長は1億5000万までは出せると言っているんだから、合併特例債で2億ちょっとと言っているわけでしょう、あの試算が。そうすると、今見直しもあるから、1億5000万ぐらいでこの石岡斎場もできちゃいますよ、見直しも含めると今、これから、それがもしも合意が得られたら。それだったら、よほど新たに建設するだの、ほかでやってもらうなんて、土浦市との合併を見据えてやるなんて、合併なんていうのは、これは全くそれは何年先のことになるかわからない。やっぱり合併協議会だって立ち上げているわけじゃないし、土浦市は全く考えていないと言っているし。選挙後変わるんだなんて、そういう話していますけれども、そういう確証はないでしょう、そんなの、自分の推測でやっていることであって。

やはり現実を直視しなくちゃいけないということ、政治というのは、政治判断というのは。今目の前にある、もうどうしようかと決断するときには、これは市長の決断以外にないんです、私たちがどうのこうの言ったってどうにもならない。管理者同士の話し合い、決断の中で歩み寄っていく、そして方向性を決定する、これは市長の全体の責任だと私は思うんですね、判断であり決断であり。

だから、そういうことはやはりこれをしていかないと、千代田地区の市民は本当に不安で、もう一日も早くもう建設できるように進めてもらいたいと、私はもう小単位で懇談会もやっているんです、何回も。そういう中で、いかにも市長は5億4000万かかるんだ、こんなに大変なときに、破綻寸前なんて、寸前なんていうような、そういう表現に近いような表現しているわけだから。逆にこれは、特例債事業として2億ちょっと、見直せば1億五、六千万でできる可能性も出てくる。そういう中をやはり私たち、今現実に私たち説明して歩いているんですね。だから、そんな金額でできるのであれば、当然これやるべきじゃないかという声が大半ですよ。だから、私はこれどんどん、これから千代田地区の市民に、こういうことはどんどん今小単位で話していきます。また、会合も持ってやっていきます。そうでありませんと、間違った情報だけが先走ってしまって、やはりみんな不安をあおっていく。これは斎場というのは、大変皆さん深刻な問題なんですよ。だから、私もやはり皆さんのこの声というものを真摯に受けとめないといけないと、そういう思いで私も真剣勝負なんです、これ今きょう一般質問に立っていることに対しても。だから、

市長もそういう点で、やはりもしも話がどうしても進まなかった場合、市長として最終的にじゃ譲って、そういう決断をするという、そういう腹づもりがあるのかないのか、それだけ再度聞かせてください。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もともと3市の話し合いの中で離脱とか、あるいは抜けるとか抜けるとかという話はもともとありませんで、これはあくまでも仮定の話で9月定例会では申し上げたわけではありますが。今現在も3市では離脱するということを前提には全然話はしておりませんので、あくまでも話し合いで協調していくということを前提でやっております。必ず話し合いは成立すると、こういう確信を持ってやっておりますので、議員におかれましてもいろんな懇談会の中では、市民の方々にもその旨をお伝えいただきたいと思います。

特例債、特例債ということで、これは1億、2億なんだからということでやっていって、その積み重ねが100億近くになるわけでありまして、これが日本全国だと物すごい金になるわけです。何度も申しますが、本当の意味での保証というのはないわけでありまして。国の財政が破綻するようなことになれば、これはもう元も子もないわけで、なるべく借金に依存するということはないように財政も進めていかなければならないと、こういう基本姿勢は変わりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

それでは、市長に対してこれ以上話しても進まない状況ですので、とにかく最終決断としてやはりいい方向に行くように、最終決断は腹を決めてお願いしたいと思います。これ市民がきちっと見ておりますので、責任ある対応をお願いしたいと思います。

じゃ、次に進みますけれども、保育所とか児童館、小・中学校に防犯カメラ設置について、私は今回で4回目の質問をさせていただいておりますけれども、少しずつは防犯カメラ設置が進んでいるとは思いますが、そういう面でやはり市長も常日ごろから話しているように、安全・安心なまちづくりが基本だという話をしておりますので、そういう意味で市長の責任で、こういう安全を確保するためにも防犯カメラの設置は私は必要であると、このように認識しておりますので、新年度の予算の中で、組み立ての中で、全部一気にできないところもあるかと思いますが、ぜひ組み入れていただいて、安全・安全を確保する方向性を決めていただきたいと思います。市長は、この安全確保についてはどのような認識があるのか、ちょっと一言お聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろん、子どもたちの安全確保というのは非常に大切であります。先ほども出ておりましたが、通学路のガードレール等も含めまして、あるいは頻発する校内のいろんな事件等を目にする

ときに、やはり議員ご指摘のように防犯カメラ等の設置につきましても、あるいはガードレールの設置等につきましても、極力財政対応してまいりたいと、こういうふうに考えております。ただ、限られた中でやっておりますので、年次計画を立てるなりの中で対応してまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

市長がそういう認識であれば、私は非常に安心もいたしましたし、必ず予算に組み込まれるものと確信をいたしました。

次に、いじめについて、私はこのいじめについてはすごく執念を持っております。というのは、私はこの3年間でいじめの問題は4件ほど解決しておりますし、相談も12件ほどございました。そういう中で、時間も限られた時間であれしますので、本当は具体的に話したかったんですが、かいつまんで話をさせていただきたいと思うんです。

やはり、先日テレビで報道がありましたように、1人の女子生徒が自殺してしまったと。それにまた追い打ちをかけるように、22日にまた札幌市中央区のマンションから13歳の女性生徒が飛びおり自殺をしてしまったという、このような悲惨な事件が相次いでいるわけですね。そういうことに対して私は本当に、これから将来可能性のあるとうとい命を守ってやれなかったということに対して憤りを感じておりますし、何とか策はなかったのかなという、遠いところのこういう事件でありますけれども、私は何か自分のことのように心が痛みます。このご父兄の方、親族、家族にとっては、これはこれはどれほどつらい、苦しい、また一生引きずっていかなくちゃならないこういう問題について、私はかすみがうら市の中で一件でもこういう事件を起こしてはならない、こういう思いで私はいじめについては過去に3回、きょうで4回目になりますけれども、執行部も含めて本当に皆さんがそういう認識に立ってもらいたい、そして、そのいじめを根絶していきたいという、そういう思いで私はこのように一般質問をしているわけでございます。

やはりこのいじめについて、私は本当にある一人の生徒の話を再度させていただきますけれども、もう4人の解決した問題の中の一人の男子中学2年生の話でありますけれども、その生徒は小学校、小学校名はちょっと伏せたいと思うんですが、その小学校たしか6年生のときでしたかね、そのときにやはりいじめのボスクラスの生徒でありました。その生徒が、8名の同級生というか、そのクラスの方をいじめの対象にして、それはそれは想像を絶するようないじめが続いておりました。そういう中で、いじめられているその親から相談も受けました。また、いじめているその子どもさんの親からも相談、両方から私は相談を受けました。

そういう中で、まず私は、そのいじめている子のところに行きました。しかし、7回、8回行ってもドアを、本人は部屋に閉じこもってドアをあけようとはしてくれません。また、家庭内暴力もあって、家の中は窓ガラスがほとんど一枚もない状況でした。そういう中で、女親が中学生の男の子を育てているという状況の複雑な環境の中での子どもさんでありましたけれども、窓ガラスが一枚もない中で、ちょうど2月でありましたから寒風が本当に突き抜けていく寒い中で、私は8回行ってもなかなか子どもさんに会えない。かぎしまったまま。女親は何とか子どもをしたい。母親の顔もあざだらけ、大変な状況でこれは親も死んじゃうと、そういう思いで私はもう

何回も何回も足を運びました。

そういう中でちょうど11回目に行ったときに、その男の子がえらい形相でかぎをあけて私の前に出てまいりました。おやじ何しに来たんだと、バットを振り上げて私のところに襲いかかろうとしました。私はもう完全に殴られる、死ぬかとも思いました。えらい形相で私のところにバットを振り上げてきました。私はもう腹を決め、覚悟しました。私に何をやってもいいと。あなたの気が済むならいいから、私をバットで殴ろうと何やったっていいと、私はそう腹を決めてその子に立ち向かいました。そう私が言いますと、何か力が抜けて、バットがずっと下に落ちました。それでその男の子が、おれみたいのに何の用事があるんだと、私にそう言いました。おまえみたいなおやじ、他人のおやじに用はないよ、帰れよと、こういう感じでした。私は、いや違うんだと。私は、あなたのこと本当に心配してきょうは来たんだと。赤の他人に何も心配してもらおうようなことはないよ、帰れ、ぶっ殺してやるとまで言われました。私はここで引き下がったらこの子を再生できない、更生できないと思いました。そして、その子と20分、30分と話し合いをしました。そうしましたら、じゃ少し部屋の中でおじさんと話してもらえないかということで、じゃ5分ぐらいなら話聞くからということで、その子の部屋に入りました。そうしたら、その部屋も本当にカップラーメンの山でした、ごみの山でした。そして、そういう中で、座るところをやっと確保するような部屋の中で、その子と話が始まって5分が2時間、3時間と経過しました。

そういう中で、その男の子には私は最後に一言申しました。私はあなたが本当に更生して、これから社会に出て立派になってもらうことが一番うれしいし、私はあなたが本当にいじめをやめることがどれほどうれしいかわからない、母親もそれを望んでいるんだという話をしました。そしたら、その男の子は涙を流して、一筋の涙がぼろっとこぼれました。私は本当に私の言葉が幾らか通じたのかなと思って、その話を聞きました。そういう中でその男の子は自分の話を、話の内容をしますと長くなりますので話しませんけれども、いろいろ自分の過去とか悩んでいることをずっと私に1時間近く話してくれました。そして、最終結論として、私が最後に言いました。あなた本当にいじめやって気持ちいいのかと。そうしたら、ずっと5分ぐらい沈黙の時間が続きました。その男の子がぽつんと一言言いました。中根さん、私は親に、いろんな男親に捨てられ、女親ひとりに育てられて、うちのおっかあは夜の仕事やらなければ生活できないと、おれなんか朝飯食べたことないんだよと、涙を流しながらそう私に話してくれました。

私はそのとき思いました。やはりいじめている子をただ悪い、悪いと責めるだけではなくして、本当にその人が何が原因でいじめているのか、どういう思いをしているのか、そういう心の本当に奥深いものを本当につかんでいかないといじめの根絶はできないと。ただ悪いからやめろ、お前がやっているのは悪いんだと、すべておまえが悪いんだと頭ごなしに言うだけではなくして、やはり相手の心にこちらが入っていける、いくことが私は解決の根本だということに気がつきました。

そういうことで、その子は私と約束しました。あなた、あしたからいじめをやめられるのかと。そう言いましたら、私はプライドもあるし、おれは暴力は振るわないけれども、8名の弟子らに、下っぱに指示しているんだと。あなた、ボスとしてきょうからやめられるかと言ったら、そうはいかないと言うんです。あんたはボスとして勇気のない男だなど。ボスであれば、やめるときっぱり言えるのが男としての勇気だと、私言いました。そうしたら最後は、じゃ中根さん、おれわ

かったと、きょうからそういういじめやめるからということをお約束してくれました。私、半信半疑でありました。しかし、その状況をずっと見てきますと、その男の子、下の男の子たち8人、女の子が1人おりました、いじめのグループに、そういう人たち一人一人に全部話したということを1週間後に聞きました。そうしたら、いじめがぴたっとおさまったという話を担任の先生から伺ったことがあります。

だから、そのように私はこのいじめに対して、やはり本当に情熱を持って先生も含めて、生徒が出しているSOS、サインを、やはり変化を的確にとらえていく。そのことを、お互いいじめられている子、いじている子の本当の本音の部分というのをキャッチしていくことが私は解決の根拠だと思っていますので、余談になりましたけれども、私の体験の中で少しでも執行部の皆さんが感じてもらえればと思って話をさせていただきました。

そういうことで、いじめのほうに対しても対応策をよろしくお願いいたします。

それから、低所得者について、私のほうにも大分相談がございます。低所得者について、やはり生活保護者が2年ぐらい前まではたしか160名弱だったと思うんです。ここ2年間ぐらいでもう244名、かなり増加しております。そういう中で生活保護ぎりぎりの方がいらっしゃいます。そういう方から、私は1週間に二、三名の方から相談を受けるわけですが、やはりそういう方たちが自立、支援していける相談、そして、いろいろな形で話をすることによって、その人たちが本当に自立していこうと前向きになっていける、そういうやはり総合的な相談窓口を設置することも大事かなと思いますので、今現在そういう対応、さっき話を伺いましたけれども、総合的なそういう相談窓口なりを今後設置したりする考えがあるのかどうか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

ただいま生活保護関係のいわゆる相談窓口、総合窓口を設置するのかという質問でございますけれども、今現在は係、係ごとで連携をしながら、私のほう、社会福祉課保護係が中心にそういう相談を受けております。保健福祉部全体の中で、そういう事案が発生した場合には、それぞれお互いに課を連携しながら取り次いで案内していくというような形で現在対応しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

それは、相談の内容というのは非常に複雑な内容もございますし、また生活面ばかりじゃなくしていろいろな問題がありますけれども、そういう点も総合的に相談できるような、そういう内容も含めて今後対応をしていただきたいと思います。これは要望としてお願いしたいと思います。

それから、先ほど市長も、ガードレールの設置についての話もありましたけれども、私も今回2回目の質問になりますけれども、私もいろいろな地域を歩いていまして、やはりここは危険だとか、ガードレールを設置してもらえば本当に子どもが安心して通学できるとかという、そういう声をたびたび伺います。そういう面で、学校または地域、総合的にそういう危険な箇所の総点

検をしてもらいたいという私は前回提案をしておりますけれども、まだ具体的なものが上がっておりません。十何カ所とかというさっき話がありましたけれども、やはりかすみがうら市にはまだ何十カ所という危険な箇所が私はあるように、私がずっと見ている範囲ではあります。だから、危険度の高いところからまず設置をお願いしたいと思います。市長も、こういう点もやはり対応していきたいという、そういう答弁もいただきましたので、この点もかなり進んでいくのかなということで期待をいたします。

それから、最後に市街化の適正な維持管理なんですけれども、私も特に市街化区域の方からは、非常に隣接している土地が荒廃しているので非常に火災が発生する危険があるので何とか対応してもらいたいという、昨年も23件ぐらいありました。ことしももう6件既にあります。そういう中で、やはり対応して、本当に安全を確保していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で、私の一般質問を終わりにいたします。大変ありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時21分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

2番 小松崎 誠君。

[2番 小松崎 誠君登壇]

○2番（小松崎 誠君）

質問の前に一言ごあいさつ申し上げます。この1期4年間、大過なく議員活動することができました。これもひとえに私を支えて応援してくださった市民の皆様方、議員諸公の皆様方、そして職員の皆様方のおかげと衷心より感謝、御礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、霞ヶ浦庁舎の周辺のまちづくりについて伺います。

霞ヶ浦地区の市民の皆様にとって長年の夢と願いであった大和田バイパスの開通とあわせて、老朽化が激しく手狭であった霞ヶ浦庁舎も大和田バイパス沿いに新たに建設されました。霞ヶ浦地区の市民にとっては大変喜ばしいことでもあります。特に、霞ヶ浦庁舎については、建設に当たっていろいろな議論がありましたが、多くの市民の皆様からは、明るく利用しやすいとの声も伺っております。私は、今後霞ヶ浦庁舎周辺を、行政の拠点として発展を期待するものであります。現在、霞ヶ浦庁舎東側には筑波銀行やコンビニエンスストア、スーパーマーケットなどが建設されており、さらに新たな店舗が建設される予定と聞き及んでおります。そうした中、霞ヶ浦庁舎周辺のまちづくりの一環として、商業施設の誘致や観光バスが休憩するための駐車場の整備、トイレの設置など、さらなる発展を推進することを願うものであります。その考えがあるのか、お

伺いたします。

次に、かすみがうら市のPRの場として観光案内施設などの設置の構想の考えがあるのか伺います。

観光案内は、霞ヶ浦地区の釣りの場所やレンコンの販売、ハス田のレンゲの花、湖の風景、千代田地区のナシ狩りを初めとするクリやブドウ、カキなど、その他多くの農産物があり、我が市の観光資源は豊富であります。それらを最大限にアピールすることが大事であると確信するものであります。その意味から、観光案内所を設けるべきと思うが、その考えを伺います。

次に、公用車の利用実態について質問いたします。

まず、市長が使用している公用車の利用状況について伺います。

市長は就任以来、行財政改革をうたい文句にさまざまな施策を打ち出し、無駄を排すると言われておられますが、言行不一致がいろいろと見受けられます。その中で、市長専用の公用車が2台あると伺っているが、その理由を伺いたい。

次に、職員が利用している公用車の台数と年間のランニングコストについて伺います。

公用車の使用は市民サービスには欠かせないものと認識しておりますが、その維持管理費はかなりの額になっているものと思われまます。その内訳等を改めて把握することが経費節減につながると確信しますが、その利用実態をご提示いただければと思います。

次に、子宮頸がんなどの予防ワクチンの公費助成の早期実現について質問いたします。私は、ことし6月の第2回定例会において質問いたしましたが、いまだに動きが見られませんので再度の質問です。

まず、がんの中で唯一予防できるがんと言われている子宮頸がん予防ワクチン公費助成であります。このがんは、定期的な検診で80%が予防できると言われています。特に早期に発見すれば、生存率は極めて高くなります。ワクチンと検診のセットで、ほぼ100%予防できるとも言われております。厚生労働省が昨年10月にワクチンを認証し、12月に販売が開始されましたが、接種費用が1回1万以上で3回の接種が必要となることから、高額な負担を軽減するための公費負担が強く求められております。国の公費助成制度の創設までの間、暫定的にでも市として公費助成をする考えがあるのかを伺います。

次に、小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンについて質問いたします。

子どもの細菌性髄膜炎を防ぐワクチンとして、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンがあります。ヒブワクチンについては前回詳しく質問しておりますので、今回は小児肺炎球菌ワクチンを中心に行いたいと思います。

原因菌は約6割がヒブで、続いて肺炎球菌が約2割を占めています。先進国では、ヒブと小児用肺炎球菌の両方のワクチンが定期接種になっております。細菌性髄膜炎は死亡率が高く、中枢神経後遺症を起こすことが少なくなく、早期診断も難しい病気です。幼稚園や保育園などの集団生活が始まる前、できるだけ早いうちに予防接種を済ませることが望まれます。特に肺炎球菌は、その名のとおり肺炎の原因になる細菌ですが、乳児では肺炎だけでなく髄膜炎、急性中耳炎、菌血症など重症な細菌感染の原因になります。小児用肺炎球菌ワクチンは、子どもの肺炎球菌感染症の予防だけでなく、間接的な効果として高齢者の感染症予防にも効果的なことがわかっております。小児用肺炎球菌ワクチンは、接種開始年齢により接種回数が4回から1回と異なりますが、

いずれにせよ自己負担が高額となっております。ちなみに1回当たりの接種費用は9,000円くらいです。この小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンの公費助成について、市の考えをお伺いいたします。

最後に、市税のうち軽自動車に係る未納金について伺います。

軽自動車税は直接市の財源となるものですが、年間どれぐらいの税収が見込まれているのか、その実態をお教え願いたい。また、軽自動車税の未納額はどれくらいあるのかを伺います。納税は国民の義務の一つであります。払いたくても払えない方がいるかもしれません。逆に、払えるのに払わない方がいるかもしれません。また、手続の不備で廃車届けを出さずにいて、車がないのに課税されている場合もあるかもしれません。また、車を売り、名義変更なされないまま課税されている場合もあるでしょう。さまざまなケースがあると思われます。そこで、未納額対象者の車の把握の実態についてもお伺いいたします。

以上、第一回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

小松崎議員の質問にお答えいたします。

1点目の霞ヶ浦庁舎を中心とするまちづくりの構想につきましてであります。霞ヶ浦庁舎については、市道②644号線の整備完了により立地条件が向上し、霞ヶ浦地区の行政ゾーンの中心地としての機能を果たしているところであります。

質問でございます庁舎周辺につきましては、現時点で商業施設等の予定はありませんが、民間の活用が好ましく、近くにJ Aの直売所があるなどの利用が可能であります。

また、庁舎の利用は、業務時間内であれば年間を通してトイレや駐車場の利用が可能であります。庁舎前広場については、各種イベントも開催できるようになっているため、必要に応じて利用は可能であり、市のPRの場として観光案内所については、庁舎内に観光商工課がありますから適時案内は可能であるため、施設の設置は現在考えておりません。観光の振興やPRの場としては、歩崎地区の整備を視野に入れて対応したいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目から4点目につきましては、それぞれ担当部からの答弁とさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

○市長公室長（塚野 勇君）

小松崎議員のご質問の中で、2点目1番の市長の公用車の利用状況につきましてお答えをいたします。

市長公用車の基本的な考え方につきましては、以前は公用車、黒塗りの高級セダンが一般的でしたが、近年はハイブリッド車などのエコカーやワゴンタイプの車など多様な利用がされ

ておりまして、いわゆる大衆車でへの対応も可能と考えております。

なお、市長交代に伴いまして、現行の公用車を廃止しまして一般車両で対応できないか指示等ございまして検討いたしました。現在の市長公用車は昨年7月から5カ年の期間を設定してリースを開始したものでございます。このリース期間満了前に契約を解除いたしますと多額の損害金が発生するため、当面現行の形で利用することとしまして、主に市外や遠距離の出張等を中心に利用をしております。また、市内や近隣への出張、庁舎間の移動等につきましては、職員用に管理をしておりました燃費のよいハイブリッドカーを10月から使用しまして経費負担の軽減に努めているところでございます。

また、市長と議長と同一会議出張時につきましては、連絡を取り合いまして極力同乗し、経費軽減に努めているところでございます。こういう形で、現在2台をそれぞれ適宜状況に応じて使用しているのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

小松崎議員の質問にお答えをいたします。

2点目になります。2番の職員が使用する公用車の台数とランニングコストについてでございますが、公用車につきましては、現在検査管財課と霞ヶ浦庁舎の総務課において管理をしております。通常の車両のほか、各課で管理している専用車、さらにはバスや消防本部消防団等の緊急車両があり、その総数につきましては平成22年度の当初で201台を保有しております。全保有台数からバスや緊急車両を除いた、通常職員が一般的に使用する車両につきましては122台でございます。需用費、役務費、公課費等のランニングコストにつきましては、平成21年度決算でございますが総額で約2579万3000円でございます。1台当たり年間約21万1000円となります。

今後、さらなる予算の節約及び環境社会への配慮等をおかんがみ、燃費のよい車両の配置や各課の専用車の削減を図り、集中管理するなど有効な車両運用に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

小松崎議員の質問にお答えいたします。

3点目の子宮頸がん予防ワクチン、その他ヒブワクチン、肺炎球菌のワクチン接種の公費助成計画につきましてお答えいたします。

ご質問の予防接種は、任意接種ということもありまして制度上公費負担が現在ありません。しかし、現在臨時国会におきまして補正予算が審議されております。その予算の中で、予防接種の関連経費として1085億円の予算措置が計上されております。その内容につきましては、子宮頸が

んワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの予防接種事業に対しまして国と市町村が折半で助成し、接種費用の自己負担をなくする、無料化するという内容でございます。現時点では具体的な内容は示されておりませんので、対象者や予算措置の時期など精査する時間が必要になるかと思われまます。そのため、実施時期につきましては、早くても平成23年度からになるものと考えております。特に子宮頸がんワクチンにつきましては、接種期間がおおむね6カ月必要になることを考慮する必要があると考えております。

なお、任意接種は、公費助成がなければ被接種者が全額自己負担となります。そういうことから、現在厚生労働省におきましても予防接種法の一部改正などを含め環境面を整備し、このワクチンにつきまして検討していると、将来的には公費負担という意味で検討しているという報道もあわせてなされております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

小松崎議員の4点目、市税のうち軽自動車に係る未納金についてのご質問にお答えいたします。

1番目の軽自動車税の実態と未納額につきましては、ご案内のとおり、軽自動車税は原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を4月1日に所有する方が納付する市税であります。平成21年度の課税台数は1万8787件で、8342万7900円の調定に対し、平成22年度への滞納繰越となった未納額は913件、403万881円となっております。また、平成22年度は、1万8761件で8485万2000円の調定に対し、10月末現在の未納額は1,251件、578万4000円となっております。なお、未納となっている方には、督促状及び催告書により納税のお願いをしているところであります。

次に、2番目の未納額対象の車の把握の有無につきましては、滞納システムから軽自動車税の滞納者を抽出し、車両所有の有無等について現地確認を行うなど実態の把握に努めております。軽自動車の用途廃止や譲渡、または転出などをした方に、標識の返納とあわせて廃車申告等をしていただくことで翌年度以降の税どめ手続の事務を行うこととなっておりますが、その手続がなされないままのケースも多く見受けられるところであります。平成21年度の廃車等申告処理につきましては、119件、75万7300円で、平成22年度は10月末現在で、33件、13万4600円となっております。

なお、軽自動車に係る登録、変更、廃車等の手続については、今月発行の広報誌11月号でその周知を図りました。

以上であります。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

それでは、2回目の質問に入ります。

一番最初の霞ヶ浦庁舎周辺のまちづくりということで市長にお伺いしたいんですけれども、今

板橋区のほうでアンテナショップを農産物の直売所という形でやっておられますけれども、外に向けてこういうアピールしていくのはいいんですけれども、この地域の、市内の活性化も非常に大切なものと思われま。そこで、先ほどの回答では、まず直売所は設けないというようなお話でしたけれども、これは何とか今の庁舎の周辺にできないものかと望むものでございます。

それから、観光案内所、これは庁舎の業務時間内に商工観光課のところでは聞いていいということですが、一番大事なのは土日なんですね。あそこは市道⑦2644号線ですか、その通りを観光客がかなり通るものと思われま。その土日、祝日にそういうものが案内できないかというのを私は望んでおるわけ。ですから、市長は歩崎のビジターセンターのことを言っていると思うんですが、そちらではなかなか、あそこへ行った人たちしか観光案内受けられないということなので、広く一般の方が通られる庁舎の前にそういうものできないものか、再度伺いたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほどもお答えしましたが、直売所につきましては、すぐ近くにJAの直売所もありますし、成井地区のほうへ入りますと、ふるさと出島の会の直売所があります。また、ブドウ等については、タチバナさんという方が北中の近くでもやっておられるし、さらに橋を渡りますと玉造にも大きい直売所があるということで、結構直売所は大分多く設置されておりますので、今のところあそこに市が主導で直売所をつくるという考えは持っておりません。

土日祭日の案内等につきましてはありますが、これは議員ご指摘のように、確かに土日祭日は交通量も相当ふえますし、案内を求めるために寄るといふことがあるかどうかはわかりませんが、当直の者もおりますので、そういった者で当面は対応したい。しかし、この中にそういったご案内をしたり、トイレのご利用もできますよという今のところ表示がないので、そういったことを当面手初めに考えて、利用が多ければ発展的にいろいろ考えていくことができると思うんですが、当面入り口付近に、トイレとか観光案内所が中に、ご案内もできますよという表示をしたらどうかと今思いましたので、ちょっと検討させていただきたいと思ひます。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

今、市長は前向きに答弁いただきましたので、ぜひとも進めていただきたいと思ひます。ただ、今の回答の中で、玉造にも直売所があるというお話がありましたけれども、なるべくかすみがうら市内で買っていただけるように努力していただきたいと思ひます。

次に、公用車の件で質問いたしますけれども、先ほど5年契約のリースで黒塗りのセダンが借りてあるということで、途中解約すると違約金が取られてしまうということなんです。この違約金、どのぐらいかかるものなのか、お伺ひいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまのご質問でございますが、いろんな試算方法ございます。そういう中で、リース、満額借り入れといいますか、それ以上にかかってしまうような試算もございますので、そういう中でいろいろ検討した結果、先ほど申し上げましたように、当面使うような形で現在考えているところでございます。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

そういうことでありますれば、何も2台使わないで、黒塗り1台で運用したらどうかと私は思うんですけども、なぜ2台も必要なのか。これ運転手さんも2人必要になっているわけですよ。そういう意味では、このリース期間の5年間過ぎるまでは1台で運用したらどうかと思うんですけども、それこそ市長が言っている無駄を排するというに反するのではないかとと思われるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまご指摘のように、例えば黒塗りの公用車、専用車を常時使うということも考えられますが、先ほど申し上げましたように、市内とか近隣あるいは庁舎間の移動とか、そこは燃費のよいといいますか、そういう形で現在、白いハイブリッド車を使っているところでございます。よろしいですか。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

じゃ、その燃費のよい車も使っているということなんですけれども、これは違約金が生じてしまうということで有効に使っているということなので、それはそれといたしまして、次に、職員の乗っておられるその公用車ですね、これのランニングコストを下げる努力をしていただきたいと思うわけですね。そのためには、今はやりのエコドライブ、こういったものを指導してはいかがかなと思うんですけども、その考えをお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまの公室長の答弁の中にもございましたが、現在エコカーはプリウスでございますが、2台購入をしてございます。そのほか、現在公用車についてはできるだけ消費がいいものと、燃費がいいものということで軽自動車を購入する方向にしております。軽自動車については現在45台ということでございますが、今後ともエコカー、さらには燃費のよい車ということで購入を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

今もいろいろと努力はなされているとは思いますが、パソコンからエコドライブの仕方というか、そういうものも取り出せるんですね。これには10項目いろいろと書いてございますよ。ふんわりアクセルスタートとかね、それから車の中に荷物をできるだけ少なくするとか、いろいろあるので、これ後で差し上げますので、これを参考にして職員の方の徹底をお願いしたいと思います。

次に、予防ワクチンの公費助成についてでございますけれども、今、国会では補正予算で、もう予算ですから衆院優先ということでもう通ることが確定しておりますけれども、この国で半分、それから各自治体で半分ということになっておりますけれども、この対象者はどの辺の対象者になっているか、お伺いしたいんですが。これは、私は前回中学3年生のうち1学年を対象に行えば、女生徒は市内1学年200人程度ですから、これで5万円、合計1000万あればできるということで提案させていただいたんですけれども、今回は半分国のほうで助成されることなんですけれども、これが1年生から3年生まで一気に受けられるのか。もしくは中学校卒業するまでの1学年、例えば3年生を対象に行うのか。その辺の見通しはどうか、お伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

今、具体的に子宮頸がんの予防ワクチンですが、その対象者ということで質問がございましたけれども、報道によりますと13歳から16歳までの女子が受けられるという形になってございます。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、具体的な内容といいますか、その辺はまだ何も私のほうに通知といいますか、来ておりませんので、今後決定されるものと思われまますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

まだ通知が来ていないということですが、一応市の側としてもある程度想定したものをシミュレーションしておく必要があると思うんですね。一応新聞報道では、中学生希望する方全員無料で、無料というか半額で受けられるということなんですけれども、市の場合はここまでだったら予算がとれると、こういうものが、枠があると思うんですね。今市長が就任なされてすぐ中学校3年生までの医療費無料化ということをおっしゃられますけれども、これ非常に予算が大変なわけですね。年間8400とも8500万円とも言われているわけですが、こういうスポット的なことに援助すれば、支援すれば、少額の予算で済むということなので、できるところから実施をしていけばなと思うんですね。そういう意味で、市長どうでしょうか。こういうもの、現実にはワクチンで治る、そういう防げるがん、そういうものに対して公費助成を行っていくと、そういう強い決意があるかどうかお伺いしたいんですけれども、ご返答をよろしくお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今国のほうでまだ明確にはなっておりませんが、23年度からの実施で市町村で半額ずつですか、ということの方向なようですので、これを少し見きわめる必要があるのではないかと思います。いずれにしても、もし国のほうがだめになれば本格的に検討する必要があるかとは思いますが、いずれにしてももうちょっと状況を見たいと、こういうふうに思っております。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

6月に質問いたしました、市のほうは大分前向きに検討していくようなお話を伺いました。市長がかわられてそういうふうになったのかなという思いはありますけれども、市長は市民のことを一番に思っておられる市長さんであろうと思いますので、ぜひともこれは実現させていただきたいと思います。ですから、検討していくということも大事なんですが、これを実施していくとかたい決意が私は必要ではないのかなと思います。

次に、軽自動車税の件なんですけれども、先ほど市民部長から、この未払い分の軽自動車に対する把握をしていると、こういうお話でしたけれども、この背景に軽自動車の廃車の仕方を徹底したとは言われていますけれども、実際に物理的にできない方もいらっしゃると思うんですね。というのは、私のちょっと知り合いが土浦市に住んでおまして、病気で倒れまして、そのまま入院して、そこから福祉のほうの施設に入ってしまったんですね。そうしましたら、ずっともう2年近くになるんですけれども、課税された納税通知書が来ているわけです。その手続きができないがために、納付書だけがどんどん送られてくると、こういう状況が実際にあったわけです。かすみがうら市内にも、そういうふうに手続きをしたくてもできない、また知らなくてできないのかもしれませんけれども、そういう実態もあるということで、保健福祉部との連携とかそういうものもとりながら、そういう軽自動車の廃車手続きができない者に対して市の側が手助けをすると、こういうことをやってもらえないかなと思うんですけれども、そういう実態はないのでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

確かに小松崎議員がおっしゃるように、そういう施設の中に入られた方というのは、現実的におひとりの家族でありますと手続等行えないと思います。ただ、課税側のお話から申し上げますと、通常ですと軽自動車、四輪の自動車をお持ちの場合は、2年に一度車検という制度がございますので、現実的に長期に入院というような形の場合、車検を受けるための税証明をとりに来られませんで、そういう方について課税側から、現実的に車はどうなんだろうというような現況確認をするというのが実際の状況でして、それが現実的に使用されていない、廃車の手続までということになりますと、ちょっと今後検討させていただくしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君。

○2番（小松崎 誠君）

以上で、質問終わります。

○議長（桂木庸雄君）

2番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時半からといたします。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時32分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番（古橋智樹君）

質問に入る前に一言申し添えさせていただきます。

昨日のトップバッターとして一般質問を行う予定でございました5番議員の井坂悦司議員が、私と同様にかすみがうら市に対する思いを次の1月の選挙に向けて準備されているところ、延期ということになったことに対しまして、私個人的にも大変残念でございます。質問の数、内容からしても非常にかすみがうら市に対する思いを感じるものでありました。私もかつて井坂議員に仕えていた者の一人として、先輩に全くかわることはできませんが頑張っただけでまいりたいと存じます。井坂議員の一日も早い復帰を願う次第であります。

さて、このたびの宮嶋市長の就任の前には、非常にかすみがうら市の借金財政に対する非難が市民の皆様にも伝わり、その借金という、三百数十億とも言われるこの起債が市民のためのものであったにもかかわらず、ご理解いただけない部分が多数あったと、私は非常に1期務めた中で反省をしている次第でございます。借金をしなければ何事も事業も起こせない、これは宮嶋市長も事業を営んでいるわけですから十分わかり、なおかつ借金を背負いながら商売をやっているからこそ、借金の重み、プレッシャーというものを市民に伝えたくないということでおっしゃったのかもしれませんが。しかし、財政が法律の中で適正な基準ということで当市は健全財政を続けられてきたものでありますけれども、私として皆様に十分伝わらなかったこと、宮嶋市長が訴えられたように、この借金がこの10年後、20年後に財源不足として資金ショートするんだと、いや、これが資金ショートしないんだという説明も私にできなかったこと、力不足を感じるものであります。しかし、私もきょうのこの1期目最後の一般質問として、諸先輩方の指導のもと、私なりの宮嶋市長の構えるまちづくりに提言できればというふうに考えております。

今非常に景気の低迷ということで、世界の情勢も戦争が勃発するや否やの非常に緊張感のある情勢の中で、各国のお金の流れも、各国自身がなぜこのように景気が悪いのか、これがわかれば景気よくなるわけでございますけれども、これに向かって論議することが我々議員の役目でもあります。

そういったことから、かすみがうら市のこれまでの借金とも言われる三百数十億もの起債とともに、今後のまちづくりの起債のかなめとなります合併特例債事業を初めとした各種事業計画、今後これらの事業の中で我々議員20名の中でも次の選挙の中へ、市民の皆様へおのおのビジョンを伝えていく次第かと存じます。この景気の低迷の中で、非常に消極的な声がごぞいます。幾ら内需拡大を図っても、かすみがうら市の活性を図っても大した成果は出ない。しかしやるしかないんです。何をやっても事業がうまくいかない、これは行政も一緒です。税の循環がうまく働かない。だからといって安易に消費税の10%というような数字をむやみに持ち出すことも、市民のますます厳しい景気の低迷の中、希望を持ち続けることができないわけでありますから、議会、行政としても親切丁寧な慎重な行政運用がますます必要な時代に突入しているわけでごぞいます。

それでは、私から通告に従いまして一般質問を申し上げる次第でごぞいます。

まず、1点目のリーダーシップの本質は独創英断より協調性であるべきことについてお伺いいたします。

①決算報告に問題がない限りは原則人件費削減に論理が合わず、市長ご自身の選挙公約、市民の負担軽減を実行するために、事業の再編成前に職員等の給与、人件費を一方的に市長の権限で減額充当する順序はリーダーシップの本質と相違するのではないかと、市長にお伺いいたします。

②国保税の他市比較と人件費の当市の独自性を求めることとの食い違いの不協和に、市長の掲げられるリーダーシップとして、ほかに予算の編成に活路を見出すことは市長として意思はあるのか否か、お伺いいたします。

③施政方針におけます市長の申し上げましたキャッチフレーズで、全員一致団結と市長は唱えられておりました。市長のこれまでの意思決定の経過におきまして、周辺市町村、同市議会、市役所内、さまざまな団体、審議会等の事前の相談、協議が時に不十分なまま市長の意思決定が一人でお決めになられ、そのことにより不安、隔たり、弊害があらわれているように見受けまます。宮嶋市長が選挙で掲げたリーダーシップとは、私はそのような市長の専決ではないと存じまます、市長の掲げられた全員一致団結の姿勢、経過についてお伺いいたします。

続きまして、質問の2点目の現世代の国保負担軽減への多額の税金の見切り投入についてお伺いいたします。

①精査不足のまま見切りで多額の税金を国保へ投入することにより、どの賦課世帯数がどれほど下がり、ほかに費用対効果としてどのようなまちづくりがあるものであるか、市長にお伺いいたします。

②その充当する金額の大きさから、我々現世代だけではなく子どもたちの次世代に資する具体性あるまちづくりとしても引き継げる事業であるのか。市長の責任として、次世代に負の要素は生まれぬのか、お伺いいたします。

続いて3点目、医療費の無料という選挙公約を掲げた市長の責任についてお伺いいたします。

①選挙の非常な手段として無料という言葉を掲げ、それに根拠を置くことで当市の行財政運営が縛られることになる責任について、市長の姿勢をお伺いいたします。

②医療費の一部負担は各家庭の社会責任の観念をも果たしていると考えまます、医療費完全無料により病氣やけがのない健康づくりの意識低下、医療費抑制に対して逆効果であると考えまます、市長のお考えをお伺いいたします。

最後、4点目に、稲吉2丁目の県道、市道、丁字路道路改良についてお伺いいたします。

かねてより、この当該懸案箇所の改善に茨城県庁や土木事務所へ働きかけを私としても執行部とともに重ねてまいりましたが、その懸案事項の難しさから、年度がかわり人事異動があるたびに振り出しに話が戻ってしまう傾向がございます。今年度内でこの道路改良について決着できるのか、土木部長さんにお伺いいたします。

以上で、私からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のご質問にお答えをいたします。

大変格調の高いお話でございまして、また先輩の井坂議員に対するすばらしい称賛のお言葉、私も大変感銘をいたしました。また、先ほどの中根議員のお話なども、きょうは本当に格調の高いお話が続いておりまして、非常に、市議会の中で感動するということを初めて味わった心情でございまして。どうもありがとうございます。

ご質問の件であります、リーダーシップの本質は、独創英断ということよりは協調性が大切にされなければならないと、こういうお話であろうかと思っておりますが、私は自分がそれほど独創英断であるとは、それほど自覚はしておりませんが、あくまでも事を決するに当たっては話し合いということがこれは基本でありまして、斎場の問題につきましても、あるいは国保税の問題につきましても、あるいは人件費等の削減につきましても、基本的には話し合いというのを基調に進めなければならないと、こういうふうを考えております。

大変厳しい情勢でありますから、しかし、温情のみでは事は進みませんで、人件費だけではなく事業費全般、さらには市内のいろんな各種団体等に対する補助金等も、皆さんそれぞれ補助を受けておられる団体、あるいはその事業の該当になっている部署につきましても、皆さんそれぞれの思いがあるわけでありまして、自分のところの予算が削減されるというのはだれもよしとしないわけでありまして、人件費も含めまして、最終的には職員さんの人件費にまでお願いをする状況であるということで、私も大変心苦しいではありますが、市民の皆様はやはりそれ以上に大変なところもあると、こういう基本的な認識の中でいろいろお願いをしているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目の現役世代の国保負担軽減へ多額の税金の見切り投入ということではありますが、これは問題ではないかということではありますが、国保税率の引き下げについては、私の公約でありますのでぜひとも行いたいと、こういうふうを考えております。しかし、今のところ、どのレベルでどの項目をどの程度改正するかというシミュレーションを、事務方から多くのシミュレーションを出していただいて検討中でございます。大分まとまってはきたんですが、今年度については軽減割合の拡大によりまして低所得者の負担が減少する一方で、限度額の引き上げが行われ最高限度額は73万円になるということになります。考え方としては、負担金分として納付しなければならない後期高齢者支援分と介護分については必要額を確保できるように見直しを行って、その上

で医療分について近隣市町村並み、具体的には土浦、石岡、小美玉あたりを参考に今案を練っているところでございます。すべての被保険者の受診機会が均等であることから、公平な負担を求めるために特に所得割、資産割の負担率を見直して、応能、応益割の割合を国の標準に近づけてまいりたいと、こういうふうを考えております。現在かすみがうら市は資産割等にウエートが大分かかっておりますので、これを改善する方向で考えております。全体としては被保険者の税負担額を近隣市に、今申し上げた3市町村それぞれこれも多少違いますが、大体これと横並びになる程度に改正したいと、こういうふうに思っております。

現在考えている国保税の引き下げについては、引き下げを求める市民の声にこたえるために行うものでありますが、被保険者の医療費というのは、社会保障としての機能は当然あるわけであり、基本的には被保険者が今まで負担してきたわけであり、これまではその原則に従って、なるべく一般会計からの繰り入れを抑えてまいった経過があるわけであり、しかし、もう現状では、この長く続く経済低迷の中で国保の被保険者の負担は限界に達しておると思いません。負担を軽減してくれとの要望にこたえるために、国保加入者以外の協力を得ながら一般会計からの投入も行う必要があると、こういうふうに考えておりますので、そのための財源として事業の見直しあるいは人件費の見直しもある程度やむを得ないと、こういうふうに考えております。ご理解を賜りたいと思えます。

3点目の、これは医療費の無料化ということですが、中学生以下の医療費の無料化のことだと思いますが、よろしいですか。

中学生以下の医療費の無料化につきましては、9月議会にお願いして今継続審議中ということですが、3月議会に、この今継続審議中になってはおりますけれども、実際この案件は条例の中で4月からの実施ということがうたってありまして、事実上4月からの実施は今からではもう技術的に無理になっております。そうしたことから、3月定例会、新議員さんによる定例会でございますが、3月定例会予算議会におきまして財源の裏づけをした上で、新たに中学生以下の医療費の無料化を図っていく方策を提示したいと、こういうふうに思っておりますのでよろしくご理解をお願いしたいと思います。

この無料化によって病気にかからないという努力、そういう意識が低下してやたらに病気に、病気やけがを予防するという抑止効果が少なくなって医療費抑制ということに対しては逆効果であるというお話も、そういう考え方も多少あろうとは思いますが、健康づくりというのは基本的にだれもの願いでありますから、お子さん方も、また少年、それからお年寄りにつきましても、この健康づくりというのはみんなして努めるように、そして医療費の削減に結びつけると、そういったPRは絶えず行政としてもやっていく必要があると、こういうふうに考えております。ご理解を賜りたいと思えます。

4点目の稲吉2丁目の丁字路道路改良につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

古橋議員さんのご質問、4点目の稲吉2丁目の県道、それから市道丁字路道路改良についてお答えを申し上げます。

当該交差点については、県道牛渡・馬場山・土浦線とそれから当市の市道が変則的に交差をしております。改善要望等を踏まえ、県土浦土木事務所と協議を重ねてまいりましたが、交通の円滑化を図るためには、交差点改良における対策が必要となったものであります。議員さんご承知のとおり、改良工事については茨城県の負担、拡幅用地は当市の負担で整備促進を図ることとなったものでございます。

現在の状況についてでございますが、道路拡幅用地については地権者の同意を得、当市において取得済みでございます。県においては、交差点改良工事実施設計について完了をしてございます。今後のスケジュールですが、古橋議員さんのお力添えをいただき、土浦土木事務所において12月発注、1月工事着手ということになり、年度内完成を目指すとのことでございます。

市道整備につきましては、今後ともご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

順番最後ですね、県道、市道の丁字路道路改良につきましては、よろしくお願いたします。この道路改良がうまくいけば、当市の東西に長い行政界の新たなあるべき姿がまた違った形で見えてくるのかなというふうに期待しております。それは、神立周辺の開発にしても、跨線橋の計画にしても、また皆さんがあのだ字路をご利用いただく中でいろんな考えが生まれる形に、ぜひ道路改良の形をうまくまとめていただきたいと思います。神立駅方面から来る車の左折だけではなく、出島地区から踏切を渡りまして稲吉地区へ右折で入る車の通行なども、ぜひ時間の限りいい設計をさらに加えていただければなというふうに思います。

それでは、再質問、1点目のリーダーシップに関しましてお伺いさせていただきます。

市長は、選挙の公約を掲げ勝利されたという絶大なる根拠をもとに実行される意思は非常にかたいようです。各条例も先般の定例会で否決されましたが、そのままもう一度上程されるということから、行政の中では余り慣例としては見受けられませんが、市長の意思としては何とか押し通したいという気持ちで、わかりますけれども、私としては2回目に中身が一緒でも、やはり市長としてこの20人に理解を得られていない部分があれば説得するお時間はあったのではないかなというふうに考える次第であります。

そこで、まず①番についてお伺いしますが、市長は選挙におきましてほぼ二分した票の過半数をとった形で市長として選ばれたわけでございます。市長のご認識を伺いたいですけれども、市長がこの4年間の任期は、市長を支持しなかった方に対して4年間は従っていただきたいという基本的な気持ちの持ち方なのか、それとも4年間、理解をいただくために最善を尽くして妥協点を探りたいというふうにお考えなのか、二者択一をお伺いいたします。

②番についてお伺いいたします。

人件費をいろんな行政刷新会議等で財源を新たに見出したいというご答弁ございましたけれども、私は選挙戦の中で市役所の人件費について、語弊があるかもしれませんが、やり玉に掲げられ、そういった角度からもご理解をいただいて勝利を手にしたと思いますけれども、私はこれをやるにしても段階的な形で理解を市民にいただく、役所内にもいただく、これが筋ではないかなというふうに考える次第で今回通告したものです。市長が大変強く掲げられた三百数十億もの借金というのが、今後合併特例債の残り枠も含めて執行すると、いつ、どのように財政再建団体になるのか、財源がショートするのか、これを市民にお示しすれば、これはもちろん行政のプロの皆さんもご納得すると思います、我々も納得します。しかし、不安だ、不安だというふうにけた違いの金額に惑わされるばかりで、じゃこれが実際にどこでショートするのかというのを改めて私は求めていただきたいということで、前回の質問でも申し上げました。これまでも、当市になりましてからも財政計画を幾度か見積もってきた形がありますから、そこに市長の考えを入れて、もう一度計画を出すことでもよろしかったのではないかなというふうに考えるところです。

それから、前回の定例会でも話がございましたとおり、前年度の決算報告におきましても異常なしということで市長のお名前でもいただいたということで、ほかの議員からも質問がありましたけれども、私はこれは建前ではなく本音だと思いますけれども、市長としてはもっと隠れた部分があるんだということであればそれはさておいて、別の宮嶋市長独自の決算報告を任意でつくってもよろしかったのではないかなというふうに思う次第であります。

そういったことから、財源の充当方法について理解を得られるような段階的なリーダーシップをお努めになる意思はあるのか、再度②としてお伺いします。

③として、お伺いいたします。

全員一致団結というのは、私は施政方針を読ませていただいた中では、余り市長の思いが含まれた6文字とは感じませんでした。責任を持って施政方針をした以上は、全員一致団結という言葉どおりの、選挙公約だけではなく施政方針の公約も実行していただきたいというふうに思う次第であります。

そういったことから、これまでの市長の運営の中では、この就職氷河期の再来、再来どころかそれよりもひどい就職難の中に、迷わず採用を中止した、今は市長なんですから、市長としての決断として適正だったかどうか。私はもっとやり方はあったかなというふうに思う次第です。

さらには、他市町村との折衝の中でも、私は市長としてこういう考えを示した形に添える譲歩案が、やはり政治手腕として必要だと思います。そういった形もないまま市長の意思を他市町村とぶつけても、先ほど中根議員の質問にもあったとおり、高倉の五輪堂橋のような、石岡市が撤退するような話になるわけでございます。やはりほかの市町村との折衝は慎重に慎重を重ねて、市民の代表としておつき合いしていただきたいというふうに思う次第でございます。

私は、③番目の全員一致団結、これはすなわち全会一致を目指す言葉というふうに理解しておりますけれども、この言葉は単なる建前だったのかどうか、再質問いたします。

以上、1番のリーダーシップについて2回目の再質問を3点お伺いします。ほかの2問以降はまたいたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、就任初日、7月23日であります、自宅からこの庁舎へ来たときに最初にごあいさつを職員の皆様に申し上げたわけでありましたが、その中の一節が今よみがえってまいりましたけれども、選挙の直後でありましたからいろいろみんな不安の中で私が初登庁したわけでありまして、私を支持してくれた方はもちろんであります、支持してくれなかった、今回残念ながら支持してもらえなかった、選挙においては支持してもらえなかった方であっても、全くこれは平らにお話は聞くと、そういった趣旨のことを申し上げまして、その気持ちはもう全く今でも変わってはおおりません。それは市民の皆様に対しましても、また議員さん、あるいはいろんな委員さんとかどなたに対しても、そういう気持ちは全く変わってはおおりません、しかし言うことは言わせていただきますけれども、気持ちは全く変わってはおおりません。それを最初の第1点のご指摘の回答とさせていただきます。

それと、第2点目であります、財政の絡みであろうかと思えます。

具体的には職員の人件費等のことかと思えますけれども、あんまり急激に一遍にやるということについてどうかという趣旨かと思うんですが、職員の皆様に今提示させていただいているのは、まず、職員の給与改定を2年間で、2年間と申しまして24年度いっぱいのことを指しておりますが、2年間でトータルで10%の引き下げをお願いしたいと、こういうふうに申しております。これはもちろん財政的な理由も第一番にあるわけでありまして、官民格差の是正というのは、これは今国レベルでも問題になっているわけでありまして、しかしなかなか国ではそれに手がつけられないと。しかし、県内市町村ではもう一部それに切り込んでいるところもあるわけでありまして、我がかすみがうら市でもそれをお願いしているわけでありまして、具体的には2年間で10%ということでありまして、ことしの4月からにさかのぼってまず1.5%というのは、これは人事院勧告がありましたので1.5%下がります。さらに今職員組合をお願いしているのは、来年の4月以降5%の削減をお願いしたいと。その2回の引き下げで計6.5%になります。さらに、24年度については残る3.5%をお願いしたいと、こういうふうに申しております。都合2年間で10%と、こういう計算になるわけでありまして。

ただ、人事院勧告が、今年度の勧告は出ましたけれども、来年度の勧告がもしマイナスで出るようなことになると、その分は、多分プラスということはちょっと考えられませんので、マイナスで出るということになりますと3.5%からその分を差し引いて考えるべきだろうという、これは文書ではありませんが、お話の中でそういうお話をさせていただいております。議員の皆様には4分の1の削減を早急をお願いしたいということをお願いしているわけでありまして、職員の皆様には段階的に2年間の中でというお話をさせていただいております。

それと、財政一般についてであります、財政がショートする、ショートするとこう言っていると、それはちょっと大げさではないかというふうな趣旨だろうと思うんですが、今確かにかすみがうら市の監査委員さんの意見というのは、この前つけてありますのは適正であるということでありまして、これは国の基準で公債費比率ですか、実質公債費比率が国の基準である25%の半分にしかかっていません、12.何%ということでありまして、確かに国が定めた基準ではまだ

まだ倍もの余裕があるわけであります。しかし、現実に近隣市町村でももうトップクラスの国保税の現在の水準であるとか、市民にそういうしわ寄せが実際にいっている。さらには、下稲吉小学校の建てかえについて初日の答弁でも申しましたが、あれだけ不評な中央校舎について現実的に新築予算が組めない、そういう状況。さらには、土浦市と協調姿勢の中で進めている西口の再整備計画の中で、今後10億円ほどのかすみがうら市からの支出が予定されるわけでありますが、こういった財源の裏づけも大変心もとない中、もう実質的に私は財政はもう本当に破綻寸前であるということを我がかすみがうら市についても言えるのではないかと。

国は25%まで大丈夫だと言っておりますが、前にも申したかもしれませんが、国家財政そのものが95兆円ないし100兆円程度の国家予算の中で24兆円が国債の返還に回っていると。実際国自身が25%の水準になっちゃっているわけでありまして、国はじゃ自分が破綻しているとは言っていないわけでありまして、内閣がかわって片山総務大臣は、とうとうもう破綻寸前であるという言葉を使ったわけでありまして。実際いろんな評論家の方々が言われているように、国債というのは、いつある日突然金利が上がり始まるわけでありまして、これは本当に心理的なものでありますから予想できないわけでありまして。今新たにアイルランドがああいう状況になりましたけれども、まだ日本は国民の今の蓄えで海外からの資金を仰がなくても、当面自分の足を食っているような状況の中でやっておりますが、これは時間の問題でありまして、こういうベースが改善されない限り、やがては中国とかインドに日本の国債を買ってもらわなくてはならない事態になると、このままいったら必ずそうなるわけでありまして、それを現実のものに認識した、ある日だれかが認識して、それが国民の大勢になったときは、長期金利はもう一遍にはね上がるということでもありますから、まともな行政サービスはできなくなると。

そうなるからでは遅いので、私はもうできるだけ借金はしないと、こういう方向で今やらせていただいているわけでありまして。しかし、全部が全部、何もかも借金なしでできるはずがありませんで、ケース・バイ・ケースで必要なものはどうしてもやらなくてはならないと、こういうふうに考えております。

また、第3点の他市町村、石岡とか土浦とか、土浦には合併する気なんかないよと、こう言われております。それから、石岡とは、先ほど午前中のご質問の中でもありましたように、石岡斎場問題で多少——多少というか話し合いを続けておりますが、これはあくまでも話し合いでありまして、相手方と納得づくで話し合いは決着したいと、こういうふうに考えております。また、土浦市についてもアドバルーンは大きく上げて、とにかく百遍でも二百遍でも言い続けると。そのことによって私は、土浦市の合併、さらには県南市町村の広域化というのは、大きい流れには間違いないと。しかも、こういう財政危機の中にあって、これはもう加速する必要があるという思いから大きいアドバルーンを上げているわけでありまして、発信なくしては何も変わらないと、こういうふうに考えております。そうした中で、土浦市の選挙も我がかすみがうら市に次いで4月に行われる、さらには市長選も11月に行われますので、その間はずっと発信を続けて、そして市長選でも終わりましたら、また新たに正式な申し入れ、まだ文書では申し入れをしておりますが、文書等で正式なテーブルにのせると、そういったことを考えております。ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

1 番 古橋智樹君。

○1 番（古橋智樹君）

それでは、リーダーシップに関する質問、3 回目の質問をまとめてさせていただきます。

市長のご答弁から、まず1 点目のほうは、公約は是が非でも実行するということと私は理解しました。これには、すなわち痛みが伴ってもいたし方ないんだということかと思えます。財政の起債の総額が積み積み積もっていることに関して、ご答弁から、ではその資金財源不足がいつ出るかということは具体的におつくりになるかどうか答弁ございませんでしたけれども、私はそこまですべて市長がこだわるのであれば必ずやっていただくべきかなというふうに思います。

それで、お伺いいたしますけれども、かつて市長になる前に、例えば霞ヶ浦新庁舎建設、これを議決するに当たっては、宮嶋市長はその当時その採決に関して議会の横暴だというような活動をされていたと思えます。私は、今市長が公約を押し通そうとすることは、そのままお返しします。これについて、市長いかがですか。3 回目にお伺いします。これと同じことではないかと思うんですけれども。議会制民主主義どころか、市長ひとりの権限を、選挙で支持を得たのかも知れませんが、これを強引に押し通す、そういうやり方を非難されていたのではないのでしょうか。これをお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

以前、霞ヶ浦新庁舎の建設問題が上がったときに申し上げたことは、その当時私は市民グループの一員でありましたけれども、住民投票で、ああいう大型事業でありますから、しかも当時私たちが聞いていた声では、あじさい館を庁舎に転用したらどうだという話もありましたし、あじさい館の周りにつくってもいいのではないかと、そんな立派なものじゃなくてもあじさい館と兼用でいけるのではないかという話もありましたので、そういうことも含めて住民投票で決したらどうだという提言をいたしまして、署名活動をして議会にもお願いしたわけであります。また、市民アンケートなども独自に実施させていただいております。今さら言ってもしょうがありませんが、そのときはあじさい館でというご意見が、もう90%以上の方がそういう回答を寄せてくださったという経過もあるわけであります。そういった中で、議会が住民投票条例を設定してもらえなかったことに対して、議会が暴走しているというような発言も、あるいは印刷物等でも言ったかもしれません。しかし、そのことと今私が進めております人件費削減であるとか、あるいは補助金事業費の見直し、そういったものについて横暴で進めているという認識は私はありません。あくまでも最終的には議員の皆さんの議決、今回まさに住民投票条例をお願いしているわけですが、また職員の人件費に関しましては、私の任期中に関してということで話し合いをしていると。ですから、こっちらいや応もなく決めて来年からそうやるんだと、こう言っているのとは違ひまして、今話し合い中でありまして、すべて事業費の削減についてもいろんな議論の中で削減をしていきたいと、こういうことでもありますから、横暴というご指摘はちょっと当たらないと考えております。よろしくお伺いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

私は、宮嶋市長、かすみがうら市民の代表で4年間務めるわけですから、市長の支持者もたくさんいらっしゃるから、私もこれ以上市長を詰めたところで市長のメンツもあるでしょうから、私もこれ以上強くは申し上げませんが、一言だけ申し上げさせていただきますと、市長を務めるのはコンピューターではなくて人間ですから、イエスカノーだけではないと思うんです。ぜひいい話し合いを、道筋を見つけていただきたいと思います。

続きまして、2点目の国保について2回目の再質問をさせていただきます。

宮嶋市長は、とにかくにも他市町村並みの課税額にするということからスタートして作業を進められていることかと存じますけれども、私はこれまで一般質問の中で国民健康保険の税率について質問させていただいてまいりました。その中の角度として2つほどあります。

1つ目が、国保税の資産割の存在でございます。これについては、皆さんもご承知のとおり、固定資産税という形で課税されいながら、国保加入者が改めて応能割として資産課税額に応じて国保税も支払っているわけでございます。しかし、これは、かつて旧町村がたくさん存在した時代には、各町村内の資産評価のばらつきというものがそんなになかったはずで、かつて千代田町にしても市街化区域と市街化調整区域だけ、なおかつ大きな路線が中に走っているような状況であったりということございまして、一方、霞ヶ浦町は無指定の地区が東側に大きくあり、西側には市街化調整区域、そして幾らかの市街化区域があったことかと存じます。その2町が合併した中で、今度は駅前の路線価格もありながらも、無指定の非常に課税が低いところもある。この土地の利用価値等については、固定資産税でそれぞれ利用価値に応じて支払っているんですけども、国保まで、ここまでばらつきが広域化して生まれた中で、私は今後先進事例であるように、資産割は解消する方向で見直しをしなければならないと。私は、国保税を単に値下げするのではなく、そういった中の仕組みの不公平を是正しながら順番的にやる、そうすることによって新たな不公平感が生まれたりしないようにする、これが行政の役目かなというふうに考えている次第です。

もう一方、もう一点国保に関しては、応益割として均等割と世帯割というものがございます。本来であれば、社会の中の社会保障として相互扶助するためにも、国民年金のように全員が一律、同じ金額を徴収したいところですが、その国民皆保険という助け合いの法律の中で、応能割ということで所得がたくさんある方、資産がたくさんある方にも余分にご負担をいただいている。しかし、我が市の世帯割、均等割は、県内市町村の中でも安いんです。その証拠として、先般市民部に数字を依頼しました。その数字は、22年度の国保税の課税金額ごとの割合、パーセンテージをいただきました。大変細かくつくっていただけたんですけども、時間がないので端折って説明させていただきますと、年額の課税額の20万未満、これが全体の52.39%、半分が年額20万以下なんです。続いて20万円から40万円未満、こちらが28.89%、およそ30%ですね。80%が40万未満なんです。残りは、先ほど市長の答弁の中でもありましたけれども、73万まで限度額が上がって、60万と40万の間が約10%、それから60万以上から限度額まで73万までが9%ほどということで、私はこの均等割が安過ぎる余り、まず国保会計の苦しさというのが生まれているのかなというふうに訴えてまいりました。なかなか市も行政サービスがたくさん広がっていますから、

私が申し上げても、なかなかそれを検討いただくまでにも時間がかかるかもしれません。しかし、ここで市長が公約の中で国保税を見直すということで掲げられているわけですから、県内でも一番高いというふうにうたっていたわけですから、この一番最低レベルにほど近い均等割、世帯割、こちらについて市長の認識と、事務局として市民部長で結構ですので把握している数字をいただければと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

詳細の数字につきましては、今市民部長から答えさせますが、基本的に私も今、古橋議員のおっしゃるのと同じような認識を持っております。そういったところに今回改定のメスを入れたいと、こういうふうを考えております。詳細は市民部長から答弁をさせます。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいま古橋議員さんよりご質疑をいただいた内容の中で、まず応能、応益、すなわち応能については所得割と資産割、応益については均等割と世帯平等割という内容になっているわけですが、かすみがうら市の県内44市町村のデータ、私のほうで平成21年度の決算状況なんですけれどもデータを持っておりますので、それをちょっと読み上げながら状況をご報告、お知らせしたいと思います。

まず、医療給付費分、国保税につきましては、医療給付と後期高齢者、それと介護納付金と3つの課税区分があるわけですが、医療給付費の中でかすみがうら市は応益、これが34%、先ほどから言っていますように、均等割と世帯平等割、これを割合的に見ますと34%の課税標準額になっております。その残った部分の66%が所得割と資産割の算出された額で課税しているのが実情です。この応益割34という数字は、県内の中でいきますと2番目という結果になっております。参考までに、一番応益で低いのが八千代町の33.8%というのがございます。次に、逆にそれでは応益割が一番高いのはといいますと、順位でいきますと阿見町が44位ということで、これが52%ですから、国が基準として定めています50%に近いということで、特に阿見が高いという結果にはなっていないのが実情です。

次に、後期高齢者のほうなんですけれども、後期高齢者についてはかなりのばらつきがございます。一応参考までに、かすみがうら市の応能、応益の割合につきましては、応益が49.9%で、それに対し応能が50.1%ということですから、国の基準でいきます50対50にごく近いということで標準的な形になろうと思いますけれども、現実問題としてこの応益割合の順位を申し上げますと38位ということで、逆に県内の市町村が50%を下回るどころがほとんどだという結果になっております。

あと最後に、介護納付金なんですけれども、介護納付金はただいまの後期高齢者とは逆に50%を超えている市町村がほとんどです。参考までに、かすみがうら市は応益割が56.5%ということで、応能、すなわち所得資産割のほうの税率が低い43.5%というような結果になっておりますので、先ほど市長が答弁されましたように、この辺をある程度基本に置いた上で、資産割のある程

度の減額。実を申しますと、平成22年土浦市は資産割をすべての項目で半分にしております。

そういうこともありまして、市長のご意見等を伺いながら、現在税率をとということで検討しているわけですが、先ほど市長が申しましたように、資産割をまず大分ある程度メスを入れていかなければならないのかなど。その上で応能、すなわち所得割を、多少ことし引き下げましたけれども、もうちょっとメスを入れる。あるいは、先ほどからも申し上げていますように、応益割、すなわち世帯平等割と均等割、これについてちょっと引き上げるような形をお願いをしていかなくちやならないのかなど。結果的には、ある程度一般財源からの充当が可能であれば、総体的には平均額として引き下げるといような形を基本に、現在税率の調整を行っております。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

国保の課税額については、20万未満、さらには10万未満が3割も占めているということで、私はこの割合からして適正ではないなというふうに言いたいところがございますので、ぜひこの件に関しては全会一致で生まれるような税率を目指していただきたいなというふうに考えております。

3回目の質問としてお伺いしますが、大幅に人件費からの捻出であっても税金であります。それを我々の今の現役世代だけにたくさん投入することについてお伺いしたいんですが、市長は他市町村よりも前回の質問で、一般会計からの繰り入れが多くなってもいたし方ないというふうにご答弁していたかと思っておりますけれども、このまま我々現役世帯での国保加入者3割ともされる中で、そんなに偏った税金投入が次世代の方々にまじりつくりとして残るのか、私は不安があります。下げるのは結構です。しかし、適正な下げぐあいというのはもっと精査、研究して、時間がかかるのであれば途中経過を報告いただくべきだと思います。そういったことを考えますと、もっと市民に、全員に共通する行政サービスは何か。例えば、佐藤議員なんかも質問していますが、水道料金、水道料金は水道の会計でやっていますから、下げるという方針として市長が専決しやすいのではないかなというふうに思う次第なんです。私はこれに関しては通告していないのでお答えいただかなくても結構ですが、もっと広い行政サービスと次世代の10年後、20年後、市長が90歳になってもかすみがうら市がどうなっているか、そういうことをイメージして、今後どのように取り組んでいただけるのか。先ほどの答弁はあんまり私には伝わってこなかったもので、もう一度お願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この国保会計の一般会計からの投入というのは、確かになるべくなら避けたいところではありますが、しかしながら、この問題はもちろん今国家レベルでも大きな問題になっているところでありまして、いずれこの小さい、小さいというか市町村段階での国保の運営というのはもう限界に来ているわけでありまして、早晚これは広域化される方向にあるわけでありまして、しかし、その幾ら2年、3年の間でも何とか忍んで一般会計からの投入で他市町村との均衡を図っていく、

そういう必要があると、そういうやむにやまれぬ動機からそうせざるを得ないと、こういうふう
に考えております。

ご指摘の水道料金であります、水道料金についてもいろいろお話あろうかと思いますが、こ
れはまた私もいろいろ勉強はしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

国保につきましては、先ほども申し上げましたとおり、3割です。市民の中のおおむね3割と
いう形で、社会保険の方がたくさんいるわけですから、その配慮として、もっと水道とか広く共
通する事項で行政サービス、市民の負担軽減をお考えいただければと思います。

私は、一方的な推察で僭越ですけれども、市長はブログをお書きになっていますけれども、本
来はもう市長なんです、かすみがうら市のホームページの中からブログを発信すべきなん
ですけれども、まだ政治のときにお使いになっていたブログを個人的にお使いになっているとい
うことであればそれで結構なんですけれども、そのブログの公告バナーが出てくるんですよ。選
挙コンサルとか、そういう項目が出てきますから、いつまでもそういうページでなくて、市のブ
ログとして、市長なんです。選挙コンサルが、水道料金の大幅値下げといったってあんまり
受けないから国保税のほうがいいですよと言ったかもしれませんね。それはさておきまして、市
長としてもっと、情報発信にしても市長らしさを求めていただきたいなというふうに思う次第で
す。

続いて、3点目の医療費、子どもたちの無料という責任について2回目の質問をさせていただ
きますけれども、私は今、議会に預らせていただきますから、やりようがない部分があるのか
もしれませんが、市長としては引き続き事務方に、もっと議員の中に医療費無料がどうあ
るべきかということ伝える書類をわかりやすくシンプルにつくって流していただくことが市長
の情報発信の方法であるかなというふうに思います。特別委員会の中でも市長も細かい点までは、
医療の無料という細かい、具体的にどの入院がどういう形であるかというのは網羅はしていな
かったというふうに見受けましたけれども、基本的にもう選挙として無料という市長が掲げたメン
ツもあるでしょうから、一部はその無料という適用があってもいいとは思いますが、私は
先ほど質問したとおり、社会の認識として少しは負担するんだということで持っていただくべ
きだと思えますよ。マル福に私もお世話になっていますけれども、それで本当に十分ありが
たいなというふうに感じている次第なんです。ですから、医療費無料という大ぶろしきを上げ
たのはいいですけれども、その形を、その無料という言葉が市民にも納得、全市民に納得いた
だけるような形で今後情報発信に努めていただきたいと思うんですけれども。

そこで、お伺いしますが、市長が、これも市長になる前の気持ちと今の形を再確認するような
質問ですけれども、我々も今度1月に選挙を控えている方がたくさんいますけれども、その中
でもやはり予算を預かって執行する権限はありませんけれども、市民の皆さんに、私はこう
いう政策ビジョンをやりたいということで掲げなければならぬんですよ。けれども、幾ら票が
欲しくたって、無料というのは思いとどまるんですよ。そんな無責任なこと簡単に書け
ないですよ。それは、選挙で必死になっている宮嶋市長の当時の形があったかもしれませ
んけれども、私だっ

て何でも無料と、民主党さんみたいに無料無料といいことばかり書きたいです。だけど実際はできないんです。ですから、私は、今後この無料という言葉はどういうふうに市長のお務めの中で努力されていくのか、お考えをまずお伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

中学生以下の医療費の無料化の件であります、一部の方のご提言の中で、一挙に中学生以下を、要するに中学生まで含めて無料化にしないで、段階的に小学生だけをまず無料化して様子を見て、その後でまた中学生まで拡大してはどうかというご提言等もいただいております。しかし、中学生になるとインフルエンザとかなんかがはやった場合はまた別問題ですが、いわゆる一般的には小学生のほうが病気にかかりやすい、中学生になるともう大分いろんな免疫ができてきて病気もかかりにくくなりますから、小学生だけの医療費の無料化をした場合と中学生に拡大した場合では、ある程度はふえますが、全体で8400万程度ということでもありますから、この際、中学生までという考えでご提示を申し上げております。

この無料無料というのは、私はもらうものは無料、払うものはあげると申しているのではなくて、要するに予算の配分を変えるということをお願いしているんでありまして、予算の全体の財政の縮減も大事であります、その縮減の中で配分も変えていくという趣旨でございまして、職員の皆さんにお願いしている職員給与の改定などは、これはいわゆる官民格差という、これは別な視点も大きくあるわけでありまして。社会正義の点から、こういう急速に民間企業が下がっていく、昨年1年間だけでも民間給与は5.5%という大幅な値下がりがあるわけでありまして。こういう中での政策の選択でありますから、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

今の答弁ですね、少しは宮嶋市長は宮嶋コンピューターではなく人の心のある宮嶋光昭であるのかなというふうに安心しました。ぜひ、今後のまちづくりに人間宮嶋光昭としてかすみがうら市のために頑張ってくださいと思います。我々も頑張りますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

日程第 2 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

あす11月26日から11月28日までの3日間は休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、11月29日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後2時57分

平成22年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第4号

平成22年11月29日(月曜日)午前10時01分開議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
6番	佐藤文雄君	15番	桂木庸雄君
7番	中根光男君	16番	関利夫君
8番	鈴木良道君	17番	圓城寺正道君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員

5番	井坂悦司君	18番	栗山千勝君
----	-------	-----	-------

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (6) 廣瀬義彰 議員
- (7) 和田正美 議員
- (8) 石井幸雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(6) 廣瀬義彰 議員

(7) 和田正美 議員

(8) 石井幸雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(7)	廣瀬義彰	1. 行政改革大綱について
		2. 首長に求められるトップの段取り力と目標設定について
		3. まちづくりと自治会活動について
		4. 地域の個性と自治体職員について
		5. 都市部からの流入人口を増やすための施策について
		6. 市の営業力について
		7. 団塊世代に対する方策について
(8)	和田正美	1. 行政の財政能力に応じた行財政運営、事業推進について
		2. かすみがうら市内産業の活性化構想について
		3. 保育・教育行政改革について
		4. 執行部提案の議決必須案件について
(9)	石井幸雄	1. かすみがうら市の活性化対策について
		2. 農業振興策について
		3. 学校給食センター建設について

開 議 午前10時01分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、5番 井坂悦司議員の家族の方より、並びに栗山議員より、所用のため欠席の連絡がありました。また、古川議員より、おくれるとの連絡がありましたので、報告いたします。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をす

る必要があります。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より提出されております。

これより、順次発言を許します。

20番 廣瀬義彰君。

[20番 廣瀬義彰君登壇]

○20番（廣瀬義彰君）

皆さん、おはようございます。

通告によりまして、一般質問を行います。

一般質問を行う前に、市長にちょっとお聞きしたいことがあるんですが、かすみがうら市には総合計画というのがあるのをご存じですよね。その総合計画は、期間はいつまでですか、わかっていますか。

[「通告どおりやってください」と呼ぶ者あり]

○20番（廣瀬義彰君）

総合計画はあるんですが、新しくかすみがうら市政策推進戦略会議条例というやつが出てくるようなんですよね。そうすると、まるっきり内容がダブっちゃうみたいなんですよ。じゃ、今まで何年もかけて、相当な経費をかけてやったのは無駄になるのか、全く新しい総合計画をつくるのか、まず私は行政改革大綱の質問をするので、それを聞かないと質問が先に進まないわけですよ。

[「質問の中でやればいいでしょう」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

一般質問の中で聞いてください。

○20番（廣瀬義彰君）

はい。

じゃ、一般質問を行います。

行政改革大綱について。

行政改革大綱は、取り組みの方針、推進体制、推進計画、まちづくりに向けた推進体制の強化を図るべく、現在までに第2次まで策定されておるわけですが、まず市長の行政改革についてお答えを願います。その中に今質問したやつを入れてください。

2番目に、首長に求められるトップの段取り力と目標設定について。

トップに必要な能力で最も重要なものは目標設定能力だと思うが、目標が間違っていれば効果を上げることができません。市長の政策、マニフェストがまだ、就任以来、いつも言っている3項目か4項目で、新しいかすみがうら市の将来についての政策が全然わからないんですよ。そこを少し、ちゃんとした政策をお聞かせ願います。

次に、まちづくりと自治会活動について。

市民がつくった指標を生かし、協働と共生で住民満足度を高めていくには、住民ニーズを的確にくみ取り、それを政策に反映させていくことが重要かと思われませんが、方策をお伺いいたします。

4番目に、地域の個性と自治体職員について。

これまでの自治体は、独自の政策はほとんどなく、各省庁から決められた価値観と全国画一的な基準に追従することにより運営されてきたが、この市の独自の政策はあるのか、ないのか、お伺いをいたします。

5番目に、都市部からの流入人口を増やすための政策について。

農地つき別荘や昭和中期以前の自給に頼った生活様式が体験できる施設など、本市の歴史、文化を最大限に生かした企画を立て、都市部からの人口流入につなげるような施策はあるのかお伺いします。

6番目に、市の営業力について。

企業とのコラボや民間からの資金調達を画策する理念、目標を持って市を運営すべきと思われるが、そのための強い指針を市長にお伺いします。

7番目に、団塊世代に対する方策について。

過疎に悩む地方の自治体は、定住先をあっせんする相談センターを設けたり、都会と田舎の二地域居住など新しいライフスタイルを提案しておるが、団塊世代に対する方策をお伺いします。

まず1回目、お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

廣瀬議員のご質問にお答えをいたします。

当初のお話にありました総合計画であります。総合計画は、現在、前期計画の最後の年にことしは当たるわけでありまして、23年度から後期計画、最終的に10カ年計画は28年度で終了予定になっておりますが、戦略会議との関連で申しますれば、総合計画は基本的にそういう流れの中でやっているわけでありまして、ただ、激変する時代にあって、その総合計画の見直し等を絶えず行っているわけでありまして、後期計画の策定等に当たりまして、従来は総合計画審議会ですか、そちらでやっていたものを、今度は戦略会議で見直し等を行っていくと、こういう位置づけになるわけでありまして、ご理解をお願いしたいと思います。

1点目の行政改革大綱につきましてお答えをいたします。

市政を取り巻く環境は、財政面、社会面等、さまざまな分野で大きく変化をしており、行政ニーズの多様化も今後ますます進んでいくことが考えられます。また、昨今の地方分権社会の進展の中で、自治体の自主的・自立的な運営が強く求められ、市政を取り巻く環境に合致した行財政運営が重要であることから、第2次の行政改革大綱を策定し、推進しているところであります。

これまでも事務事業の民間委託の推進、職員定数の削減などを初め、行政のスリム化が図られてきましたが、行政改革の推進に当たっては、従来からの改革の継続、見直しも重要ですが、改革に終わりはなく、試行錯誤も伴うものであります。これからも全職員の協力のもとに意識改革を図り、無理、無駄のカットや効率的な行政運営を目指し、今後も行政改革を継続してまいります。

2点目の首長に求められるトップの段取り力と目標設定力ということではありますが、これは当面、私の短期的など申しますか、就任早々お願いしております5つの選挙公約の実現に今、全力を挙げているところでございます。そうした中で、この恵まれたかすみがうら市の自然環境を生かし、まちづくりを進めていくと、そういうことについては、目標は決して間違ったものではないと。そういう中で市政の推進を図っていくと、こういう考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目のまちづくりと自治会活動につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

4点目の地域の個性と自治体職員につきましてお答えをいたします。

地域主権が叫ばれている昨今においては、議員ご指摘のとおり、地域の資源や個性を生かした独自の政策が必要であります。

私としては、東京都板橋区の商店街内の農産物直売所への参入や、それとは別に、今、板橋区内に単独の店舗設置を目指しているところであります。さらに、これを拠点に本市への日帰りツアー等を実施し、本市の産業の活性化を図っていくと、こういった地域の資源を生かした政策が必要であると考えております。

また、シルバーと言われる世代の方を対象にした新たな視点での産業化を目的として、過日、庁内に、今後、シルバー産業を市に取り入れていく段取り等についての研究会を発足させたところでございます。このシルバー産業の振興につきましては、国の規制等も大変厳しいものがあるわけでありまして、どういったところに課題があるかということ、それを十分研究しながら、かすみがうら市独自の政策として推進をしてまいりたいと考えております。

5点目の都市部からの流入人口を増やすための施策につきましてお答えいたします。

議員のご質問は、都市部の団塊世代を中心に田舎暮らしを望む方が、生活のベースは都会に置きながら田舎の暮らしを楽しむ、いわゆる二地域居住というスタイルが最近注目されているわけですが、こういったものを踏まえてのことだと思っております。

本市は、交通機関にも恵まれており、首都圏からの所要時間というのも1時間で行き交いができると。非常に日常的な行き交いをする有利性を備えていることから、いわゆるクライנגルテン、貸し農園ですね、議員ご指摘の貸し農園等、あるいは農地つきの別荘等を整備するには適した地域であると、こういうふうに考えております。

しかしながら、一方では、それらの整備を自治体が主体で整備するということは、かなりの費

用負担を伴うものであります。そして、ほかの地域とは異なる魅力の創出も必要であるとの指摘もあるところでございます。

人口減少が進んでいる現状を踏まえ、議員のご指摘のとおり、人口流入につなげるよう施策は必要と認識しておりますが、私としては、当面、板橋区との交流を深め、交流人口を一層ふやし、そして、これも民間力を大いに活用することによって進めたいと。そして、自治体の財政負担がかかってこないような施策をしてまいりたいと、こういうふうと考えております。

6点目の市の営業力についてであります。これとも今お話ししたことは関係するわけですが、これからのまちづくりにおきましては、市民やNPOを初め、市内に立地している企業との協働など、これは必要不可欠であります。

現在、本市では、昨年度に作成した協働のまちづくり指針を踏まえ、協働事業を推進する上では、事業者等においても、その推進団体としての位置づけをしておるところでございます。既に環境美化等においては、各事業所のご協力などもいただいております。

議員ご指摘のとおり、今後は、行政と地域に立地している企業が相互に協力、応援することが大事であると考えております。立地企業を地域の資源として考えて、新たな地域活性化策に向けての連携を図っていきたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

7点目の団塊世代に対する方策につきましてお答えいたします。

都市部の団塊世代を中心に田舎暮らしを望んでいる都市住民がふえているということは、先ほどお話ししたとおりでございますが、その点に注目して、地方への移住、定住を促す施策が全国の過疎に悩む自治体等でも実施されております。このことは、決して他人事では済まされない大きな行政課題であると認識しているところでございます。

ご指摘の二地域居住は、都市在住の方々との日常的な交流を通じた地域の活性化、また増加する遊休農地の解消、さらには、今後増加が懸念される空き家の有効利用などのメリットも考えられるわけでありまして。

本市といたしましても、昨年度から、東京都板橋区にお住まいの方々に向けまして、農業体験の参加者を募るなどの対応を始めておりますが、ご承知のとおり、私が市長に就任して以降は、さらに一層、板橋区との交流に力を入れておまして、今後は日帰りツアー等も大いに企画していきたいと考えております。そういう中で、いろんな視点からの調査を行いながら、試行錯誤を繰り返して、こういった施策を積極的に進めていきたいと思っておりますので、議員のご協力もよろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

[市長公室長 塚野 勇君登壇]

○市長公室長（塚野 勇君）

廣瀬議員のご質問の中で、3点目のまちづくりと自治会活動につきましてお答えいたします。

ご案内のように、今日、社会生活が高度化、多様化する中で、市民協働のまちづくりや新たな公共という概念、領域が拡大する中、本市におきましても、多くの市民の皆さんにより、ボラン

ティア活動や主体的な活動がさまざまな分野で広く展開されるようになってきております。

このような時代の変化を背景に、市民一人一人がまちづくりの担い手として、ともに力を合わせ、連携できるよう、協働や市民参加の仕組みを強化する必要があるという考え方から、市では昨年度、協働のまちづくり指針を策定し、行政のさまざまな分野で指針の趣旨に沿った事業推進を目指しているところでございます。

また、市民ニーズの把握という点では、行政情報の提供とともに、さまざまな手法で市民ニーズの把握に努めているところであり、市民提案制度、市民懇談会、庁舎窓口におけるお客様アンケート、さらには、9月から公募などによりまして、市民と市長がひざを交え直接対話する「市長と語ろう～まちづくりミーティング～」なども開催をしております。

また、現在、市では後期5カ年の基本計画の策定作業を進めておりますが、前期基本計画の十分な検証とともに、各分野の方々のヒアリングなどを通じまして市民意向の把握に努めておりまして、ご意見のように、市民の皆様の声をできる限り行政運営や事業推進の中に反映をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

20番 廣瀬義彰君。

○20番（廣瀬義彰君）

ただいま答弁をいただいたんですが、答弁は通り一遍の進歩のない答弁だと私は思います。それで、今までの総合計画、行革大綱、だれが決めて、だれがあれだけの印刷をしたのか、それをまず教えてもらいたい。いろいろ委員会の名簿を見ると、全くその方々は手を出していない。コンサルタントに相当の予算をつけて出した答え、その答えを見たって、一つも内容ができていないし、進歩がない。手づくりの答申ではないと思います。ですから、今度つくる戦略推進会議の顔ぶれは、どういう人を頼むのか、まずそれを1つお願いします。

それと、ほかの市町村は、役場の職員も何十人と入っている。若い人が入っている。ただ15人ぐらいの、いつも出てくる顔ぶれの人が出てきたって、そんなものできるわけがないし、いいものはできない。ですから、まず、役員の顔ぶれが決まっていたらば教えてもらう。決まっていなければ、どういう人に頼んでつくるんだと、それを教えてください。

それから、若い人に参加してもらうために、私は1つだけ聞きたいんですが、この市は人口1,000人に対し職員は何名おりますか、それをちょっと教えてください。

それから、私は、前に青森県田子町というところへ視察に行ったんですよ。1万人弱です。その総合計画の作成の経過がここにあるんですが、長くなるからどうするかなと思っているんですが、内容が全然違います。ですから、ただ行政サイドの通り一遍じゃなく、この前、私が質問で、地域戦略会議とか、そういうものをつくってもらって、議員も職員も一般の人もそこで話し合いができるようなものをつくらないと、幾らやったって同じですよ。進歩がない。

だから、例えばこの前つくったやつは、大変失礼けれども、あれは幾らかかっていますか。あれをもらって、みんな内容を見ていますか。もう5回ぐらいつくっているんだよね。みんな中身は同じですから。だから、ああいうコンサルタントに頼むのじゃなく、職員の皆さん、一般の住民の皆さん、それが協働のまちづくりだと思うんですよ。協働、協働と言っているけれども、

一つも協働じゃないです。その辺を答えてください。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、条例案として今定例会にお願いをしてあります戦略会議の設置条例ですね、この戦略会議の条例につきまして、これが通ると正式に戦略会議が発足するわけではありますが、今のところ予備的な会議を2回ほど実施しております。まだ予備段階でありますから、正式なものではありませんが、市の内外、例えばつくば市で事業仕分けなどをやったナカムラキイチさんという大学の先生であります、今、市の外部から3人程度お願いをしてございます。元新聞記者の方とか、そしてあと市の内部からは、なるべく余り市の役職にかかわっていないような方のほうがいいのではないかということで、30代の女性であるとか男性ですね、30代の方から上は60代の方まで含めて幅広く委員さんになっていただいて、総合計画の見直し等もやっていくわけではありますが、そういった中で、従来は、確かに議員ご指摘のとおり、今の総合計画は平成19年に策定されたわけではありますが、どうしてもコンサル頼みになるというところを反省いたしまして、今後はなるべくコンサルに依存しない、独自に、この委員の皆さん中心に、職員と、それから市民の多くの意見の聴取も踏まえて総合計画づくりをやっていきたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

また、今の総合計画がどの程度かかったのか等につきましては、事務方から答弁をさせたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいま幾つかの視点からご質問をいただきまして、市長のほうから大分お答えをしたかと思えます。

ご案内のように、現在の総合計画は、平成19年に策定しまして、前期5カ年計画が23年度で終了いたします。そういうことで、24年度からの後期5カ年計画の策定作業を現在進めているところでございます。そういう中で、先ほども一部お答えをいたしました、広く市民の皆様方のご意見を計画の中に反映させたいというようなことで、いろいろな角度での市民の皆さんのヒアリングとか、いろいろ実施をしております。ただいまご指摘のような各分野のいろんな意見を計画の中に反映させるべく現在作業中でございますので、そういう中で十分対応していきたいと考えております。

なお、総合計画の策定費用というか、具体的な数字につきましては、コンサルに委託した委託料とか、あるいは総合計画の印刷代とか、いろいろ細かい内容がございまして、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど内容につきましてはご提示を差し上げたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（桂木庸雄君）

20番 廣瀬義彰君。

○20番（廣瀬義彰君）

じゃ、大変申しわけないんだけど、田子町というところのを参考に、市長、その役員のなにを言っているんですか。まず、男女が半々だと。それから、町出身者とよそで育った者も半々。20代、40代、60代、等分、そういう割合でやっております。

それで、ほかから来た人はやはり相当知恵を持っているらしいんだよね。だから、ここに住んでいる人とほかから来た人が半々でやると、地域の長所や短所に物すごく気がつく。それで、いい意見がどんどん出てくると、そういう長所があるらしいんだよね。

今までは、同じ人が5カ所も6カ所も7カ所も出ていたんだよね。そうじゃなく、一人一役で、やっぱり入ってもらった以上は勉強してもらって、本当にこのまちのためにやってもらわないと、変な話、日当だって出るわけだから、1人で5カ所も6カ所も持ったのでは、これはちょっとおかしいですよ。議員は出ても、もらわないわけだから。そういうことも考えてもらいたいと思います。

それからまた、もう一つ、基本調査委員会というのがありますが、その中身を見て私はびっくりしました。ちょっと不満な人もあるかもしれないですが、これは聞いたほうがいいと思います。ちょっと言わせてもらいます。青森地域社会研究所常任理事、法政大学教授、岩手大学教授、宇都宮大学助教授、東北工業大学助教授、八戸大学教授、青森大学助教授、オーストラランド代表、東京大学講師、青森県社会教育委員、民俗研究家、青森銀行調査課長、青森地域社会研究所事務局長、主任研究員、客員研究員、光星学院八戸短期大学教授、八戸商工会議所副会頭、青森県農政課長、営農大学校長、青森県畜産課長、農政課長、この顔ぶれが1万人足らずの推進委員ですよ。うちの今までの顔ぶれを見てみてくださいよ。本当に悪いけれども、通り一遍の人。恐らく何も口は出していないと思う。ですから、市長がかわったんだから、内容も変わってくださいよ。そうじゃないと、我々も気持ちよくついていけない。そのかわり、我々も一緒に勉強するような体制をつくります。そういうわけでございます。

[「要望か」と呼ぶ者あり]

○20番（廣瀬義彰君）

市長、今言ったことに対して、今後この何が……

[「要望を言ったんだから……」と呼ぶ者あり]

○20番（廣瀬義彰君）

わかったよ。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

青森の田子町ですか、すばらしい肩書きの持ち主の方が委員さんに加わっておるということで、大変力強い審議会になるのかと思います。かすみがうら市では、なるべく市民目線と前の市長もおっしゃっておられましたが、市民目線でいろんな審議ができるという意味から、議員おっしゃるように、なるべく1人で5カ所も7カ所もの審議会、委員会等を兼務しない。だから、市の肩書きを余り持っていない人を選ぶつもりでございます。しかし、会議等が昼間の10時からとか、あるいは平日の日中ということになりますので、20代から50代までのいわゆる現役世代の方にはなかなか参加していただけないのが実情でありまして、そういった苦勞もございまして、しかし、

男女共同参画社会でありますから、なるべく女性委員の方にも入っていただくと、年代的にも若い方から高齢者の方までバランスよく入っていただくと、そういったことに配慮して人選を進めていきたいと、こういうふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（桂木庸雄君）

20番 廣瀬義彰君。

○20番（廣瀬義彰君）

それでは、次にいきます。首長に求められるトップの段取り力と目標設定について。

これは少し、いっぱいあり過ぎて、ですから市長、頭だけ言いますからね。

まず、目標設定ですよ、どのように目標設定をするか。優先順位、決定能力、人材の重点配置能力、いろいろあるわけなんです、やはり500名近い職員が気持ちよく働ける場所が一番大事かと思うんだよね。幾ら市長がどういう才能を持っていても、500人のなにはできないわけだよね。だから、500人近い職員の人々が本当に気持ちよく働ける、まずそういう場所をつくっていただきたいと思います。

それと、やはり仕事をするからには、ちゃんとした優先順位というのが必要かと思うんだよね。ただ行き当たりばったりじゃなく、一つ一つ決めたものを、今月はこれをやるとか、こういう優先順位でやるという、これは非常に大事かと思うんだよね。

それから、外部の人材を積極的に登用したらどうかと思うんですよ。同じ人が同じ仕事をしたのでは全然進歩がないんですよ。東北のある町では、職員の半分は外部から来た人です。デパート、銀行、工場、そういう人と現職員が切磋琢磨して、物すごい力がわくわけですよ。職員の人には悪いけれども、同じ人間なんだから、しょうがないと思うんだよね。それで成功している首長がいるんですよ。職員と外部職員、全く半分半分。これはすごいね。私も3回ほど視察に行っているけれども、その首長にほれ込んだんです。7回無競争、県の町村会長。行って、最初から最後まで接待してくれる。ああいう、まあ人間性でしょうね。だから、ここの市長も、やはり人のふり見て我がふり直せじゃないけれども、余り強引じゃなく、人の話をよく聞いてくださいよ。いいこともあると思いますから。そういうことです。

それとあと、職員の皆さん一人一人と座談、対談、これは相当ためになると思います。人柄もわかるし、今どういう考えを持っている、どういう生活をしている。また、市長、こういうことをやってくれと、そういう座談ができるような。一方的に市長がこれをやってくれ、これで、それでは相手の顔が見えないわけだ、気持ちが。だから、素直に人の話を聞いて、職員が張り込むような体制をとることが市長の力だと思いますね。

いろいろあるんですが、時間が長くなりますから、このくらいにして。

あともう一つ、どういうふうに指揮命令をするか、これも大事だと思います。ただ一人一人に頼むのじゃなく、そういうものをちゃんとグラフか何かを書いて、指揮命令はちゃんとしてやってもらったらいいと思います。

職員が上司の指示や命令を違法と判断した場合、それに従ってはならないという不服従規定を盛り込んだコンプライアンス条例の制定は有効であるが、庁内の議論の風土づくりがその前提として。職員も、市長が間違っていると思えば、どんどん文句を言ってくれと。市長だから文句は言えない、はいはい、腹の中では思っても、そういうのじゃなく、やっぱりお互いが五分に話せ

るような、そういう体制をつくったらいいのじゃないかと思います。

そういうことで、余りにいっぱいありますので、このくらいで。今言ったことに対して、かいつまんで市長の考え方をお聞かせ願います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大変参考になるお話でございまして、職員配置等につきましても、先般の別の議員のご質問にもありましたが、適材適所な職員配置に努め、事業の優先順位等もいろんな会議等できちんと私のほうから示していくと。そして、日常的には、一般の職員まで、いわゆる公的なことを離れたときには融和に努めるようにいたしますが、指揮系統ということもありますので、仕事上のことに関しましては、きちんと段階を経て、部長を通して指揮系統をきちんと徹底していくと。その中にも風通しをよくしていくと、そういったことだろうと思います。議員ご指摘のとおり、それをきちんと胸におさめて行政運営に当たっていきたくと、こういうふうに思います。

○議長（桂木庸雄君）

20番 廣瀬義彰君。

○20番（廣瀬義彰君）

次に、3番目のまちづくりと自治会活動、これはさっき答弁してもらったのとちょっと違うんですが、私の自治会の考え方は、今まで集落というのが相当の数ありますよね。集落というのは、何百人もあるし、何人もあるわけですよ。それで、大変失礼だけれども、区長さんも回り番なわけだよね。それでは、住民一人一人が意見を本庁に聞けないわけだよね。ですから、例えばですよ、100戸を一つの自治会にする。それで、常会長じゃなく、ちゃんとした役員をつかって、そこに職員を張りつけると。だから、風通しがいいわけだよね。私が何か不満があれば、そこへ出て、こうこうやってくれと。その職員は、どこどこ何番のこういうことを言われたと。ですから、集落の組みかえはもう何十年も同じことをやっているわけだから、新しい発想でここで組みかえをしたらいいのじゃないかと私は思っているんですが、その辺もよく部内で検討してもらって、前に進んでもらいたいと思います。どういう考えを持っておりますか。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの自治会活動の中心になります行政区の扱い方といいますか、さらには、まちづくりという視点での考え方というようなことでのご質問でございます。

行政区、各地区の区の再編といいますか、あり方といいますか、この辺につきましては合併以降の課題というようなことで、これにつきまして、議会の皆様方、あるいは総務委員会の皆様方からいろいろご意見等をいただきまして、区長会のほうにご相談をし、今、いろいろ区内部でも検討をさせていただいております。ただ、従来からの組織というようなことで、なかなか再編が進まない、そういう実態もございます。これについて、区長会担当のほうでも、るるその辺の趣旨を説明し、再編についてお願いをしているところでございます。

さらに、ただいまご提言の中で、区の従来の考えといいますか、地域担当制といいますか、そ

ういう考え方もご提示されましたけれども、これにつきましても、ある面で、地域を職員も一緒に考える、そういう視点では大変よい発想だと思います。ただいまの区の再編とあわせて、その辺のあり方、今後の進め方について、さらに研究をしていきたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

20番 廣瀬義彰君。

○20番（廣瀬義彰君）

次に、4番目の地域の個性と自治体職員について。

これは、私はずっと前から考えていたのですが、行政というのは、全く新しいローテーションで進んでいるところもあるし、今までどおり、霞が関から来たものをただ忠実に事務をとっているだけで、住民の顔を見ないで、霞が関とか県の顔ばかり見て今まで事務をやってきたわけだ。でも、もうそういう時代じゃないんだよ。皆さんは、好きと言ってはおかしいけれども、好き勝手じゃないけれども、自分の政策、思想をこの中につくって、新しい職員がまちづくりをして、市民の皆さんとうまくいくように。

これは、ちょっと長くなるけれども、私は文が非常に気に入ったので、ちょっと読ませていただきますから。「中央分権の時代が始まった。まだ不十分とはいえ、昨年から地方分権一括法が施行され、今世紀は本格的な制度運用を迎える。今後も財政など制度の不備を改めていく必要はあるが、分権は制度よりも意義と実践の問題であり、分権の動きは着実に進展している。地方分権とは、権限をどう配分するかというよりも、まず、中央の出先機関のようにになっていた自治体を、市民のつくる市民政府という本来の自治の姿に変えることである。そうすれば、各地に独自の輝きを持つ、個性ある地域が生まれてくるだろう。これまでの自治体では、独自の政策はほとんどなく、各省庁ごとに決められた価値観と全国画一的な基準に追従することにより運営されてきた。そうしないと、国の補助金などの恩恵が受けられない。そこでは、法定、通達、前例に習熟している者を能吏として評価していた。能吏というのは仕事のできる職員です——は、中央の意見や例規集を根拠に仕事をし、生きた市民の声を聞いたり、みずから政策を発想するような姿勢はない。これでは地域の個性は喪失してしまう。そうした結果、全国が画一し、個性がなくなってしまった。どこへ行っても同じなら平等ではあるかもしれないが、地域の個性の文化や歴史は否定され、顔のない、のっぺらぼうのまちばかりになってしまう。地域の記憶も誇りもなく、愛着もわからず、地域をつくろうという市民意識も育たない。それには本当に全国平等ということはありません。少なくとも規模の格差があったり、人々はより大きな都市を求めて移動し、一点集中になっていく。日本列島は数カ所の大都市に集中し、その他の地方は荒廃し、見捨てられる。おもしろみのないものになるし、大都市もまた無機能で人間性を失い、国土全体の魅力は減少し、力も衰えていく。これに対し、個性ある多数のまちが国内に散りばめられていれば、その地域を愛し、育てる人が多数存在するということである。地域の歴史や文化は尊重され、創造的な発想が認められたら、国全体は多様な魅力を備え、豊かなものになるわけです。個性があれば、違いを認め、互いに刺激をし、戦い合うようになって、新たな発想も生まれる。」

それでは、長いので、最後に、「新しい形の職員は、庁舎の中に閉じこもってはいない。広く市民との交流の場を持ち、また全国のまちづくりの同志とも語り合える人々である。分権時代を

進めるには、自治体の首長の役割は大きいですが、一人ではできない。市民政府に向かう改革を進め、新しいタイプの職員を育てることが必要だと思います。そうでないと、競争から振り落とされる。」

最近の行政というのは、今までのものと全く違ってきているわけですね。だから、これは今からいろいろなワーキングチームをつくって、若い人らも違った角度から教育しなくてはいけないと思います。そういうことで、これに対しても少し市長から答弁をいただきます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大変難しいご注文でございますが、今、議員のお話を伺っていて、かつて竹下内閣のときに、ふるさと創生資金というのが各地域に1億円ずつ配られたわけでありましたが、この当時はまだ政府に金がうんとありましたから、本当に自由に、この1億円は各地域、本当に独自性のある中で使われたわけでありまして。しかし、今、地方分権がずっと叫ばれているわけでありまして、今、民主党政権の中で一括交付金ということが言われております。23年度、来年度は当面5000億円程度の一括交付金、さらに二、三年で二、三兆円の規模に一括交付金化されると。

これは、国の財政が厳しい中での一括交付金ということで、かつてのふるさと創生資金との違いは、新たにこの分が上乘せされてくるというのではなくて、従来の学校、道路、保育所、福祉、そういったものに対して、この1億円はこの道路に使いなさいよと指定されてきたわけでありまして、今度は、何に使ってもいいけれども、今まで行っていた1億円の道路予算はなくなりますよと。それで、かわりに8000万円が、今まで1億円が道路予算で行っていたんだけれども、8000万円が自由に使っていていいですよということですから、今度は本当に地域力、市民力ですね、その地域の独自性を生かして本当に有効に使わないと、結局、市民福祉に反するようなことになってしまうと。ですから、大変難しい時代になったと。そういう中で職員ともども、職員力も試されているわけでありまして、市長力も試されているわけでありまして、議員さんと一緒になって一生懸命地域づくりに励んでいきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（桂木庸雄君）

20番 廣瀬義彰君。

○20番（廣瀬義彰君）

私も長い間そういう考えを持っていたもので、少し長くなってしまいましたが、やはり絶対ここで変えないと、国も地方も日本はだめになってしまうような気がします。ですから、市長だ、議員だ、職員だなんて、そういう壁は抜いちゃって、みんな前向きに仲よくやらなくては、これは置いてきぼりになると思います。そういうことを踏まえて、市長、市長も我々の言うことをよく聞いたり、相談したりして、いろいろなことは前向きに相談しないと、うまくいかないですから、その辺をよく相談しましょうよ。

あと、5番、都市部からの流入人口を増やすため。

これは、市長は相当答弁したんですが、遊休農地、山、3,000町歩ぐらい荒れているわけだよ。これは絶対の宝だと思うんですよ。この宝をどういうふうにするかというのは、これは非常に難しいし、また努力が要ると思うんだよ。この3,000町歩の土地を、何かワーキングチーム

でもつくって、重機でも買ってやって、だれもが働けるようにしたらば、かすみがうらのためにはいいのじゃないかと思うんだけどね。

ここに書いてはあるんですが、余り長くなると、みんな嫌になっているようだから、早く。

次に、市の営業力。

都市部からの流入人口をふやすということを企画することも大切なことでありますが、それをいかに広報するかということも大切。また、資本についても、税金を投入することであれば、企画を通すことは難しいんですが、企業の資本を使う、民間からの資金調達を考える、補助金事業に市を挙げて取り組むなど、いささか高いと思われるハードルを越えて挑戦することも一考ではないかと思います。

例えば、食材をすべて自社工場で耕作しようという外食産業や大規模な健康増進施設を郊外に建てようとする企業、介護施設を建てようとする企業、首都圏に近い田舎の土地へ進出するような業種、企業はたくさんあるはずだと思います。雇用促進、税収増を考えるのであれば、市を売り込む能力、すなわち市の営業力が必要であると考えます。民間からの人事登用や市役所内での研修など策はいろいろありますが、市の営業力強化については、市長はどういう考えを持っているか。

特に、この職員さんは表へ営業に行っているのが全然見えないんだよね。東京へ事務所を持って、東北あたりはどんどん営業に行っているんですよね。そういうことも踏まえて、ただ庁舎内にいるだけでは高い給料はもらえない時代が来ると思いますから、その辺、市長の考えを聞きます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに議員おっしゃるとおりでありまして、大いに情報発信をこのかすみがうらからしていかなければならないと、そういうことは大変重要であります。その際に、市民、NPO、また企業などの協力ももちろん求めていくわけでありますが、以前にもお話ししたとおり、既に板橋区のほうには職員が毎日1人、板橋区の市役所に机を置かせていただいて、いろんなりサーチを行っております。板橋区の発行する広報等にも、かすみがうら市との関係、あるいはいろんなイベント等の紹介も今後、区の広報を使ってやっていただくということで、日常的な交流をますます深めていく必要があるかと思えます。

また、市内にも、特に商工会の青年部の方とか、あるいは、かすみがうらカンパニーですか、かすみがうらカンパニーなんて本当に若い人たちだけの集まりで、非常に行動力のある方々が市へ、市のPRとか、いろんなイベント等の企画をしていきたいということで申し入れもあります。そういった方々と手を携えながら、職員だけではもうとても手が足りませんので、発想力も足りませんので、民間力を大いに使いながらまちづくりをやっていききたいと、こういうふうにしております。また、議員諸公とも十分相談をしながら進めてまいりたいと思えますので、ご協力方よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（桂木庸雄君）

20番 廣瀬義彰君。

○20番（廣瀬義彰君）

市長は何回も板橋、板橋と言っているけれども、板橋一つだけ当てにしているようじゃだめですよ。やっぱり営業というのは、関東どこでも歩くぐらいの気構えがないと。板橋はもうずっと前から、坂本村長のころからやっていて、我々も何回も行ったけれども、決して進歩はないですよ。その3人か5人の農家の体験農場なんていったって、あんなものやったって、決して営業とか経営にはプラスにならないと思います。やっぱり今からは、行政であろうと、お金を少しは稼ぐ気持ちがないと。毎日決まった仕事をして、税金でもらっているだけでは、甚だお粗末なような気がしますよね。そういうわけですから、よく相談をしたり、発想をつくりましょうよ。

次に、最後です。7、団塊世代に対する方策について。

都市部からの流入人口を増やすための施策について申し上げたことと重なりますが、ここでは流入者対策、在住者対策の両方、つまり団塊世代以降の定住地としてふさわしいまちづくりについて述べたいと思います。

関東近県、あるいは県内でも、団塊世代の移住先として積極的に都心に向けアピールしている自治体があります。かすみがうら市も、地の利は団塊世代の移住地としては最適であると考えます。そこで、定住先としての名乗りを上げること、相談できる窓口を提案します。

また、都心と田舎の二地域居住や新規就農など、新しいライフスタイルに対応できる企画、支援力を行政が構築するべきであると思います。そして、新旧住民が融合できるような、行政が主導で団塊の世代第二の人生の生活様式について勉強し、情報を発信していただきたいと思うが、市長の方針はいかがか。

それと、団塊世代で60歳から70歳、70歳から80歳のかすみがうら市の人口の数をちょっと教えてください。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは都市部との交流によるということですか。

[廣瀬議員「……この人も、みんなで。それにはやっぱり職員がリーダーになってもらって、そういう人を集めてもらって会をつくるとか、そういうものをつくらなくちゃ、しょうがないよね」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

その団塊世代というターゲットは……

○議長（桂木庸雄君）

市長、最初の質問に対してわかることだけ答えてもらって、次のやつは、また向こうから質問されたのに対して答弁してください。

○市長（宮嶋光昭君）

はい。ちょっと内容がよくわからないものですから、すみません。

団塊世代は、とにかく東京にもいっぱいいるわけでありますが、私は板橋区一点集中で、板橋区が55万という、つくば、牛久、守谷、土浦を合わせたぐらいの人口があそこのわずか直径10キロぐらいの中にいるわけでありますから、ここに従来の、もう20年にも及ぶ交流をもっともっと

生かすべきだと。そういう中で、特に団塊世代をターゲットにしたツアー企画なども考えていく必要があるとは思っております。

また、市内の60歳から70歳、あと70歳から80歳が今現在どのぐらいの人口がいるかという点については、これは総務部ですかね、担当課から答弁をさせたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、手元に資料がございません。後で資料を提出させていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

20番 廣瀬義彰君。

○20番（廣瀬義彰君）

市長、何千万という金を国保へ出すのは、それはそれでいいんですが、今、3,000町歩近い山に木があるわけだよね。この木をこのまま置いたら、今、枯れ始まるよ。枯れ始まったら、個人では退治できない。だれが退治するか。今、日本全国でナラの木が物すごく枯れ始まった。今、この辺にある杉の木も、全然日光がもとへ届かない。これが枯れ始まったら、みんないっちゃうからね。外から見ると青く見えるけれども、切ったらこんな木ですよ。この対策も何か考えなくちゃならないし、例えば木を切る道具とプロセッサーを買って預ければ、何かの第三セクターでもつくれば、相当の利益になるんじゃないかと思うんだけど、それもよく検討してください。終わります。

○議長（桂木庸雄君）

20番 廣瀬義彰君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時23分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

12番 和田正美君。

[12番 和田正美君登壇]

○12番（和田正美君）

平成22年第4回定例会の一般質問に当たり、既に通告の内容に従い質問をいたします。8人目ということで、内容的にかなり重複するところがあると思いますが、通告に従い質問しますので、よろしくお願いたします。

1、行政の財政能力に応じた行財政運営、事業推進について。

①新規事業の実施に向けての行政対応能力の検討はどのようになっているのか。

宮嶋市長におかれましては、かすみがうら市市長に就任されてから、かすみがうら市新行政として、宮嶋市長の行政運営として新規事業の提案がありますが、それらの実施に当たっては多額の支出の必要が見込まれる内容がありますが、それらの提案案件の事業展開実施に当たっては、市行政運営の中で問題なく実施できるか否かの検討がなされてからの提案なのかどうか。ただ市長の気持ちとして、やりたい、やったほうがよいという気持ちだけでの提案なのか、心配なところを感じます。

とりわけ、現在継続審査になっている中学生までの医療費の無料化に向けた提案については、かすみがうら市の行政能力を十分に発揮しての対応能力の有無、可能性の確率などの検討がなされた状況にあるのかについて伺います。

②財政力強化のための新規政策の検討と適切な推進計画はどのようになっているのか。

新規事業の実施においては、費用の必要な事業については、当然、費用の負担計画の検討がなされ、必要費用への充当のための財源を新規に確保する方法での対応策や、既存計画事業の組みかえによる新規事業への予算割り当ての変更での対応などは考えられると思いますが、宮嶋市長の市長就任後に提案されている事業については、どのように考えられているのか。また、その実施、実現の可能性はどのような内容になっているのか。それらのご検討内容と適切な推進計画はどのようになっているのか伺います。

2、かすみがうら市内産業の活性化構想について。

①現在状況から見た市内産業の活性化について、今後の取り組みをどのように考えているのか。

長引いている経済低迷、リーマンショック以来、大打撃を受けていると感じられる、当かすみがうら市における各産業別の活力状況はどのような状況にあるのか。

また、霞ヶ浦湖内でのコイ養殖事業の回復状況、ふえつつあると見受けられる耕作放棄地の状況と、その有効活用の対応状況について伺います。

3、保育・教育行政改革について。

①保育所入所待機児童対策の取り組みについて、今後の実施計画はどのようになっているのか。

保育所入所待機児童の問題は、ここ長年の課題として効果的な解決策が実施されてきていない状況を感じております。最近、この問題に直面している方々、またこの状況をそばで感じている方々の多くが、この問題の原因は、根本的に保育所受け入れ施設が不足していることを指摘しております。当市における状況把握と、この問題についての見解と対策方案について伺います。

②教育施設内での問題発生に対する今後の対応策をどのように考えているのか。

近年、当市内の小中学校、特に中学校での授業時間中の授業放棄や放課後の部活活動時間帯での不良行為、不良行為のやらせ・強要行為などがあります。どうなっているのだろう、どう対策するのだろうと、一般の生徒や父兄からの怒りと悲鳴の声を多く聞きます。

これらを聞いて、以前に何度か学校の授業時間中と放課後の学校内の様子を視察してきましたが、運がよかったのか悪かったのか、これらの状況を目の当たりにすることができました。問題行為を続行する生徒、注意する先生・PTA・父兄、生徒のしぐさ・様子を伺っている先生、皆さんそれぞれに多大な思い、悩みがあるかと思えます。

私としても、状況解決策の対応の難しさを感じているところではありますが、このような状況に

対し、市長さん及び教育委員会では、状況悪化の防止策、状況解消策についてどのように考えられておられるのか、考えを伺います。

4、執行部提案の議決必須案件について。

①議決必須案件について、詳細検討未了の内容で議会への提案が提案された案件について、責任の所在をどのように考えているのか。

宮嶋市長が就任されてから、まだ2回目の定例議会ではありますが、これまでの間に市長から提案されてきている案件の状況を感じ取ると、提案するに当たって、執行部として、かすみがうら市市長として、かすみがうら市行政運営に当たり、将来的に運営上問題なく実施可能か否か、またリスク発生の有無、リスク発生の可能性レベルの検討など、これらについてほとんど説明、検討内容の紹介がなく、執行部としての自信と責任負担の状況が読み取れない状況を感じます。

市長は、市長の提案、執行部の提案について、議会議決が必要な案件についての責任をどのように意識されているのか、市長の考えをお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

和田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の行政の財政能力に応じた行財政運営、事業推進につきましてお答え申し上げます。

ご質問の内容については、庁内でさまざまな検討や議会の皆様方とのご協議なども踏まえて提案したのですが、いろいろなご意見もございまして、新年度の対応として考えております。

また、来年度の予算編成に向けては、事業の見直し、補助金の見直しなどの仕分け、そして、さらには議員や職員の人件費にも切り込むなど、財政全般の見直しを行っていきたくと考えております。あくまでもこの従来の財政の配分を変えていくということで、捻出された財源を新たな事業に充てていきたい、こういうふうと考えております。

2点目のかすみがうら市内産業の活性化構想につきましては、活性化への取り組みということで大変大きなテーマでございまして、それぞれの産業ごとに施策を講じまして、活性化に取り組んでまいりたいと考えます。

まず、農業であります。農業就業人口の減少、離農や兼業化、農業従事者の高齢化など、その取り巻く環境は厳しい状況にあります。337ヘクタールとなる耕作放棄地の解消の拡大とともに、解消地への農作物の作付の拡大も図り、さらには、農業生産基盤の整備や後継者の確保・育成を初め、農家の安定的な所得の確保、食の安全と消費者の信頼の確保、環境に配慮した農業など、農業の振興対策を継続的に進めてまいります。

次に、水産業であります。漁業関係団体、国・県及び関係機関と連携を図りながら、水産資源の確保、水産加工品の販路拡大など進めてまいります。

次に、商工業につきましては、近年の長引く景気低迷、消費の落ち込みなどにより依然厳しい状況にあり、技術力、生産力、経営力等を強化していく必要があります。中小企業者に対する融資の

あつせんと利子補給を行っております。また、企業誘致につきましても、企業立地促進条例を施行しまして、積極的に取り組んでおります。

最後に、観光でございますが、本市は、首都圏から近く、温暖な気候で豊かな自然に恵まれ、多くの観光資源を有しており、これらを有効に活用しながら、観光拠点の整備やPR活動により、魅力ある観光地の実現を目指してまいります。いまだ先行きの不透明な経済情勢ではありますが、それぞれの産業の現状と課題を把握するとともに十分な分析を行いまして、有効な施策を講じてまいりたいと考えております。

3点目の保育・教育行政改革につきましては、保健福祉部長、教育長からの答弁とさせていただきます。

4点目の執行部提案の議決必須案件につきましてのご質問でございますが、1点目と多少関連もございまして、私の職責の一つとして、市の予算を調製して、その予算を執行したり、条例の制定・改廃の提案、さらには、その他議会の議決すべき事件を議会に提出する議案提出権がありますので、責任の所在は当然行政の最高責任者である私にあるものと考えております。

以上、第1回目のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

3点目、2番の教育施設内での問題発生に対する今後の対応策につきましてお答えいたします。

かすみがうら市内の小中学校におきましては、大部分の児童生徒が目標を持って、授業、学校行事、部活動などに熱心に取り組んでおります。しかしながら、議員ご指摘のとおり、中学生の一部が授業離脱や学校行事への不参加、喫煙など、学校生活に不適應に起こしたり、社会規範から外れた行動をとったりしている生徒がいることも事実であります。

しかし、このような生徒であっても、他の生徒同様、大切な一生徒であるという認識を持って、粘り強く指導しているところでございます。解決に向けましては、生徒が心にさまざまな問題を抱えておまして、すぐに解決を図ることができないことも現実であります。生徒との対話を大切にして、行動の裏側にある背景を共感的に理解しながら、心の中にあるさまざまな問題を一つ一つ解決し、改善に向けて努力をしているところであります。

そのような中であっても、当然のことではあります。目標を持って熱心に取り組んでいる生徒に安心・安全な教育環境を整えることも大切でありまして、それらを阻害する問題行動に対しては、職員一人一人が毅然とした態度で臨むように学校に指導してまいります。

また、保護者、地域、関係機関の方々との連携も密にしながら対応してまいります。指導に従わずに、器物破損や暴力行為を繰り返すなど、学校だけでは対応し切れない状況に対しましては、児童相談所、あるいは警察などの関係機関と対応を協議し、協力し合って解決を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

和田議員の質問にお答えいたします。

3点目の1番、保育所入所待機児童対策の取り組みについて、今後の実施計画についてお答えいたします。

保育所におきます待機児童対策については、第2回定例会の一般質問でもお答えいたしました。が、実態としては、ここ数年、ゼロ歳児とか1歳児の低年齢層を中心に増加傾向にあります。このため、施設に余裕のある千代田地区につきましては、臨時の看護師及び保健師を配置し、ゼロ歳児の受け入れ枠の拡大を図ってまいりました。霞ヶ浦地区においても、若干の待機となっているため、民間の認可保育所での受け入れ拡大を協議するなど、待機解消に努めているところでございます。さらに、公立第一保育所で、ゼロ歳児を受け入れる施設を拡大するために、施設の修繕を予定しているところでもございます。

今後の保育事業につきましては、社会情勢や雇用環境の変化に柔軟に対応し、保育サービスの充実を図れるように、民営化を含め、保育所運営のあり方について検討しているところでございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

12番 和田正美君。

○12番（和田正美君）

前向きのご答弁をいただいたような感じがしております。将来的に少し安心が持てるのかなということしております。

少し追加で意見を述べさせてもらいたいと思います。

まず、1の行政の財政能力に応じた行財政運営、事業推進について。

市行政運営、市民へのサービスの提供を含めたすべての市行政運営は、市長をトップとした市執行部の行政手腕によることはもとより、市財政対応能力の有無・強弱により大きく左右されますことは、市長を初め執行部の皆さんも私と共通の認識と考えます。

市執行部の行政手腕については、基本知識と日々の業務遂行能力アップ及び実行力の発揮の努力によって、一層磨きがかかってくるものと考えます。しかし、市財政対応能力の有無・強弱については、市行政の財源収入の確保の有無によるところが大変大きく影響してくるものと考えます。

また、無駄な支出の削減によって、相対的には市行政の財源収入の確保となると考えられることもありますが、無駄な支出の削減によっての財源確保については継続的な収入と考えることはできない、非常に難しいと思います。一時的な財源確保にしかならないかなと感じております。発展し続ける社会、発展を望む社会にとっては、縮減・削減による財源収入の捻出よりは、より積極的なプラスの行動、財源収入増が見込める施策の実施・展開を計画、推進すべきと考えます。

恵まれた大地、湖、人材、産業の発展に不可欠の陸・海・空、情報など、近隣を含めて各種インフラがある程度充実しているこのかすみがうら市の発展は、基本的に市民の協力、協働、今後の行政の執行手腕によって、以前にも増しての発展を推進できるものと考えます。余念のない十

分な検討に努力し、議会でも満場一致の同意が得られるよう、独断と偏見の少ない、独断と偏見のない十分に検討された内容での議会への提案に努めていただきたいものと考え、要望いたします。

2番目のかすみがうら市内産業の活性化構想について。

以前の定例会のときにも質問しましたが、その内容についても、今度、執行体制が新たになっていますので、改めて質問したいと思います。

かすみがうら市の産業活性化の一つの事業に観光事業がありますが、この観光事業に大きく貢献が期待できると考えられる、かすみがうら市発祥と言われている帆引き船漁法の取り組みについて伺います。

霞ヶ浦帆引き船漁については、皆さん詳細にご承知のとおりであります。発祥は当かすみがうら市、1880年、明治13年に、かつての出島村在住の折本良平氏により、シラウオ漁のために生み出され、その後、改良が加えられ、漁獲量が向上され、霞ヶ浦における漁法の主流となり、数千人の漁民が生活の安定を得て、漁民の生活向上に貢献したと言われているとのこと。また、この貢献が評価され、1897年、明治30年には、第2回水産博覧会で褒賞を受けています。

この帆引き網漁は、詳細の説明は省きますが、湖の湖上を吹く風を船に備えた大きな帆に受け、この帆の受けた力で漁獲網を引き、水中を回遊しているシラウオやワカサギをとるといった漁法であります。

この漁法は、漁獲網、引き網、帆、船及びその他補助具の構成と自然の力を効率的に受け、この受けた風力を利用して漁獲の動力として漁を行う、かつての画期的な漁法であるものと評価できると考えます。また、このような漁法は、ここ霞ヶ浦から伝承されたもの以外、ほかには類を見ない漁法であると考えています。

この帆引き網漁は、操業中は全くの風任せという省エネルギー漁法であるとの評価から、1961年にはインドやタイなどの研究者が漁法の研究に訪れていたこともあるとのこと。であります。

また、帆引き船漁の風景は、その風景を見る者にとっては、心をいやすアメニティーの面でも関心が持たれている状況があります。

私としても、この伝統漁法は、いろいろな角度から評価し、大きく見れば国際的にも紹介できる価値があり、また国際的な価値評価を得ることも考えられるものと考えております。

特色あるこの帆引き船漁法、帆引き網漁法を、文化遺産、文化財、歴史遺産、歴史文化財、民俗無形文化財、その他などの何らかの位置づけができることにより、ここかすみがうら市及び近隣の地元民の意識の共有化、さらには地域観光の活性化、ある種のまちおこし効果の向上につながるものと考えます。

また、かすみがうら市にとって最も大きな財産となることが考えられることは、世界にも類を見ないと考えられる帆引き船漁法がある一定の評価、位置づけを持つことにより、この地に育つ子どもたちは、生まれ育った郷土にはこんなすばらしいものがあることを誇りに思い、大きな自信を持って成長し、社会へ羽ばたける多くの人材を生み出すことができ、人づくりの面においても、その貢献度が高く望めることだと考えます。

当市でのこの帆引き船漁法、帆引き網漁法に関しての評価、位置づけについて、あらゆる角度から当市の財産として、またこの帆引き船漁法、帆引き網漁法を共有する地域、当茨城県の財産

としても評価できるよう、行く行くは日本の国の財産として、さらには世界の漁業の歴史文化においても評価されるよう、積極的な検討をしていただきたいと思います。

かすみがうら市として、この帆引き船漁法、帆引き網漁法に関しての評価をし、歴史的文化遺産としての位置づけをすべきと考えますが、教育長さん、市長さん、それぞれに今後の対応姿勢をお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

1点目は要望ということですので、答弁は差し控えさせていただきます。

2点目の観光に対するお話でございますが、市内産業の活性化の一環としての観光に対するお話でございますが、帆引き網漁というのは、霞ヶ浦の歴史的な文化遺産として、地元の我々は非常に大きな誇りを持っているところであります。そして、今、よみがえった帆引き船が「平成百景」として読売新聞等でも評価され、またこの帆引き船の模型などが県の伝統工芸品にも指定されると、こういったことで、今、だんだん注目を浴びているところであります。

今後、もっと幅広く歴史的な文化遺産として認められるように、今、議員がおっしゃるような働きかけを市としても今後していきたいと、こういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

議員さんからお話のありました帆引き船については、私も深い関心を持っております。私は、出島村に育ちました。小さいころ、祖母に手を引かれて高台に上ると、本当に湖面いっぱい白い帆引き船です。これは見事なものでした。幼心にその光景がまだ残っております。

ついこの前、帆引き船の写真コンテストがございました。私も表彰式に出させていただきましたが、中学生も興味を持って写真を撮って、その風景を写真に残して、いいなと感じている。とても頼もしく思っているところです。これらは何とか今後に残したいと思っておるところです。市長と全く同じ考えでございます。

今までの経過につきましては、教育部長から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

お話を申し上げます。

この件につきましては、以前の議会でもお話を申し上げましているとおおり、ただいま市長、そして教育長からもお話ししたと同じように、大切なものとして後世に残していくための何らかの措置を考えていきたいということで、同じように発言をした経過がございます。

ご存じのように、漁法の話ではありますが、以前、漁具については、既に文化財としての指定がございます。その後の、先ほど言われましたアメニティー、そして文化遺産、そして観光については、地域の活性化、産業の振興ということにつながるという和田議員のおっしゃるような方向

に沿って、内部で、非常に難しい判断ではありますけれども、今後も努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

12番 和田正美君。

○12番（和田正美君）

この漁法についての位置づけですが、私は前の議会でも多分ご紹介したと思いますが、私は本当は文科省のほうに行きたかったのですが、なかなか行けなくて、いろいろ相談してみましたら、文科省のほうの茨城県の担当の方が、土浦市とかすみがうら市と行方市、ここの行政の担当のところにもちょっと聞いてくれたということで、要するにこういう位置づけについての取り組み姿勢を聞いてくれたということなんですが、そのときの話は、この漁法自体がかすみがうら市発祥ということで、土浦市さんも行方市さんも気を使ってくれたのかどうか分かりませんが、基本的にはかすみがうら市さんのほうが先に動いていただけるのが順当でしょうという、そういうふうなお話がありました。

この内容について具体的にやっていくのには、文科省のほうに相談に行ったらいいと思うんですよね。私は、県のほうにも行ってきました。県のほうはどういうふうな話かといいますと、地域、地元の見解というか、検討ですので、それは地元のほうで評価していただいて、その評価ができた時点で、県のほうへ上がってくれば、県のほうでもまた検討しますよということなので、まずは地元がきっちりとスタートしない限りは、なかなか外には発信できない、正式に発信できない、協力もできないというか、もらえるのでしょうか、そんな感じを得ています。

だから、なかなか位置づけできないところは、何がネックなのか。いろいろなところに相談したらいいと思うんです。多分、文化財指定とか、そういうやつに関しての一番大もとは文科省だと思いますので、そちらのほうに行けば、きっちりと指導していただけるものと思います。

文科省の下にある組織については、みんなそれぞれ仕事を分担されているわけですので、なかなかそこから自分の担当するところ以外については指導はできないと思いますが、我が市としては、とりあえずは文科省のほうにしっかりと相談に行くということが大事だと思いますが、この件に関して市長もしくは教育長さんのほうから対応姿勢をもう一度お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、お答え申し上げます。

教育委員会という狭い範囲の中では、文化財を扱っている組織がございます。この組織があって、さらに県の文化財の組織があり、さらに国のレベルという流れでございまして、文化財だけをとらえた形でいきますと、ご存じのように一定のルールがあるので非常に難しいと、これまでしてまいりました。したがって、別な意味で何かないかということ、現在、手探り状況でございまして。

今、文部科学省のほうに直接お話をされてはどうかというふうなご提言をいただきました。こ

の件に関しては、持ち帰りまして、ルール等もございますので、検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

12番 和田正美君。

○12番（和田正美君）

積極的に行動をとっていただきたいなと思います。今までの様子を感じ取ってみますと、どうも私なんか理解できない、こだわりがあるような感じがするんですよね。この種の内容については、多分いろんな文書できっちりと証明できれば位置づけが可能と。これを一般的な文化財と同じようにやっていくためには、実は、皆さんご存じだと思いますが、この漁法に関しては、命がけの漁法ですので、この漁法を命をかけて伝えていきますなんていうことは、だれも言えない。そうすると、保存者がいなくなる。保存者がいないと、文化財としての価値が取れないという一般的なのがありますけれども、歴史民俗無形文化財だったかな、要するに歴史的な遺産をきちっと評価するには、文書での評価も大丈夫だと私は感じているのですが、これについて積極的に文科省のほうへ相談していただいて、やはり歴史事実としてあるわけですので、それを無理難題を課して評価をしないというのは非常にもったいない話だと私は感じております。ぜひ積極的に、前向きに、早い実現を目指して対応していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

その件は、そういうことで、よろしくお願いします。今までの流れを見てみますと、どうもどこかにひっかかりがある。なぜ今までこういう話が出てこなかったのか、私は不思議ではない。もっと、自分のところの財産なんだから、積極的に取り組んで、本当にだめなら、これはあきらめるべきでしょうけれども、そこまで行っていない気がします。もうちょっと真剣にやっていただきたいと思います。

その中で、かすみがうら市は、産業の発展のもと、人材、土地、気候など、かすみがうら市が発展するに当たり必要な各種要件は十分に備わっております。地域の発展を推進するに当たっては、大変恵まれているものと感じております。これらを生かした地域産業活性化に向けたプロジェクト体制の見直し・強化による、さらなるかすみがうら市産業の活性化を推進していただきたい、そのように思います。

その中でも、ダブりますが、霞ヶ浦帆引き船漁法及び帆引き船操業風景のすばらしさの紹介による観光集客によるまちの活性化、さらには、霞ヶ浦の湖に係る地域全体への活性化に向けた取り組みを期待しております。

帆引き船の操業風景は、昨年は読売新聞社が行った「平成百景」の一つに選定されたほどの、多くのみんなの関心が高まるポテンシャルを有している観光景観であると考えます。帆引き船漁法の発祥の地とも言われていることもあり、自信を持って帆引き船漁法を郷土の歴史遺産として認定し、なり得るものならば、観光の目玉、核として位置づけをすべきと考えます。位置づけしていただきたいと思います。後々、霞ヶ浦全域での遺産、茨城県の遺産、日本の遺産、そして世界の遺産として格付されていくことを信じ、そのように推進していくことを望んでいます。

次に、3の保育・教育行政改革について。

保育の環境は、先ほども言いましたが、これまでに、見た目の環境は変わってはいるものの、

保育支援の必要性に対する満足度は、ずっと以前から何も変わっていないような感じを受けています。生活維持の課題、育児時間、育児支援、育児費用の課題などが、年々、子育ての仕事、生活が必須な人たち、特に若い人たちの基本生活さえ脅かす大変なこの時代に、育児のための保育所不足、保育支援不足などが、保育をしなければならない人たち、若い人たちにとっては、はかり知れない心配事として負担となっていると感じております。いろいろな課題、保育支援体制の不備などから抱える心配事が積み積もって、やがては親子関係までも悪化してしまう状況に発展してしまうような事件の発生を危惧せざるを得ません。市長さんを初め、執行部の皆さんの真の保育支援、子育て支援の必要性の理解に基づいた保育支援システムの改革を含めた、さらなる保育支援の充実を求めます。

保育所申し込みの過密度に応じ、保育の受け入れ、実際の日常保育の対応について、保護者の共働きの都合に融通した対応として、ステーション保育などのシステムを利用した対応の検討をお願いします。特に、子育てスタート時のゼロ歳児、1歳児、2歳児の保育受け入れ態勢の整備、改革を強くお願いしたいと考えております。

今、少し聞きなれないというか、我々のところにはないのですが、ステーション保育のシステムというのは、実は実施しているところがありまして、今の若い人はほとんど共働きが多いので、通勤に電車を使う場合には、駅の近くで一たん受け入れて、実際の保育のときには、その保育所でもいいし、受け入れ能力のある保育所で保育をします。お父さん、お母さんが帰ってくる時に、またそのステーション保育所から子どもさんを連れて帰るというふうなスタイルであります。だから、親御さんが子どもさんを非常に預けやすいシステムだと思うんですね。

これは実はテレビでもやっていたやつなんですけど、私が前の議会の際に、私の感覚で、この地域に合ったやり方というのは、このやり方かなと思うんですね。保育所がA、B、C、Dとあって、父兄の方はいろんな都合上どうしてもAに預けたい、けどもAは満杯で受け入れられないという場合には、とりあえずいつか、朝と夕方はAでもって親御さんと子どもさんを確認する。実際の保育時間のときには、保育が可能な保育所のほうに移動して保育をすれば、一日の保育は可能だと思うんですね。このスタイルをやることによって、今、実際に行われているステーション保育よりは箱物の準備も特に必要ないし、自前で持っているところの保育所の有効利用でできるかなと思いますので、こちら辺も含めて今後検討を進めていただきたいなと思います。

それから、教育施設内での問題発生に対する今後の対応についてのところで、近年の社会環境の複雑さから、問題事例が発生してから、その問題解決に取り組んだ場合、問題事例の認識、それから問題事実の悪さかげん・度合いの認識、問題原因の推定、原因判定、解決策・対応の見解など、置かれた立場の違いからいろいろな意見が出てくると思うんですね。問題があったときに、解決しようとしたときに、なかなか対応策として絞り込めないという状況が現実かと思えます。しかしながら、問題発生的事实、問題発生の可能性の潜在を考えた場合に、問題解決対応に当たるまでに検討に長い時間をかけている余裕はないんですね。できるだけ早く、即刻対応できるようにしていかなければならないと考えます。教育委員会、教育長さんが先頭に立って、機能性の高い小中学校問題対策プロジェクトのような組織をつくって、即刻対応準備をしていただきたいと思えます。

今までに学校の先生だとか、PTAとか、それから地域の人が、いろいろ今まで起こった問題

に対して検討されていると思うんですが、なかなか具体的な手が打てないというのが今までかなと思います。そこら辺をもう一度検討し直していただいて、新たな手法が生み出せるようなプロジェクト体制も検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後の4番目、執行部提案の議決必須案件について。

先ほど市長さんのほうから、執行部の責任ということ、それから、市長の責任ということで提案していただくということなので、少しは安心ではありますが、基本的にはやはり議会がきちっと評価できる内容での提案をしていただきたいと思いますので、引き続きご努力をいただきたいと思います。

執行部からの実施提案事項については、基本的には、今までのいきさつだとか、現状状況、今後の推移などについて検討してもらい、市の行政運営上の問題点を確認し、問題点があれば、それらについての対応策を検討し、その検討経過、結果の説明と責任ある対応の意思表示をしていただいて、議会に対し承認もしくは議決を求める提案をするものと私は考えております。

議会への提案案件については、議会が常識的に、ごく普通に審議、評価できる状況で議会へ提案することを私としては求めます。今後、議会のほうで、委員会とか委員会付託、もしくはこの議場で評価する場合に、議員一人一人が内容をしっかりと理解できる、もしくは将来的に評価できる内容を提示していただいて提案してもらうことを希望するものであります。

以上で、私の一般質問を終わります。よろしくお願いします。

(拍手する者あり)

○議長（桂木庸雄君）

12番 和田正美君の一般質問を終わります。

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午後 0時16分

再 開 午後 1時31分

[古川議員 入場 1:31]

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

9番 石井幸雄君。

[9番 石井幸雄君登壇]

○9番（石井幸雄君）

通告によりますところの一般質問を行います。

実は私、初日の3番目でしたが、大先輩が私に花を譲ってくれまして、一般質問の最後ということで、頑張りたいと思います。

昨年の9月から、国の政権が民主党にかわりました。現時点で1年2カ月、はや2人目の総理大臣ということで、海外的には、日本の総理大臣がくるくるかわってしまうということで、海外からも評判は大変よくありません。そのために、外交上、大変苦勞を強いられている今日でござ

います。

この短期間の中、沖縄米軍基地移転問題、中国による漁船衝突事件、そして、ロシアの大統領が北方領土を視察、そしてまた、今月13、14日、横浜で開催されました各国首脳による会議の中で、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加するかどうかが、現在の総理大臣が加入せざるを得ないというようなことを発言しております。その場合には、農家にとりましては壊滅的状態になるかと大変心配もされている中でございます。

現在の政権与党の国民による支持率は、毎日のごとく支持率低下をし、現在は28%にまで落ち込んでおります。そして、昨日、総理大臣が1%になっても政権を維持すると強気な発言をしておりますが、実際、菅総理大臣自身は外交も弱く、そしてリーダーシップもとれず、今日、マスコミ等でも大変騒がれております。内閣改造、そしてまた解散、衆議院の総選挙を一日も早くというふうなマスコミの声もございます。

そのような大きな問題、そして事件等を抱えました中で、明るい日本を目指す我々にとりましては、大変憂うつな毎日を過ごしている次第でございます。

そのような中におきまして、我がかすみがうら市におかれましては、宮嶋市長就任後、2回目の定例会を迎えたわけでございます。再度上程の議案も数々あり、民主主義議会の中での慎重なる審議を我々はしなければならないわけでございます。

市長公約の中での長期・将来に向けてのまちづくり、まちの活性化、そのような選挙公約等もなく、その点に関しまして私も大変残念に思っている次第でございます。そのような中で、市におかれまして、政治団体「元気にする会」の組織がございましてね。私も、その「元気にする会」というのは、言葉は大好きでございます。ただ、余り元気過ぎても明るい市にはなりません。ひとつその会の皆様方も、行政改革も大事ではございますが、財政力を担うためには、将来的なまちづくりについて、そちらのほうでいろいろ施策を講じ、精進していただければと私は思っております。

そのような観点から、私は、質問区分1、2、3、これはすべてまちを明るく、そして、まちづくり活性化というようなことで、ただいまから質問をしたいと思います。

まず、1番といたしまして、かすみがうら市の活性化対策について。

市の発展には人口増加策が不可欠でございます。その施策について。

平成10年度4万5910人、現在は4万4013人と、12年間で1,897人減少しています。

県全体を見ましても、人口構成の推移を見ますと、増加地域は県南に限られております。つくば、取手、牛久、そして鹿行の鹿嶋もふえております。逆に、減少地域は県北でございます。統計上は北茨城、日立、水戸などとなっております。

我がかすみがうら市におきましては、少子高齢化や都心回帰などの影響により、年々人口は減少を生じている次第でございます。そのような中、都市計画マスタープランにも人口増加に対しましての対応策等が講じられておりませんが、市長としての人口増加施策等をお伺いしたいと思います。

2点といたしまして、活性化対策として霞ヶ浦湖の活用策を樹立してはどうか。

我が国第2位の面積を誇る霞ヶ浦、三辺が霞ヶ浦に面し、水と緑にはぐくまれたと言われております。うたい文句は大変すばらしいのですが、その湖の活用策を立ててはどうかと常日ごろ思

っております。観光スポットである歩崎、その中の資料館、水族館、森林公園、あゆみ庵と数々ありますが、年々その入館者状況は減少をたどり、特に資料館は茨城県税金の無駄遣いベストファイブに入っている状態でございます。二、三年前にテレビ放映もしてございました。

資料館の入館者状況は、平成17年1万4000人、そして平成20年には1万1572人と年々減少しております。ビジターセンター、観光案内所もスタートいたしました。歩崎公園として観光スポット、そして入館者数をふやすような計画はどうか、市長にお伺いをいたします。

第3番目、工業流通業務地、加茂工業団地のことでございます。この道路整備について。

市内には、土浦・千代田工業団地、向原工業団地、西山工業団地、逆西工業団地、天神工業団地、加茂工業団地と、既存の6カ所の工業団地が形成され、市の産業活動を支えています。市の都市計画マスタープランにも基本方針にも挙げられております、工業団地内の未利用地に積極的な企業誘致を図る、下水道整備や道路整備など計画的な都市基盤の充実を図る、以上のような基本方針でありながらも、特に加茂工業団地においては、県道戸崎・上稲吉線におきましては道路整備も行われておりません。

現況は、道路が大変狭隘であり、そして歩道もなく、U字溝設備もございません。大型車がともに交差するようなときには、自転車通学、そしてまた歩道を歩く人も、身の危険が生じるために、立ちどまるしかないような状態でございます。そして、石川島播磨重工業の大きな会社もございますが、現在は閉鎖状況でございます。

やはり工業地域と指定されたからには、ちゃんとしたライフライン等も整備をして、いらっしゃいというような形でどんどん企業を誘致しなければならないわけでございます。ただいま説明しましたような形で道路整備もしてございませぬので、この整備についてのお答えをお願いいたします。

続きまして、大きな2番といたしまして、農業振興策についてです。

1番、遊休農地活用と産地育成対策について。

市の耕作放棄地面積が337ヘクタールぐらいあり、現在その耕作放棄地等は、鹿行地区の人たちがゴボウやジャガイモ等を作付するために、次から次へと耕作放棄地等を借り受けて、作付が進んでいる状況でございます。

我々かすみがうらの市民が組織をつくりながら、そして産地化すべきと思っております。それには、やはり農協、市が本腰を入れて指導、助成等を積極的に行うべきと思いますが、行政といたしましての育成対策についてもお尋ねいたします。

続きまして、2番、経済団体JA土浦、JA千代田の合併について。

この両JAの合併につきましては、大先輩の山内議員が今までに2回ほど一般質問を行っております。そして、当議員の中にはそれぞれ2人の農協の理事さん、つまり経営者もございます。そして、私は、この一般質問に際しまして、農協の合併がどのように進行しているのか、両議員さんにお話を聞き、そして、立ち上げる寸前の協議会のような話し合いの形に進んでいるということを知り、安心いたしております。

前段に語りましたTPP、それに加入するような場合には、農業におきましては大変大きな壊滅的状态に陥るわけでございます。特に米、肉、そして酪農関係、それ以外すべての作物、大変不安いっぱいでございます。

J A中央会の発表によりますと、茨城県におきましては1240億円の減収になるというようなこととございます。我がかすみがうら市におかれましても、神立駅周辺を除いては、ほとんどが農村地帯でございます。加入した場合の農家への打撃を考えますと、大変暗い状態でございます。そのような中でありますから、農協の合併は当然だと思いますし、そして、県には6つのブロックがありまして、鹿行のほうのブロックも、農協の合併というようなことで協議会を立ち上げ、話し合いが進んでいるそうでございます。そして、大先輩の山内さんから話を聞きました中では、来年度、早くても7月、遅くても1年以内には合併の方向になるのじゃないかというようなこととございます。

そのような中で、市として行うべきことはあると思いますが、ひとつ合併に向かいまして、財政が厳しい中ではありながらも、産業の育成、そして農業の振興というような意味からも、事業補助等はひとつよろしくお願いを申し上げ、この合併について市長の答弁をお願いいたします。

続きまして、板橋農水産物直売所開設。

きょうの一般質問の中でも、廣瀬さん、そして和田さんからも質問等がございました中で市長が語っておりました、板橋、板橋と二度三度、板橋の状況を説明してくださいました。スタートしたばかりとは思いますが、長期展望を図りながら、例えば5年後にはどのような状態、直売所の規模拡大とか、そのような中での経済効果と現在の進捗状況等についてお伺いいたします。

4番目といたしまして、農水産物の地産地消での学校給食への大幅導入について。

地産地消とは、地域で生産された食べ物を地域内で、またはできる限り身近な地域で消費するということが定義されております。今日、国を挙げて、市町村レベルにて地域全体での利益や活性化を図る目的として地産地消の推進を図り、農産物直売所並びに学校給食利用運動等の取り組みとして活動が展開されています。当市としましての学校給食の食材の利用度、さらには大幅な食材導入が可能かどうかもお伺いいたします。

3番目といたしまして、学校給食センター建設について。

かすみがうら市が合併誕生しました当初、私はこの一般質問において、学校給食センター建設についても質問いたしました。答弁は、現在の方式で、単独方式、自校方式とも言いますが、現在の方法で当分の間、行うというような答弁でございました。

それから時代も流れ、合併6年目、学校整備の中での耐震化、それに伴う学校統廃合が、近い将来、行われる状況でございます。また、このたび、市長は多目的会館を再利用して給食センター構想を検討したとの話を聞きました中、以上のようなことからいたしまして、給食センター構想があるのかどうかをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

石井議員のご質問にお答えをいたします。

1点目、1番、2番のかすみがうら市の活性化対策につきましてでございますが、今日、少子高齢化が一段と進みまして、人口の増加を追い求めるというのは大変困難な状態になりつつあります。日本の国全体の人口がピークとなった2006年以降には、ほとんどの地方都市が人口減となっている現実があるわけでありまして、少子化で若者の数が減っていく反面、高齢者の割合が一段と高まっていくという内容を踏まえると、定住人口の増加というのも大変大事ではありますが、いわゆる交流人口をふやすことによって地域の活力を高めていきたいと、こういうふうを考えるところでもあります。このため、湖山の宝プロジェクトの活用を図りながら、通勤通学、文化、スポーツ、買い物、観光など人々の日常的な交流を図っていく中で、とりわけ板橋区との交流を深めていきたいと、そういうふうを考えております。

また、霞ヶ浦の活用についてであります。歩崎周辺の観光拠点の整備はもとより、帆引き船での土浦、行方などとの連携、また、先ほど和田議員からのご指摘のように、これをいわゆる資源として、帆引き船そのものを資源として活用する、こういった考えのもとに周辺地区の整備計画の検討を行っているところであります。ご理解のほどをお願いしたいと思います。

1点目、3番の工業流通業務地、加茂工業団地の道路整備につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、②の農業振興に係るJA合併につきましては、市町村の合併により、行政区内に2つの農協が存在することになりました。行政運営上は1農協が望ましいことでもありますから、これまでも合併を打診した経過がありますが、県の農協中央会の再編に対する考え方として、県南地区は3農協に再編するとの広域合併案が提案され、決議された経緯があります。

本市としては、農協中央会において広域合併が提案されておりますので、今後の動向を見ながら、今、石井議員がおっしゃってございましたが、遅くとも来年いっぱいぐらいにはという話も聞きますが、この動向を見ながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目の農業振興策の①、③、④については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の学校給食センターにつきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

石井議員さんのご質問、1点目の3番、工業流通業務地である加茂工業団地の道路整備につきましてお答えをいたします。

県道戸崎・上稲吉線の歩道整備等につきましては、以前から地元区長さんや学校等からもたくさんの方の要望があり、土浦土木事務所へ要請をした経過がございます。本年10月にも地元区長さんから再度要望があったところであります。

当該地区周辺につきましては、大手建設機械メーカー、それから運輸会社等が立地しており、大型車両等の通行車両が多くなっている。また、この地区より近接の高校や神立駅方面への自転車による通学・通勤者の安全確保が重要な課題であると認識しております。

現在の状況につきましては、土浦土木事務所でも把握しておりまして、下大津小学校から東側、松本集落方面の歩道整備、1.3キロメートルございますが、実施されております。

交通事故発生を未然に防止し、通学路としての安全を確保するため、歩道整備等の必要性を感じておりますが、ご承知のとおり、県においても財源的な問題や地権者の協力等、さまざまな問題がございます。その中で現在進んでいない状況もご理解いただくとともに、市としても引き続き土浦土木事務所に強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

[環境経済部長 山口勝徑君登壇]

○環境経済部長（山口勝徑君）

2点目の農業振興策につきましてお答え申し上げます。

耕作放棄地については、1年間で約20ヘクタール増加して、現在では337ヘクタールとなっております。国庫補助事業を活用した対策でも、昨年度に1ヘクタール、今年度は2.5ヘクタールの解消にしか至っていないのが現状でございます。

何よりも後継者不足が課題ではあります。ただ、レンコン作付等の経営が安定している農家については、後継者が育成されつつあり、他産業からの転業も見受けられますので、安定した所得を得られることが最も重要なことだと考えます。安定した所得を得られることで後継者が育成され、農業の活性化とともに、遊休農地の解消を含めまして、産地育成対策事業が図られるのかなと考えてございます。

次に、板橋区への農産物直売所の設置に関するご質問でございますが、ご承知のように、板橋区と防災協定を結んでいることから、これまでも多くの機会に交流を重ねてきております。こうした実績を踏まえ、板橋区に農産物直売所を開設し、かすみがうら市の新鮮な野菜、果樹等を届け、これを区民の方に消費していただくことで、農家の安定的な所得の確保につながるものと考えております。

進捗状況でございますが、板橋区へ職員を派遣いたしまして空き店舗等の情報収集を行っており、立地条件のよい物件を選定し、できるだけ早い時期に開設したいと考えております。

また、経済効果につきましては、現時点では具体的な数字をお示しできませんが、事業主体は民間の団体を予定しており、民間の手法で運営を進めることとなりますので、その売り上げによって農家の利益としてあらわれるわけですが、これにとどまらず、農産物を起点に本市のPRやイメージアップ、観光客の誘客等、さまざまな分野への波及効果が期待されるところでございます。

また、板橋区大山地内のハッピーロード大山商店街に「とれたて村」というアンテナショップがございます。この「とれたて村」から、ぜひかすみがうら市の新鮮な野菜や水産物を出品してほしいとの依頼がございまして、11月から農産物の出品を開始いたしました。この商店街は、通常でも3万人近くの人出がでございます。大変活気のある、にぎやかな商店街で、市のPRに大いに役立つものと考えております。

次に、農産物の地産地消としての地域での消費拡大は、農業を振興する上ではとても重要なことであると考えております。学校給食へ地場産品が供給できることは非常にありがたいことであると感じているところで、これまでには地場産米コシヒカリ、地場産のレンコン等、地場産の食材を取り入れていただいております。

今後、学校給食への地場産品の導入につきましては、地場産の農水産物の流通の関係と価格の問題や、確実に納品できることなどの課題があるかとは思いますが、これまでの実践をもとに、地産地消の推進に努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

3点目、学校給食センターにつきましてお答えを申し上げます。

近隣の自治体を見ますと、経済的な内容で合理化を図る、学校給食センター方式で行うところがふえている状況でございます。

本市においては、学校給食は、現在、先ほどもございましたように、各学校で調理し、提供する自校調理方式を行っております。また、調理職員の退職等に伴いまして、調理業務の外部委託の活用であるとか、あるいは一部の学校では配送方式を採用するなど、経費削減に努めた運営とされているところでございます。

ご指摘ございました学校給食センター方式の検討に当たっては、行政改革の一環でもございます多目的会館の廃止が行われました。このことに伴いまして、施設の有効利用、そういった観点から学校給食センターの活用を検証した経過がございます。結果としては、コスト的に転用が見込めないと判断したところでございます。

学校給食の運営、つまり手段については、当面、現在の自校調理方式で行いまして、先ほど、これもご指摘ございましたが、学校統廃合がいずれ検討されると、そういった段階では、既存施設を有効活用した学校給食センター方式も含めて、今後、一つの研究課題と現在とはとらえているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

9番 石井幸雄君。

○9番（石井幸雄君）

2回目の質問をさせていただきます。

市の発展には人口増加策が不可欠という件でございますが、財政的に大変厳しい時代の中でございます。そういう中で人口をふやす対策といたしまして、県営住宅とか市営住宅の建設を行うことにより、より多くの人たちが当かすみがうら市に、そして人口増につながると思っておりますが、財政が厳しい、財政が厳しいという時世でございますので、ちょっとこれは無理かなと思っております。

そのような中、霞ヶ浦地区に限ってでございますが、平成13年に優良田園住宅の建設の促進という定めがございました。馬場山地区、深谷地区、榎地区、そして平川地区の4地区が指定され

ております。指定はされていまして、今のところ整備もほとんどされておられません。そして、当然のごとく、そこに新住居を求める住民もございません。少子高齢化、そして、団塊世代の人たちが水と緑を求めながら、環境の大変すばらしい地ではありますが、整備されていないというようなことで、地元においても、そのような話も全然されないような状態でございます。この点について、市としての対応策、その後どのような形になっているのかを2回目の質問とさせていただきます。

続きまして、霞ヶ浦の活用化についてでございます。

市長の答弁がございまして、帆引き船を十二分に活用してということでしたが、私はまた別の方向で二度目の質問をいたします。

歩崎の霞ヶ浦湖岸に水辺の公園をつくってはどうかということでございます。やはり財政が厳しいとなると、それで消されてしまうことかもしれませんが、これも将来的な展望の中では、一つの考えであろうと思います。先ほども説明しましたように、資料館を初め、水族館、歩崎公園のあらゆる施設の入館者が年々減っております。そして、税金無駄遣いベストファイブにもなっているような状態でございます。そのような中で、霞ヶ浦の湖岸を利用して、水辺に水辺の公園をつくってはどうかということを提案する次第でございます。名目は、あくまで霞ヶ浦の湖の浄化。そして、観光客を増員する。

実は、これは2006年の新聞でございますが、稲敷地区のある県会議員が稲敷地域の発展策をただすというようなことで一般質問もしております。霞ヶ浦の湖を利用して、湖の駅をつくらうというような発想でございます。けれど、県のほうは、検討するというので、いまだ全然その動き、働きはございません。

そして、私が提案いたしました水辺の公園、これは、多くの年配から子どもたちまでがその公園に来て、公園にはあらゆる施設をつくり、そこで水遊びをしたり、魚釣りをしたり、水生植物、例えばアサザとか、ミズアオイとか、植物キグウのそういうものを咲かせ、そして、その花が咲いたときには花を觀賞するとか、そういうことで水辺の公園をつくる。

実は、この公園というのは、現在、環境センターがございまして、あの当時は、本体をつくり、野外ゾーンをつくり、そして霞ヶ浦に水辺の公園をつくるという案が出ていたのです。残念ながら、財政的に困難ということで、本体だけで終わってしまいましたのが環境センターでございます。ですから、その水辺の公園を歩崎のところに持ってきて、より以上の霞ヶ浦の観光客を増員させるという策でございます。

費用といたしまして、霞ヶ浦の境界線交付金というのが1700万円ずつ、ことしからいただいております。そしてまた、霞ヶ浦の水を浄化することを強調して、水資源機構あたりからも助成をいただく。そして、もちろん県、そういう関係機関からも援助をいただくというようなことの発想でございます。そして、仕事といたしましては、できる範囲でボランティアを活用するというのでしたらどうでしょうかというようなことでございます。これについて、2回目のお答えをいただきたいと思います。

続いて、加茂工業団地の道路整備についてでございます。

担当部のほうから説明がございました。そして、あの地には加茂団地という住宅が30軒ほどございます。担当部長の家もその一角でございます。けれど、部長の家の前にはU字溝も歩道もご

ざいませぬ。ほとんどの家の人たちが浄化槽を使っております。その浄化槽の水はどこへ流しているのか。これは市としてどうなのでしょうね、こういう整備の仕方は。ですが、これは県道でございますので、確かに市としては言い逃れはできると思いますが、そのような状況でございます。環境面からいたしましても大変なこれ、市にも責任があるし、県にも相当あると思ひますし、ひとつそのことについてのお答えを、これは担当部長みずからお願いいたします。

そして、説明の中で、下大津小学校から東のほうは歩道整備をしたということでございます。これは私、県のほうに文句を言いたいと思ひているんです。生徒たちの通学路にもなっていますが、今、十数名の子どもたちしか通学していません。この時代、歩行者もほとんどございませぬ。そういう中で、危険性も少ない、そのような道路になぜ歩道をつけて、それ以上に、私が主張しました工業団地内、加茂団地を含めまして、24時間で1万台からの交通量がございませぬ。そのような中、歩道もなく、U字溝もなく、そのような危険場所をなぜ整備してくれないのか、大変大きく声を出して県にも市にも言いたいと思ひます。これについても答弁をお願いいたします。

続きまして、遊休農地活用と産地育成。

確かにこれは、荒廢地が年々ふえている状況です。やはりメリットがなければ、農家の人は畑などは放置いたします。そして、もちろんのごとく後継者も育ちませぬ。そのような中で、あるメンバーが五、六人で法人を立ち上げようということ。そして、目的はあくまであいた遊休農地を活用しようということで、法人化に向けて頑張っております。

そして、例をとれば、法人を立ち上げ、30町歩からのネギをつくれれば、そこは産地化として東京の市場でも大歓迎して、積極的に取引をするということで、ただ何々をやればよいということじゃなく、売ることの保障までついていなければ、農業に携わる方たちは、やってみようというような意欲はわきませぬ。

そのようなことでございますので、これに対しましても、市のほうといたしましては、積極的に農協とタイアップしながら、できる範囲での助成等をし、そういう産地づくりに励んでいただきたいと思ひますが、これについてもちょっとお答えをお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

石井議員ちょっと。じゃ、まず大きな1番についてだけ答弁いただきますか。

○9番（石井幸雄君）

ああ、そうですか。お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほど議員さんからご質問ございました、恐らく優良田園にかかわる地域指定の件かと思ひます。その当時、かなり集落ごとに説明会が実施され、検討してきた経過がございませぬ。しかしながら、要望、希望等を確認しましたところ、手を挙げる方がいらっしやらなかったという状況があったと聞いております。

これからも、そういった人口増加に向けた施策としては、可能性のあるものというふうな認識をしておりますし、さらに十分検討してまいりたいというふうに考えます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

加茂の下水道。

○土木部長（松澤徳三君）

失礼しました。

それから、先ほどの加茂工業団地の道路整備の件についてでございますが、確かに加茂団地集落については浄化槽の設置という状況でございます。もちろん、私もそうでございますが、それぞれ現状では、宅内処理をし、排水処理をしているというような状況でございます。

また、水資源道路と県道の交差点部分には、若干でございますが、U字溝が整備されているというような状況の中で、そういったU字溝の利用ということも考えております。

また、先ほど申し上げました歩道整備の部分につきましては、土浦土木事務所の中で、赤塚方面からの計画の中で用地交渉し、工事を実施してきたという経過がありますので、そういった面からの継続事業という形で実施されたものと思っております。

確かに、危険性が多いという部分では、先ほど申し上げましたように、大型車両の通行等あるわけでございますので、そういった部分も含めまして、さらに強い要望をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

私のほうからは、水辺の公園について、歩崎の公園周辺というようなことでお答え申し上げたいと思います。

今まで、ドラゴンボートとか、そういった実体験することでの親水公園というような形で運営されてきてございますが、ドラゴンボートが老朽化して危険だというようなことで中止になった経緯がございます。

また、歩崎の公園につきましては、石井議員さんがおっしゃるように、親水公園ということで、平成23年度、来年度に全体の計画を見直したいというようなことで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

それでは、石井議員さん、大きな2番目、あとずっと全部、質問がありましたらお願いします。

○9番（石井幸雄君）

続きまして、2回目の質問、大きな2番の3番、板橋農水産物直売所の開設についてでございます。

説明をいただきました中、そして経済効果は、まだスタートしたばかりなので、出ないということでもございました。ちょっと残念に思います。そして、将来的には空き店舗を探して行うということですが、そこに参加するメンバーは、この直売所に関しましては新聞にも掲載されておりました。NPO法人や個人などによる出荷者によって将来は管理させるということでもございます。やはり都内におかれましての家賃とかいろいろ計算したときには、そして人件費も当然絡んでくる中で、それなりの大規模な形でやらないと、赤字経営に陥りがちでございます。

現在、直売所に生鮮農産物等を出荷しているのは、JA直売所のほうから出荷しているというように聞いてまいりました。ただし、これは霞ヶ浦の農協の直売所ということも聞いておりました。ただ、規模が小さいので、千代田農協のほうの直売所からはまだ出荷されないというように聞いております。やはりこれも、1市に2つの農協があるために、現在はそういう形をとらざるを得ないのかなとは思っておりますが、やはり合併しましたので、両農協からとか、そういう形をとっていただきたいと思っております。この件に関しまして答弁をお願いいたします。

あと、一番最後、学校給食センター建設について。

これは、教育部長のほうからも説明がございました。そして、現在は自校方式でやる。そして、近い将来、耐震化、そして統廃合になったときには、また計画を見直すというような答弁でございました。確かに給食センターと自校方式では、メリット、デメリットが大変違っております。現に周辺の市町村においては、もうほとんど給食センターが普及しております。本年度は小美玉等においても建設が完了し、ただいま利用して行っているというようなことでございます。

調理場を水で洗う、それともドライ方式で乾かす、それによっても、O-157じゃありませんが、やはり給食というのは、将来を担う子どもたちでするので、食事は大事でございますので、いろいろそのようなことを検討し、ひとつよりよき見直しをし、その時代に沿った形で、しかるべきときには検討し、できますことを念じまして、この項目については以上で終わりにいたします。

以上で結構でございます。以上で終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

私のほうからは、遊休農地対策、30ヘクタールあれば、ネギの一大産地となって、付加価値がついて、東京市場でも人気があるというようなことでございますが、現在、かすみがうら市の遊休農地対策の事業について報告申し上げます。

遊休農地等の対策を主な業務とします農地利用集積円滑化事業がございまして、これを農協が立ち上げましたので、今後の活躍を期待したいと思います。

さらに、現在行っております農地利用銀行、あるいは国・県の補助事業であります耕作放棄地再生利用緊急対策事業等を今後とも積極的に推進してまいりたいと思っております。

なお、法人の立ち上げについて現在進行しているというようなことでございますが、もし相談したいというようなことがあれば、農業委員会、あるいは農林水産課のほうでいつでも相談を受けているというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

9番 石井幸雄君。

○9番（石井幸雄君）

最後に1点だけ質問いたします。

水辺の公園をつくるという件でございまして、境界交付金が1700万円交付されてございますね。あれの使い道、使い方はどのようにしているか。そして、水辺の公園等の設計とか進むに従って、

できるだけ、湖でもらった交付金でございますので、湖を、そして水を浄化するというようなことで使っていただければと思います。答弁いただいて、私のすべてをこれで終わらせていただきます。

以上です。

(拍手する者あり)

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいま、水辺の公園の整備というようなことで、幾つかご意見、ご提言がございました。これにつきまして、先ほど環境経済部長のほうからお答え申し上げましたように、現在のビジターセンターの整備、さらには歩崎地内での帆引き船を生かした計画と、現在、幾つかの整備構想を練っているところでございます。その整備計画の財源ということで幾つか、現在、関係部門と協議しておりますが、これについては今後十分、検討の余地がまだまだありますので、それらが具体化した時点でまた財源とか、さらには制度とか、その辺については説明できるように努力したい、このように考えております。

○議長（桂木庸雄君）

9番 石井幸雄君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後2時30分

平成22年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第5号

平成22年11月30日(火曜日) 午前10時02分 開 会

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
6番	佐藤文雄君	15番	桂木庸雄君
7番	中根光男君	16番	関利夫君
8番	鈴木良道君	17番	圓城寺正道君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員

5番	井坂悦司君	18番	栗山千勝君
----	-------	-----	-------

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	豊崎光彦
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

日程第 1 議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条

- 件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第76号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
- 日程第 3 議案第78号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第79号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について
議案第80号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
議案第81号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第82号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第83号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第84号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について
- 日程第 5 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第76号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
- 日程第 3 議案第78号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第79号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 追加日程第1 「議案第73号・議案第74号の議決取消しの件」
- 追加日程第2 議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第3 「議案第80号ないし議案第84号の撤回の件」
- 日程第 4 議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について
議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について
- 日程第 5 休会について

開 議 午前10時02分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、5番 井坂悦司議員の家族の方、18番 栗山千勝議員より欠席の連絡がありました。また、14番 矢口栄造議員よりおくれるとの連絡がありましたので、報告いたします。

会議に入る前に、傍聴人に申し上げます。会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第73号ないし議案第75号

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

これより質疑を行います。

6番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

議案の第75号であります。かすみがうら市職員の給与に関する条例の問題ですけれども、まず第1に、人事院勧告に基づく給与及び期末手当の引き下げの影響額、その総額と内訳についてお答えをお願いします。

それと、労使交渉が行われたかどうかですね。その労使合意がされたかどうか、これが第2点目です。

それから、昨日、加えまして質問を、かなり何項目かにわたって質問しておりますので、それについてお答え願います。

給与表の改定では、平均でマイナス0.1%となっておりますが、当市の調整率はどうなっているのか。それから、55歳を超える職員で、行政職6級、消防職7級以上の職員の給与月額、地域手当、勤勉手当を一定率引き下げると。その一定率というのは1.5%ということですが、県の人事委員会ではマイナス0.7%と勧告しております。その倍以上も給与を引き下げるといのは、どのような根拠に基づくものかということです。

それから、50歳代後半の職員の給与削減ですが、民間給与との格差是正ということですか。どのような格差が生まれているのか、その給与の削減の根拠はいかなるものでありますか、お答え願います。

それから、期末勤勉手当は4.15カ月分から0.2カ月分を減額して3.95カ月分ということになり

ますが、これは過去を振り返って、いつの時期の水準に落ち込んでいるのか、これについてお答え願います。

今回の公務員給与の引き下げは、昨年に引き続き2年連続であります。1998年から12年間で平均年間の給与は幾ら引き下げられたか。

以上、お答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

最初に、議案第75号の関係でございます。①番の人事院勧告に伴う給与及び期末手当引き下げの影響額ということでございます。

人事院勧告に伴いましてというご質問でございますが、本市でも人事院勧告に倣いまして、市職員の給与に関する条例等の一部を改正する予定であります。

今回の改正によりまして影響を受ける職員の総数につきましては、476名でございます。給料及び期末手当等の影響額についてでございますが、まず給料表の改定でございますが、平均で0.1%の減額となっております。これに伴う影響額については116万1000円、期末手当が0.15カ月分減額となりますので、影響額につきましては284万3000円でございます。また、勤勉手当が0.05カ月分減額となりまして、この影響額が824万1000円となります。

以上合わせまして総額では、3785万5000円の減となっております。これを、ただいま申し上げました職員数で割り返しますと、年間平均で1人当たり7万9527円の減ということになります。

次に、②番の労使交渉の関係についてでございますが、組合との直接交渉については行っておりませんが、職員組合関係者が3名含まれております給与制度等検討委員会を開催しまして、今回の人事院の改正内容の資料を組合に提供をしております。この際、特に組合側からは交渉の要求がなかったということから、合意がなされたものというふうと考えております。

なお、交渉の要求があれば、市としては当然それに応じるということになります。

次に、給料表の改定で平均0.1%という内容のご質問でございますが、給料表の改定につきましては、ほとんどの市町村において、人事院勧告に基づいて行ってございまして、独自の給料表を設定している市町村はほとんどございません。

当市におきましても、例年、人事院勧告に基づいて改正を行っておりますので、今回も人事院が示しております平均で0.1%の減額調整を行ったものでございます。その際、民間との格差が生じる中高年層、およそ40歳代以上の職員が受ける給与月額に限定して引き下げを行っております。

続きまして、55歳を超える職員で行政職6級、消防職7級以上の職員の給料月額等ということでの引き下げを行うのはどのような根拠かということでございますが、県の人事委員会では、確かにマイナス0.7%の勧告をいたしております。これに対しまして、国の人事院ではマイナス1.5%を勧告しております。職員の給料につきましては、ご案内と思いますが、地方公務員法第24条の規定によりまして、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給料その他

の事情を考慮して定めなければならないとしております。

このため、当市におきましても、例年どおり情勢適応の原則、均衡の原則に基づきまして、人事院どおりマイナス1.5%の改正を行ったものでございます。

なお、県内においても、ほとんどの市町村が人事院勧告どおりの改正を行っております。

続きまして、50歳代後半の職員の給料削減の関係でございますが、その根拠ということでございますが、人事院勧告によりますと、公務員では50歳代後半の平均給与額が、50歳代前半層より高くなっているのに対しまして、民間では50歳代前半層より低くなっております。官民の給与差が拡大している傾向にあるというふうに思われます。

公務員の50歳代後半層の給与水準が上昇している理由といたしましては、多くが50歳代後半に幹部職に昇任し、同時に給料も昇格する昇進パターンが一般的であること、あるいは在職期間が長期化のため、この年齢層において、上位級在職者の割合が高くなっていることなどが影響すると思われます。

一方民間企業では、一定年齢以降において給与を下げる仕組みを有しているところが少ないものの、50歳代後半層の民間の月額級は他の企業への出向や転籍などを背景に、全体として見ますと、50歳代前半層に比べ、その水準が低下しているとしております。

このようなことから、民間格差の是正という給与の削減をするものでございます。

続きまして、期末勤勉手当の関係で、過去に振り返っての時期の水準というご質問でございますが、過去の期末勤勉手当の支給状況を調べましたところ、昭和38年が3.9カ月分の支給でありまして、この年がほぼ現在の水準でございます。昭和39年以降は毎年増額となっております、平成3年に5.45カ月分の支給となっていたものをピークに、それ以降は毎年減額となっております、平成10年では5.25カ月分、平成15年では4.4カ月分、そして平成22年で3.95カ月分という勧告となっているところでございます。

続きまして、今回の公務員給与引き下げは2年連続ということございまして、12年間の平均給与は幾ら下げられたかというふうなご質問でございますが、平成11年から平成22年までの12年間で改正がなかった年が3回ございます。増額となった年が1回ありまして、それ以外はすべて減額改正となっております。平成11年がマイナス9万6000円、平成12年がマイナス7万円となっております、本年22年までの合計で70万9000円の減額となっております。年間の平均をしますと、約12年間でございますが、およそ年間で6万円程度の減額となっている現状でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

大変な減額の状況が明らかになったと思うんですけども、特にことしの12月の期末手当から、4月にさかのぼって控除した額を支給するというのは、いわゆる不利益不遡及の原則に反するのではないかというのがポイントなわけです。これについてはどういうふうに考えているのかということです。

それと、50歳代後半の給与のほうについても民間格差だと言っていますが、条件が違うということが今、わかったと思うんです。公務員の場合は、徐々に上がって、後半に管理職になるとい

う傾向であります。民間の場合は、私は東京製鋼におりましたけれども、現場のほうは作業長が55で定年というような形をとって、それから定年の退職、延長は続きますが、給与が下がるといような、管理職という手当が下がるというような中身になっているんです。ですから、条件が違うということがまず言われると思うんです。

そういう意味では、民間の場合は、定年延長が主流ではなくて、今言ったように、再雇用とか出向が中心になっておまして、現状の給与カーブが違ってるのは当然なんですけれども、実際にやはり定年延長実施ということに伴うのであれば、やっぱり年代に応じた生計費を踏まえた賃金水準というのが必要なんです。これはまだまだ民間がおくれているということではなくて、現状の今の公務員の仕組み、これまで変えるということにつながるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、それについてお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいま2回目のご質問があったわけですが、人事院勧告の考え方、国の考え方、そういうものに倣いまして、今回も条例等の改正をするものでございます。それぞれただいまご質問の中でありましたような条件とか、民間等の格差をなくすためのいろいろな考え方に基づきまして、国のほうからの基準が示されております。これに基づきまして行っているということでございます。よろしくお願いを申し上げます。

[佐藤議員「不利益不遡及の問題はどうしたんだ、それ答えてないよ」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

はい、これも先ほど申し上げましたが、地方公務員法の中で、国のほうからの指示、基本的な考え方を示されております。そういうものに基づいて本市でも原則的には行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

政府の言っていること、人事院勧告そのものについては、基本的に国家公務員が対象なんですよ、人事院勧告というのは。ご存じでしょう。地方公務員は別なんですよ。国家公務員はスト権を剥奪するということによって、人事院勧告で給与の問題については、交渉によって、やれないものだから、ストライキ権が剥奪されているから。だから、人事院勧告というやり方をしているわけです。

ところが、条件の違うところまで手を突っ込む、おかしいでしょう。条件が違うんですから。条件の違うところまでやるということ自体が問題なんじゃないですか。特に、ことしの春闘は、国民春闘共闘では、昨年比で同様にアップ率を、アップ率というか、基本給は引き上げ傾向にあるんですよ。こういうのをどういうふうに見るんですか。そういうことは全く無視して、人事院

勧告が出ればやむを得ないという立場なんですか。条件が違うのを無理やり合わせるというやり方と、今の実際に基本的に今、基本給というのは引き上げ傾向にあるという実態、これについてはどう思いますか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えを申し上げます。

ご質問の中で条件が違うという部分もあると思います。これについては、国、県においては人事委員会がございます。そういう中で協議をされていると思います。先ほどのお答えの中で申し上げておりますが、ほとんどの市町村についてはそういう委員会がございませんで、国の人事院に倣いまして実施をしているというところでございます。

国においては、民間との給与の格差比較については、それぞれ給与改定に伴う民間の事業者を選定をしまして、実態を把握しているところでございます。私ども市においては、ただいま申し上げましたように、人事院勧告のとおりということで実施をするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほかの質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号ないし議案第75号までの3件については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第74号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第74号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

本案は、8月10日の人事院勧告に準拠するとして、平均年9万4000円もの給与削減であります。

当市では7万9527円、総額では3785万5000円となります。この12年間で70万円を超える給与等の削減が行われてきています。また、期末勤勉手当は4.15カ月分から0.2カ月分を減額して3.95カ月分ということですが、これは昭和38年、1963年の水準であります。

今回の公務員給与削減の民間労働者へ及ぼす影響は大変大きく、内需拡大に逆行し、地域経済を一層冷え込ませる賃金削減のマイナスの連鎖、いわゆるデフレスパイラル、こういうものに拍車をかけるものであります。

一方、ことしの春闘の最終の賃上げ結果は、国民春闘共闘でも5,771円、1.86%アップ、連合で4,879円、1.69%アップ、日本経団連の大手でも5,886円で1.86%のアップです。そして、中小でも3,842円の1.52%アップと、民間の基本給は引き上げ傾向にあり、公務員給与削減の根底が極めてあいまいであります。

また、今回の公務員賃金引き下げが、民主党菅内閣の国家公務員の総人件費2割削減の第1段階であり、政府がねらう消費税増税の露払いとされ、公務そして民間賃金引き下げのサイクルに拍車をかけるものであります。

もともと人事院勧告は、国家公務員の賃金や労働条件の変更を国会と内閣に勧告する仕組みであり、地方公務員に対して行われるものではありません。地方公務員法第24条の3項で、職員における、要は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員、そして民間事業の従業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと規定し、55条で、地方公共団体の当局は、職員の給与、勤務時間、その他の労働条件に関し、交渉の申し入れに応ずるべき地位に立つものとあります。

要するに、職員の給与などは、24条3項で言う5つの条件を考慮して、職員団体と当局の交渉によって決めるということであります。人事院勧告に準ずればよいということではありません。

したがって、今回の給与改定は明確な根拠に乏しいものであり、議案第75号、職員の給与に関する一部条例の改定に同意することはできません。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第75号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、議案第75号は否決されました。

日程第 2 議案第 76 号 かすみがうら市市民投票条例の制定について

○議長（桂木庸雄君）

日程第 2、議案第 76 号 かすみがうら市市民投票条例の制定についてを議題といたします。
これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 76 号については、かすみがうら市議会会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。
次いで、議案第 76 号 かすみがうら市市民投票条例の制定についての討論を行います。
初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

続いて、佐藤文雄君から賛成討論の通告がありますので、発言を許します。
6 番 佐藤文雄君。

[6 番 佐藤文雄君登壇]

○6 番（佐藤文雄君）

議案第 76 号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。
前回の第 3 回定例会でも賛成討論を行いました。基本的にその趣旨は、変わりはありません。
2010 年 11 月 25 日、ついこの前ですが、朝日新聞に、「名古屋リコール不成立でも教訓は重い」とする社説が掲載されております。その中で、名古屋市議会の解散を求める住民の直接請求、いわゆるリコールですが、これは混乱の結果となったと述べ、河村たかし市長の呼びかけで、手弁当の市民が 46 万もの解散請求の署名を集めた。ところが、選挙管理委員会の発表では、無効が 11 万を超え、有効な署名が住民投票の実施に必要な 36 万に届かなかった。しかし、数十万の有権者の意思を無視していいのか、論争が続くだろうと指摘し、今回、市民の目が地域の行政に向けたのは、大きな収穫だと評価しております。

そのこともあってか、片山善博総務相は、住民投票を提起しやすくする地方自治法の改正を検討しているというふうに述べて、市長と議会が対立したとき、今より簡単な手続で市民の意見を聞けるようにするのがねらいだろうと述べて、貴重な体験をした名古屋市は、国に先立って使いやすい住民投票の制度を実験してみてもはどうだろうかと言及しております。

いずれにしても、住民投票条例が制定され始められた当初は、特定の問題に対する特例措置として住民投票条例の制定をする例が多くありました。近年では、地方自治体の重大な問題に対して、恒常的に住民投票を行えるよう条例を制定する自治体があらわれております。住民投票条例

の制定は、住民の自治の向上、すなわち住民みずからまちづくりに参加する意識を高めるものと考え、改めて賛成といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第76号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は17名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含まれますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次投票を願います。投票は、議長席に向かい、左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 古橋智樹君及び2番 小松崎 誠君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

賛 成 3 票

反 対 1 3 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時16分

[矢口栄造議員入場]

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 議案第78号並びに議案第79号

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、議案第78号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、並びに議案第79号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、以上2件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号、議案第79号、以上の2件については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第78号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、佐藤文雄君から賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第78号、副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

私は前議会で、新市長の政策的な考えである点及び特別職の給与条例の改正だという点に限って、今回は賛成するとしました。そして、できるだけ早く市長の片腕となる方を選任していただきたいということを要請をいたしました。

私は今、副市長の必要性を痛感しております。それは、24日の私の一般質問への市長の答弁が極めて不十分であったことでもあります。市長が一人で奔走する余り、入札制度の改善提案については、まともな答弁にはなっていませんでした。また、土浦市との合併問題での答弁は、翌日の茨城新聞に記事として掲載されました。その記事が、市長答弁に関して、土浦市議会では26日に臨時議会がありました。そこで大変な不評であったと聞いております。自治体のトップリーダーとして、議会での発言は大変重いものがあります。本音を述べることは宮嶋市長の性格であるとは思いますが、私は言葉を慎重に選ぶべきだと思います。

ですから、実務と調整能力を備えた副市長が必要ではないかと考えます。そのことを改めて要請して、賛成討論といたします。

[小座野定信議員退席]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第78号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は17名であります。
投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。
次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含まれますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次投票を願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。
これで投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 加固豊治君及び4番 古川誠一君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

賛 成	4 票
反 対	1 2 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第79号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

19番 山内庄兵衛君。

[19番 山内庄兵衛君登壇]

○19番（山内庄兵衛君）

本案について、反対の立場で討論を行います。

この市は、非常に今、教育に問題があります。しかも国家公務員の人事院勧告では、先生方も1.5%の減額があるわけですがけれども、菅澤教育長は現職で、この重要な職になったのであります。それを辞して、一年半も残して教育長に就任したんであります。しかも、前段で言いましたように、非常なこの事態に、現職の校長から、それよりも給料が低くなるような状態では、これではいい仕切りがとれません。

そういうことで、教育を守っていくのには、やはりそれ相当の給料を払って、私はしかるべきだと思います。市長が50%減額したからといって、ほかのほうまで影響することはない。教育こそ優先、これこそ教育を優先しなければなりません。私は、そういうことで、教育を守っていくのは教育長であります。ですから、私は反対の立場で、教育こそ力を入れて本気になってこの市を立て直すのが教育長であります。市長、そういうことをご理解の上に提案をお願いしたいのであります。

私は、案について反対の立場で、議員諸侯の賛同をお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

続いて、佐藤文雄君から賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第79号 教育委員会教育長の給与月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

給与の月額10%カットされてでも熱心に職責を果たしていただける人事の提案をお願いしたいとして、前回賛成をいたしました。9月議会で選任され、教育長となった菅澤氏は、15日の全協で、市長の50%カットという心意気を高く評価するとして、私の10%カットは仕方がないと、こう述べました。

したがって、今回も賛成といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第79号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は17名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含みますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次投票を願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番 佐藤文雄君及び7番 中根光男君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

賛 成	4 票
反 対	1 2 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

これより昼食休憩に入ります。再開は午後1時半からといたします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後 3時05分

[小座野定信議員入場]

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

先ほど可決されました議案第73号、議案第74号は議案第75号との関連があり、議案第75号が否決されたことにより、議案第73号、議案第74号の議決は瑕疵ある議決と判断し、議決を取り消すべきものであると判断いたします。

よって、「議案第73号、議案第74号の議決取消しの件」を直ちに日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

追加日程第 1 「議案第73号・議案第74号の議決取消しの件」

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第1、「議案第73号・議案第74号の議決取消しの件」を議題といたします。

先ほど可決されました議案第73号、議案第74号の議決については、これを取り消すことにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議が出ましたので、異議あるため、起立により採決いたします。

議案第73号・議案第74号の議決を取り消すことに賛成の方の起立を求めます。

[発言する者多し]

○議長（桂木庸雄君）

なかなか解釈が間違いやすいので、先ほど可決したことを取り消すのです。先ほど可決になりました件を取り消すことに賛成ですか、反対ですかという意味です。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

賛成多数で、取り消すことに決しました。

よって、議案第73号、議案第74号の議決は無効と確認し、これを取り消すことに決しました。

お諮りいたします。

先ほどの議決を受け、議案第73号、議案第74号を直ちに日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

追加日程第 2 議案第73号並びに議案第74号

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第2、議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第74号 かすみがうら市教育委員会教

育長の給与並びに勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議案につきましては、既に提案説明が終了しておりますので、一括して質疑から行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号、議案第74号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、議案第73号は否決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第74号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第74号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、議案第74号は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時14分

再 開 午後 3時15分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど市長から、議案第80号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）ないし議案第84号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの5件について、本日11月30日付をもって撤回したい旨の申し出があります。

この際、お諮りいたします。

議案第80号ないし議案第84号の撤回の件を直ちに日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号ないし議案第84号の撤回の件を直ちに日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第 3 「議案第80号ないし議案第84号の撤回の件」

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第3、「議案第80号ないし議案第84号の撤回の件」を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

平成22年11月22日に提出した議案のうち、議案第80号ないし第84号を撤回したいので、かすみがうら市議会会議規則第19条第1項の規定により承認願いたく申し出ます。

撤回する理由であります。議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号及び議案第84

号につきましては、議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてが否決になったため、撤回しようとするものであります。

なお、議案第80号、82号、83号にかかわる事業予算等については、調整の上、再提案を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第80号ないし議案第84号の撤回の件について」、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、「議案第80号ないし議案第84号の撤回の件について」は、これを承認することに決定いたしました。

諸般の報告を行います。

ただいまの撤回の承認を受け、本日配付しました議事日程につきまして、日程第4の議案第80号ないし議案第84号は削除されますので、申し添えます。

日程第 4 議案第 7 7 号並びに議案第 8 5 号

○議長（桂木庸雄君）

日程第4、議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について、並びに議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について、以上2件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

なお、議案に対する質疑につきましては、所属委員会の所管外のものとなることとなっております。また、質疑方法は一括質疑とし、質疑回数は3回までとすることとなっておりますので、あらかじめ申し上げます。

これより質疑を行います。

6番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

今、議案80号から84号の撤回については了解をいたしましたけれども、全員協議会が先ほどありました。そのときに、最終日に改めて議案を出すというような話がありましたけれども、これを最終日ではなくて、その前にきちっと本会議を開く、それとそこで質疑をする、そして常任委員会でも質疑をするようにというようなことを私は確認をしたんですけども、それについて、今改めて出す条例は何なのか。それをいつ出すのか。1回これを確認させていただきたい、これがまず第1点。

それと、77号については、政策推進戦略会議条例ということですが、この名称については、またこれに類する名前ですね、名称、これはほかの自治体に例があるのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

それと、市の政策的事項や行財政制度に関してすぐれた見識を有する者ということで、地方自

治を専門とする学者、大学教授等の選任は考えているかという私の質問なんですけれども、実は朝日新聞の23日付で、もう既に書いてあります。戦略会議は、筑波大学名誉教授ら学者15人で構成するというふうになっておりまして、この前の廣瀬議員の質問に、市長は、筑波大学の中村紀一さんという名前がその候補に上がっているというようなことを言うておりますので、この点について、この方の経歴も含めてお答えいただきたいというふうに思います。

以上2点。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

何点かご質問ございました。

まず、再提案の議案の関係でございますが、これにつきましては人件費ということで、現在、総務部で調整して、提案できるような形で再調整をしておりますが、議会の会期日程を見ますと、現在決まっている日程では、あすまでが委員会で、その後の本会議は9日というふうなことでなっておりますので、現時点では、9日の本会議に合わせて提案しようということで考えておりますが、議会の日程の変更等ございましたら、それに合わせられれば合わせたいというふうなことで考えております。

それから、議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議の関係でございます。

これにつきましては、現在情報収集している中では、県内では確認はされておられません。ただ政権交代後、全国的に見ますと、幾つか事例がございます。そういう中で、私ども参考にしておりますのは千葉県の市川市で、市川市戦略会議条例というのが22年6月に制定されておりまして、10月から稼働している状況のようでございます。さらに、滋賀県の長浜市で新市政戦略会議というのがございます。これにつきましては内部会議のようございまして、22年4月から運用がされているような状況でございます。

この中で、市川市の内容を確認しておりますが、市川市の市政戦略会議のねらいと申しますか、ポイントとして3つほどあるようございます。1点目としまして、任務の拡大というようなことで、市川市につきましては、行財政改革審議会を新たな形で継承し、発展的に市政戦略会議に改正した内容でございますが、任務の拡大ということで、市の重要施策に関する事項についても調査・審議の対象としたというようなことで、これまでより、より幅広い分野について施策、政策を審議し、政策とのすり合わせを行う役割を果たす、そういうのが一つねらいだそうです。

さらに2点目としまして、迅速性ということで、通常審議会では諮問、答申というふうな形で行いますので、内容によりましては長期間を要するというところがございますが、通常諮問、答申の手段の方法のほかに、市長の求めに応じまして意見を述べるように改正したというようなことで、1点、2点については、本市の条例についても、そのような趣旨で新たに構成した内容でございます。

さらに3点目としまして、柔軟性というふうなことで、幅広い分野を調査・審議の対象とするということで、専門性を要する事項あるいは多くの事務量が見込まれる事項等につきましては、通常委員のほかに、審議内容に応じた臨時委員を委嘱することができるようにしたということで、こ

れにつきましても、本市の条例についてその趣旨を含めている内容でございます。

さらに2点目でございます。地方自治を専門とする大学教授等の選任につきましても、今質問の中でもございました。この前、市長のほうからお答えをしていると思いますが、筑波大の社会科学系の教授というふうなことで、現在は名誉教授になられております。行政学が専門分野の一つと聞いております。つくば市のオンブズマンの代表をされた経歴があるようでございます。

それで、先ほどご案内のように、新聞記事等にもございますように、現在、つくば市の行政経営懇談会の座長をされている方を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

名前が中村紀一さんという方ですかということをおっしゃったんですけども、名前が確認できていませんので、その方だと思うんですけども、その点を確認したいと思います。

オンブズマンというのは、行政オンブズマンじゃないですか。恐らくつくば市で行政オンブズマン、いわゆる市民オンブズマンじゃなくて、行政オンブズマンを経験された方なんじゃないかなというふうに思いますけれども、それも確認したいと思います。

それと、市長が廣瀬議員の質問に答えて、予備的段階で2回ほど実施をしているというふうな発言をされているんです。私のメモが正しいかどうか、ちょっとわかりませんが、そういう意味では、まだ条例ができていませんよね。その前に、その予備段階で2回実施するということは、もう既にその委員になる15人のメンバーのうち、何人か、もう既に内定しているということなのかどうか。その点も確認したいと思います。

それと、今、千葉県の市川市の戦略会議の名称に近いところがあるかなということでの説明がありました。それから滋賀県の長浜町ですか、市ですか、その資料がありましたら、その資料も提供していただきたいというふうに思います。その点についてお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

中村先生についてですが、多分行政オンブズマンだと思うんですが、つくば市と深くかかわっております。現在、公室長が言ったように、事業仕分けなんかをやっている機関がつくば市にあるんですが、その座長を現職で今やっています。ですから、向こうと兼務でこっちをやってもらうような方向で今進んでおります。

2回ほど予備的に会議をやっております。1回目は戦略会議についてどういうふうに運営していったらいいとか、その性格についてまだ固まっていない段階で、その戦略会議のあり方等についても含めて議論した経過があります。2回目の会議については、事業仕分け等もやっていただくということで、事業仕分けの勉強を8名の方ですか、中村先生を含めて8名の方で事業仕分けの勉強会みたいなものをやりました。まだ制度化されておられませんので、メンバーの方は全く私の、ある意味では私的な相談相手みたいな感じでございまして、もちろん制度上のものがないわけですから、旅費、報酬等についても何ら規定がないものですから、支払ってはおりません。

無報酬で集まって相談会をやっていると、こういう段階であります。

市川と長浜の例については、公室長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまのご質問の中で、何点か市長のほうからお答えを申し上げました。その中で、先進地で市川市等の参考資料というふうなことでございます。これはちょっと部数といいますか、ありますので、後ほどコピーしてお渡しするというところでよろしいですか。

[佐藤議員「はい」と呼ぶ]

○市長公室長（塚野 勇君）

ということで、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

市長が2回やっているということ、私のメモが間違いなかったんですけども、やはり、条例制定がされる前に、ボランティアであれ、もう既に8名の委員さんが内定しているというふうになってしまっているというのは、ちょっといかなものかなという感じがするんです。何回も走り過ぎていてというふうなことを言っていますけれども、やはりそういう点では慎重にやるべきだと。つまり、条例制定をしてからでも、そういう会議というのは遅くはないというふうに思いますけれども、条例制定前に2回ほど開くということについてのご見解を最後にお聞きしたいと思えます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あくまでも予備的なものでありまして、ただ今回、新たに条例制定をお願いするというのは、当初の戦略会議の中で、当初私の構想にあったのは、市の総合計画にはかかわらない、いわゆる制度的にはかかわらないという頭でおったわけです。いろいろご相談を申し上げている中で、現在総合計画審議会というのがあるわけではありますが、その総合計画審議会、いわゆる法に基づくものでありますから、総合計画の審議を二本立てでやるということについて、やはりダブリが出るんではないかと、戦略会議と総合計画審議会のダブリが出るんではないかと。整合性の問題もありますので、総合計画審議会の機能を戦略会議の中に取り込んでしまおうという発想に発展してまいりました。

そういう中で、正式に条例化をして、総合計画審議会を、同時に今回の条例案によって廃止をするわけでありまして。それで、総合計画の正式な審議機関としての機能も戦略会議で持つということでもありますから、きちんと報酬等も含めて、条例として法整備を図っていきたいと、こういうことでもあります。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほかの質疑はありませんか。

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

市長にお尋ねいたします。

この77号議案、市政推進戦略会議、今、佐藤議員のほうからも、その構成メンバーについてのご質問があったようですが、重なる部分もあるかもしれませんが、また違った角度からお伺いしたいんですが、どういう基準でその方たちをお選びになったのか。

先ほどの市長のご答弁の中に、市の総合計画審議会、これと一緒にするというふうな方向のようですけども、これ市長から出されております条例案を見ると、総合審議会の条例案、ちょっと今、すみません、読んではいないんですが、会長及び副会長1名を置き、いずれも市長が指名するというんですね。

この間の全員協議会でも、市長本人の独断と偏見でやるんだということをおっしゃっておられましたが、まさにその独断と偏見、お隣の北朝鮮や中国の人民会議のような、そういうふうな会議になってしまうのではないかと。ちょっと非公式にやられた会員の名前等を見てみますと、非常に偏っているんですね。市長が当時、会長を務められていた元気にする会のメンバーがほとんどだと。それと、大変失礼な言い方かもしれませんが、町議会または市議会に立候補されて落選された方と、いわゆる市民からノーとレッドカードを突きつけられた方たちも入っているということのようですけども、その基準を、市長、お答え願いたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

総合計画戦略会議の委員を市長が任命するということでもありますか。会長、副会長を市長が任命するという、これは、独断と偏見ととらえるかどうかは、ちょっととりようだと思うんですが、文書にはこう書いてありますが、戦略会議の委員さんのご意見を伺いながら、会長、副会長は選んでいきたいと思います。

どういう基準でというご質問であります。先般もお答えしましたけれども、なるべく戦略会議の常設される委員さんは、市のいろいろなほかの、例えば区長さんであるとか、議員さんであるとか、いろいろな役職者とのダブリが、たびたびこの議会でも、ないようにという話がありますよね。

そういう中で、なるべく市にかかわる団体等にかかわりのない方で識見を持っている方という基準で、選ばせていただきました。それと市の外部の方も何人か、三、四人いるわけですが、まだ今の段階では8人でとりあえずいるわけでありまして。あと2名、今、追加を考えておりますが、例えば区長、会長とか、議員さんは議会のほうで審議できますからいいんですが、商工会長であるとか、JAの組合長であるとか、そういう人を適宜加えられるように、審議に参加できるように臨時委員ということで、そういった方々を対象に、臨時委員の枠もつくっております。

あとメンバーが議会被落選した、レッドカードを突きつけられたという方がいるのではないかと。というご指摘であります。そういう方も実際にいるわけでありまして。現に私はレッドカードは何

回も突きつけられておりました、たまたま出島村長と今回かすみがうら市長ということでグリーンカードになったわけでありまして、レッドカードが突きつけられたから全部だめということでは決してないわけでありまして、グリーンカードの方はここに皆さんいらっしゃるわけで、いろいろ審議をいただいているわけですから、それは両方いてもいいと思います。そういうことであります。よろしくお願ひします。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

今、市長のご答弁を聞いて、がっかりにもあきれました。これ、まして条例で出しているんですよ、市長。先ほども言いましたけれども、この条例の第5条、読んでみますと、戦略会議に会長及び副会長を1人置き、いずれも市長が指名するということになっているんですね。今の市長のご答弁、何ですか。ここには書いてあるけれども、実際にはこの協議会の人の中の委員で決めるんだと、互選で決めるんだと。こんな適当な条例案を出して可決してくれなんていうのはほとんどないですよ。余りにも議會を愚弄している。違いますか、市長。

今の市長がおしゃべりになったことは、すべて會議録に残るんです。まして条例は、印刷物となって市民全部が見るんです。言いませんでしたか、市長。こんなことで、幾ら自分の発案だ、いいことだと言ったって、認めるわけにはいきません。そんな適当な答弁じゃ通用しませんよ。どうしますか、これ。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ご判断は皆さんにお任せいたしますので、どうぞやってください。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

市長ね、条例はともかく、私も感情的になりましたけれども、やることはいいことなんです。この政策會議にしる、何しろ市長の発想はすばらしいことなんです。私も賛成なんです、やり方は。だけれども、組み立て方が違う。まず本当にこの市を考える、市長が自分の周りの土台づくりというふうに私はとらえていますけれども、違うんです、本当に市を考えるのであれば、公募しなさいよ。片や市民に広く聞くんだって住民投票を呼びかけておいて、それでこういう會議をつくるのは自分の独断と偏見で決める。ゆがんでませんか、考え方が。市長、筋が通らないですよ。

だから、いいことなんだから、もっと市民に広く周知して、その中で、よしおれもかすみがうら市のために発案あるんだと、言いたいことがあるんだと、そういう方を掘り出しましょうよ。そういう會議にしたらいかがですか、市長。こんな思いつきやひらめきでやられては困る。ましてや条例などがちゃんとつじつまが合うように、その答弁はないですよ、失礼ですよ、議員20人もいるんですから。もう少し熟慮して、任期4年間あるんですから。4年間のうちに自分の周りの土台をつくってくださいよ。そんなに、だれでしたか、一夜城でつくったお城もあるようです

けれども、そういう城はすぐ壊れますよ。建物は土台からです。土台からやりましょう。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いずれにいたしましても、一たん出したものでありますから、審議をいただいて、もしそういう点で修正して認めようということであれば、ご相談にも乗りますし、会長の指名の点についてだけであれば、ご相談にも乗ってみたいと思います。そういうことであります。

○議長（桂木庸雄君）

そのほかの質疑はありませんか。

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

小座野議員が言っていること、もっともであります。市長ね、今、民主主義国家なんですよ、日本は。だから、市長が委員会をつくって指名をするなんていうのは、これはファシズムなの、ヒトラーと同じ。ヒトラーは独裁政治をするために自分の部下を、秘密警察を使って、そして自分の偏見と独断を通してきた。スターリンも同じだ。スターリンは3,000万人を殺して共産主義の思想をつくり上げた。今、ヒトラー見てくださいよ、ロシアに行って、どこにでもあの大きいヒトラーの首玉、ずり落とされて赤の広場にあるんですよ、どこでも。

そういう独裁的なことじゃなくて、民主主義国家なんですよ。もっと小座野氏が言っているように幅広くやって、そしていいことはやる。しかも、条例で委員長は市長が決める、これはみんながだめだらやっぺなんていう簡単なことでは、本当に議会を侮辱している。もっときちんとした条例を出すべきだと私は思うんですけれども、どうですか。独裁の政治のあり方とは。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大変いいご提案だと思いますので、今申し上げましたが、修正についてはやぶさかではありませんので、ご相談に乗らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[「どっちがご相談に乗るんだ」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、相談してくれ、相談してくれっていうんで、そういうことでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

そのほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について、議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置についての2議案の審査につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託い

たします。

次いで、お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時49分

再 開 午後 3時55分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第5、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員会の開催及び議事整理のため、あす12月1日から12月8日までの8日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異議がありますので、お諮りいたします。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

先ほど私が質問しましたように、8日まで休会となると、9日の最終日に提案がされて、そこで審議して、委員会も付託もしないで採決というふうになってしまうと問題だというふうには、私は述べたんですよ。ですから、全員協議会で、前日という話がありましたけれども、8日という。できれば私は7日ぐらいにやっただいて、そんなに大した議案じゃないんですよ、件数は。でも、そうすれば1日で、すぐ議事録もできますから、そうすると9日の審議と採決という形ができると思うんですよ。そういう執行部の努力も重ねてやらないと、この瑕疵ある議決をしてしまったわけですから、我々はそういう意味では執行部に貸しがあるんですよ。ですから、きちっと8日までという、休会じゃなくて、少なくとも前日7日ぐらいには出していただきたいというのが、私の要望です。

○議長（桂木庸雄君）

それはこちらでも考えておりましたが、それはそれとして、そこにただし書きが入ります。

異議がありましたので、採決をいたします。

12月1日から12月8日までの8日間を休会にいたしたいと思いますが、賛成の方は起立をお願い

いします。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数で、休会と決定いたしました。

なお、議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができるという規定がありますので、申し添えておきます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、12月9日午後2時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

この後、常任委員会の会議を開く際は、総務委員会は会議室、産業建設委員会は第2委員会室でお願いいたしたいと思います。

本日はご苦労さまでした。

散 会 午後4時00分

平成22年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第6号

平成22年12月7日(火曜日)午前10時06分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	12番	和田正美君
2番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
3番	加固豊治君	14番	矢口栄造君
4番	古川誠一君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
11番	矢口龍人君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員

5番	井坂悦司君	10番	小座野定信君
----	-------	-----	--------

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第6号

日程第 1 議案第86号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第4号)
議案第87号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第88号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第3号)

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第86号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第4号)

議案第87号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第88号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第 2 休会について

開 議 午前10時06分

○議長(桂木庸雄君)

それでは皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は18名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、5番 井坂悦司議員の家族の方、10番 小座野定信議員より欠席の連絡がありました。ご報告いたします。

これより、ただちに本日の会議を開きます。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

次いで、諸般の報告を行います。

本日の会議は平成22年12月3日に市長から追加の議案が提出されたため、会議規則第10条第3項の規定により、開くこととしたものでありますのでご報告いたします。

日程第 1 議案第86号ないし議案第88号

○議長(桂木庸雄君)

日程第1、議案第86号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第4号)ないし議案第88号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)までの3件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長(宮嶋光昭君)

おはようございます。ただいま上程されました議案第86号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億1298万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を155億8016万2000円とするものです。

内容につきましては、かすみがうら庁舎関連施設の解体工事、並びに新型インフルエンザ対策として市内保育所の感染予防対策及び予防接種の一部助成に要する経費を計上したものです。

次に、議案第87号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、平準化債借入れ限度額の確定に伴う地方債の補正を計上したものであります。

次に、議案第88号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8594万8000円とするものです。内容につきましては、施設の老朽化に伴う修繕費を計上したものであります。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

6番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

第86号の一般会計補正予算（第4号）で、霞ヶ浦庁舎関連施設の解体事業ということで6000万円計上されておりますが、この旧図書館等解体工事、多目的会館も含めてということを知りましたが、これは霞ヶ浦庁舎関連施設解体事業の中に入っていたのかどうか記憶にないのですよね。これは当初からそういうふうになっていたのかどうか、これをお尋ねします。

それと、農林水産費における土地改良事業補助金の126万4000円というのは、内容は何か。また子どもの森づくりの推進事業というのはどういう内容なのかということです。

議案第87号の下水道特別会計補正予算（第3号）では、一般会計からの繰入金を減額して起債をしております。今、市長が借入れ限度額の確定に伴うものだというふうにおっしゃったのですけれども、その意味も含めて、下水道事業の起債の元利償還事業との関連も含めてお尋ねしたいと思います。

それから、第88号の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）ですが、修繕料、これは施設が老朽化したので300万ほどの修繕だということをおっしゃいましたので、この場所ですね、それから老朽化というのはどのくらいのタイミングだったのか、どのくらいの期間なのか、あとその後、老朽化ということは続けてそういう事態が今後とも予想されているのか。何で今回修繕料が、突然老朽化ということで補正になったのか。老朽化というのは、大体ある程度の期間がありますよね、そうしたら当初予算に組まれるべきなんですよ。それが突然この12月に、老朽化ということで出ていますので、何らかの突発事故があつて問題が起きたのではないかと、老朽化、一般論ではないんじゃないかなというふうに思います。それと公債費の起債元金償還事業について伺いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えいたします。

霞ヶ浦庁舎の関連施設の解体事業の関連でございますが、当初予算におきましては、旧霞ヶ浦

庁舎と関連します旧図書館等ということで、図書館と美並地区公民館、多目的会館の設計委託ということでの予算を計上しておりました。今回、ただいまご質問にありました補正の関係でございますが、今年度の中で旧図書館、美並地区公民館、多目的会館をあわせて解体をするということで、6000万円の補正を計上させていただいたところでございます。

[佐藤議員「当初から入っていたのですか」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

当初は設計の委託費のみです。計画は当初からそういうことで、その3つの施設も今後解体しようということでの考えはございましたが、当初……

[佐藤議員「入っていなかったんでしょう、だから。」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

当初、予算には入っておりません。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

土地改良補助金の126万4000円、それと子どもの森づくり推進事業についてでございますが、初めに、土地改良事業補助金につきましてお答え申し上げます。

牛渡の外葉土地改良区ほか4土地改良区を行う井戸ポンプの交換、それと河川の流れをとめまして、ポンプアップして、各水田に配水するゲートの改修工事がありまして、合計1264万円の10%に当たる市の補助金でございます。126万4000円、県は37.5%、474万3000円の補助金がございます。

それから、子どもの森づくり推進事業でございますが、宍倉小学校と新治小学校における緑の少年団が行う事業を支援するものでございます。事業費はそれぞれ50万円で、社団法人緑化推進機構から交付されることになってございます。

事業内容は、宍倉小学校は看板作製、ベンチやテーブルの設置、遊歩道の整備でございます。新治小学校は学校林遊歩道の整備、ベンチや平均台等の木製施設の設置、並びに植樹等でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、議案第87号の下水道事業特別会計に係る補正予算でございますが、これにつきましては、今お話ございましたように、借り入れ枠の拡大というようなお話、それからそれにかかわる起債というような内容でございました。今回の補正につきましては、平成22年度当初予算において、確定がされていなかった額の補正ということになるわけでございますが、平成21年度に借換債の承認を、現在までの借り入れ機関、借り入れ先ですね、から得まして、その後金融機関

の見積もりをいただき、借り入れの利率を決定し、額が確定をすることによりまして、今回の補正に至ったという状況でございます。

この制度につきましては、先行投資が多額となる下水道事業の性格から、世代間の公平を図るため、起債の償還費について起債をすることにより資本費負担を後年度に繰り延べて、現在の財政負担を軽減することを目的としているものでございます。資本平準化債の発行可能額については、元金償還費総額から減価償却費を控除した金額となるわけですが、現在の本制度の借り入れについては、平成17年度より行っているものでございます。

なお、借りかえによって軽減される償還金でございますが、今回の借り入れにおいて軽減される金額は、元金については一部増額となりますが、利子において軽減をされるものとなっております。

平成22年度についてでございますが、財政融資資金の面では、元金について254万7413円の増ということになります。利子において493万4925円の減額ということになり、差し引きで238万7512円の減額ということになります。同様に還付資金においても、411万8481円というような減額がされ、軽減が図られるものとなります。

次に、議案第88号の農業集落排水事業の特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

ご質問にございました当初に予定されなかったのかと、それから今後も同様に起こることがあるのかという状況でございますが、修繕費の内容については、現在ある処理施設については、それぞれ10年以上経過している状況が大半でございます。そういうことから、毎年当初予算でもって、維持管理費用を計上させていただいている状況でございます。そういった10年以上の施設ということでもあり、毎年補修工事以前に毎月メンテナンスを行い、大きな工事にならないように配慮をしているところでございます。ですが、そういうメンテの状況の中で、細かい修理等を行っているわけでございますが、今回の補修の内容については、そういった状況の中から急遽使用不能というような状態に陥ったということもありまして、補正をお願いした内容でございます。

この補修内容でございますが、現在ある処理場の中の1点は大和田処理場の回分槽ブローというものがございます。これも10年以上経過をし、オーバーホールまではしていなかったために、異常な音が発生しているということから、オーバーホールをすることになったものでございます。

それからもう1点は、上稲吉地区の処理場でございますが、これにつきましてはスクリーンのし渣脱水機というものがございますが、これにかかるギアとベアリングの磨耗損傷ということで、基本点に負荷がかかってしまい、モーターが運転不能となったために修繕をするものでございます。

それからもう1点、千代田東部地区の処理場については、微細目のスクリーンというものがございますが、これの過負荷により運転不能というような状況になってしまいましたので、工事を行うものでございます。

さらにもう1点、これは先ほど申し上げました大和田地区の処理場と、それから千代田東部地区の処理場の中継ポンプ場があるわけでございますが、そのポンプについて通常は2台の交互運転をしておりますが、そのうちの1台が、絶縁抵抗値がなくなってしまい、現在1台で運転をしております。そういったことから、その残る1台が不能とならない前に、もう1台のポンプを交換工事するという計上をさせていただいたものでございます。

それから、公債費に係る部分につきましては、今申しあげました公共下水道の事業に係る借りかえというような状況と同様の内容でございます。そういうことで計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

霞ヶ浦庁舎建設というかそのときに、当初そういう項目にはなかったということは確認できますね、じゃね。途中で図書館及び美並公民館でしたっけ、多目的、それについて、それが追加になったという認識でいいのかどうか、それをちょっと確認させてください。

それと、農林水産のほうで、子どもの森づくり推進事業というのは、国の施策なんじゃないか。国のほうでそういう施策があって、森林を持つ小学校というか、そういうところに補助金を出して、その事業を推進させると。だからそういう森林を持っている小学校、新治小学校は森林を持っていると思うのでね、森林を保有している。宍倉もそうなのかどうか、わかりませんが、そういう意味では、子どもたちが常に森林と接触しているそういう地域がある小学校を対象にしてこれが行われた。その補助金の裏づけは緑化推進機構か何かですね、これは恐らく農水省の外郭団体だと思うのですけれども、そこからの補助金で事業を起こすと、国の政策としてやられたのかどうかですね、その点を確認させてください。

それから、87号のほうですけれども、借りかえをするということですね、何か利率が下がるわけですか、ちょっとこういう質問を私も前から出していますから、そういうときには資料をちゃんと準備しておいてもらいたいのですね。しゃべったって書けませんよ。読み上げるのは簡単ですよ、資料があるわけでしょう。突然つくったわけじゃないですよ、もう随分前に出していますから。11月22日に出しているんですよ、質問は。そういうことで、ちゃんとそういう、わかるように資料はつくって、そしてそのお手元の資料に基づいて説明しますというふうにやったほうが、合理的ですよ。わからないんですよ、だから。元金は余り減らないが利子が軽減されるとかね、そういうようなことを言っていましたよね。それと、前にちょっと聞いたときに、加茂の工業団地の、今大きな事業をやっていますよね。1戸当たり1000万ぐらいの大きな事業を、こういう下水道事業。これにかかわるものだというふうに言っていたのですけれども、その点はどういうふうになっているのか。この前そういうふうにおっしゃっていたので、加茂分区って言ったっけ、あそこの事業の中の借金というか、地方債というか、それに限定したものかなというふうにとらえていたのですけれども、そうではないということなんですか。平成17年からどうのこうのって言っていますからね。今回の、22年度の問題、21年から22年に始めたと思いますけれども、これとの関係がよくわからないのです、説明では。それをちょっと整理してもう一回お答えください。

それと、私、追加で質問しますよって、準備してくださいというふうに言った件なんですけれども、これも一般質問で借金の問題を言いましたよね、下水道の、1戸当たりの、かすみがうらの借金は、建設費の借金は幾らなのかというのを言いましたよね。旧霞ヶ浦は236万で、旧千代田は68万ですよ。ただ、それ以降は千代田と霞ヶ浦は分かれていないで、かすみがうら全体に

なっているのでわからないのですよ。ですから平成21年度末ではどのくらいなのか、金額が、旧霞ヶ浦地区では、旧千代田地区では幾らなのか。そうすると1戸当たりどういうふうに変わってきているのか、その点についてお答え願いたいと思います。

それと、今農業集落排水事業の問題も同じですね、物すごい細かく言いましたよね、処理施設は10年以上経過していると、維持管理費は計上しているけれどもメンテナンスをして、今回メンテナンスをしている中で、この使用不能というか、トラブルがあって、オーバーホールをしなければいけなくなったみたいな話をしていますから、そういうのもやっぱり資料として提出してもらったほうがいいですよ、わかりますよね。あと書き取れないですよ、物すごく、多いですから、余りにも。総額が何か300万ぐらいでおさまるのかなと、今の話を聞くと。300万でおさまるのですかね、というふうな疑問が逆にわいたので、その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

旧図書館等ということで、この旧図書館と美並地区公民館、多目的会館については、当初予算の時点においては、設計委託費のみを計上しておりまして、今回の工事請負費についてはその3カ所の解体工事ということで、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

先ほど佐藤議員さんの言われましたように、この事業の目的は青少年の森林や自然への関心を深め、森林環境教育や自然体験活動の促進を図るため、緑の少年団の所在する学校の校庭や校舎、学校林等に、緑の少年団の環境教育に必要な森林等の環境を整備する事業に対する補助を目的としてございます。財源につきましては、森林湖沼環境税が使われて、10分の10というような補助率でございます。先ほど申し上げましたように、社団法人の茨城県緑化推進機構のほうから補助が流れてくるというようなことでございます。茨城県の単独の事業でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

大変説明不足の点もあったかと思えます。また資料としてというお話がございました。細かい数字等が多く含まれておりますので、改めて資料として提出をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、利率のお話がございました。現在資本費平準化債という制度から借りかえを行った場合

の利率の状況でございますが、利率が下がるということになります。それからその借りかえをすることによつての元金と利子の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、元金については若干の増額になるわけでございますが、それ以上に利子が減額ということになることから、軽減をされるというような説明を申し上げたところでございます。

それから、借りかえをした際の事業費の歳出ということになるかと思いますが、22年度の事業費として起債をするということになってまいります。また借りかえをした際の内容につきましては、平成3年度以前のを借りかえをし、今回の枠の拡大になり、起債をするということになるものでございます。

それから、1戸当たりの起債に係る金額というお話でございました。現在特環、それから流域特環というような中で、下水道の整備を進めているところでございますが、区域内の戸数全体で1,514戸でございます。現在の、21年度末での状況ということでお話をさせていただきますと、まず千代田地区につきましては、公共下水道事業について1戸当たりの起債額59万9419円、それから農業集落排水事業については1戸当たりの額が190万3756円というような状況でございます。

また、かすみがうら地区につきましては、公共下水道にかかわる分で1戸当たり57万4589円、それから特環公共下水道事業については263万782円、また農業集落排水事業については87万8793円というような状況でございます。

なお、これらの内容につきましては改めて資料がございますので、後日提出をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

山中総務部長ね、今年度の話をしているんじゃないかと、霞ヶ浦庁舎建設当初のときにはこれが入ってなかったんじゃないですかということを、私言っているのですよ。当初そういうふうなのは入ってましたっけ、当初の計画、当初だよ。22年度の話じゃなくって、当初の、霞ヶ浦庁舎の建設のときに、この解体工事の中に、これが入ってましたかというのを確認させてください。

それと山口部長のほうは、これは県の事業、いわゆる森林湖沼会議、だから1人1,000円ぐらいでしたっけ、そういう税金が取られています。その分の、茨城県独自の事業だということですか、その点を確認させていただきたいと思います。

それとあとは資料のほうね、よろしく願います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

霞ヶ浦庁舎の関連の解体ということで、それが含まれていたかという、当初ですね、それは旧霞ヶ浦庁舎の移転に伴う時点でのということだと思いますが、それらについては、旧霞ヶ浦庁舎と、含まれておりましたのは旧図書館でございます。その後新庁舎の移転に伴いまして、教育委

員会等の部署が移転になってきましたので、それらについても一緒の時期に解体をしようということで、今回含まれております解体工事3つ一緒にということで、実施をするものでございます。以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

茨城県の事業かというようなことでございます。森林湖沼環境税、これ茨城県の、単独の税金でございまして、この事業の財源にはその湖沼環境税が使われているということでございますので、茨城県単独の事業というようなことで認識してございます。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

そのほかの質疑はありませんか。

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

教育委員会の学校林については、大変いいことだと思っているのですがけれども、新治小学校の問題について、学校林があって、弁天池がありまして、非常に環境はよくなるのですがけれども、人の往来が向こうから入る、私は安全対策の問題が先決ではないかなと、毎々一般質問でも言っておりますけれども、そういうことで、教育委員会では森林公園の整備と絡んで、安全対策ですね、それはどのようになっているかお答えをいただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、お答えをいたします。

今回の補助の内容、そしてさらにその活動も含めました内容につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますが、それと関連して、安全面の整備はどうなっているのかというようなお話でございますが、現在のところ具体的な計画はございません。以前、かなり以前ではございますが、議員さんからお話をいただいたというのは聞いてございます。大変学校としては広大な学校林を所有しておりまして、非常にこれまでの経過の中では、難解な問題だというふうに聞き及んでおります。つまりそういうことがあったというようなことを前回、前々回の事務の中に記載がございました。したがって、現在のところでは先ほど述べましたように、具体的にそのフェンスをやるとか、フェンス以外のさくを設けるとかという内容につきましては、具体化されていないというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

森林公園を整備しても、グラウンドにきちんとしたさくがなければ、痴漢が入ってきちゃうん

で、特にあれはインターのそばですから、特に危険度が多いので、その整備を兼ねてやらなければ、だめなんではないかなということを行っているわけなんですけれども。広大だから安全はどうでもいいという話ではないと思うんだよね。今聞いていると安全は第2だと、どうでもいいんだというような話に聞こえますから、もうちょっと賢明な答弁をお願いしたい。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

ただいまお話ございました、決して安全面を阻害している内容ではございません。昨今の社会情勢からしても、大変安全面というのは重要な問題だというふうに認識をしております。本日突然なお話ではございましたが、ひとつ議員さんのご提案、そういったものも今後は注視をして、どのように対応するかは考えていかななくてはいけない問題というふうには認識をしておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに質疑はありませんか。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

ちょっと簡単にお伺いします。

その前に補正、追加提出になっていたのだけれども、私ちょうどそのとき休んで、びっくりしたのですが、否決になっている問題で。こういう問題は議会としても執行部にしても、修正でやれば一番簡単なのに、なぜこんなことやったのかなと思って、これ参考までに。

解体工事の関係なのですが、解体工事の関係で、産業廃棄物の排出者はだれになりましょうか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

解体工事に伴う産業廃棄物の排出ということで、これらについては現在まだ入札は行っておりませんが、請負業者だと思います。その中でそういう許可を取得している方が搬送するというところで考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

それは理解できるのですが、例えば下請業者がそれをやったときにどのようになるか、排出業者がね。お伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

下請業者の関係につきましても、金額等によりましてそういう関係が出てくると思います。それらの関係につきましても、収集運搬業務の資格が必要になってくると思います。そういう産業廃棄物の運搬業務を行うことが可能な業者ということで考えております。

以上でございます。

[栗山議員「収集運搬の関係……」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

これは実際にまだ契約をしておりませんが、基本的には元請が行うというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

基本的に考えていますというけれども、これは元請業者が排出業者になるわけですよね、これははっきりしているのです。そうしたときは、マニフェストはどういう形で出されるのでしょうか、一応参考までにお伺いします。

以上。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

いろいろな解体に係る業務にはございます。ただいまのご質問にありましたような部分、そのほかの部分もございますが、そういうものについては、今後入札の関係でもどういう業者がということで、まだ決まっておきませんので、それらについては設計書の中で確認をさせていただきながら進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

そのほかの質疑はありませんか。

答えが違うの。

[栗山議員「答えじゃない、マニフェストってどうなるのかって聞いているんだもの、そんなもの簡単でしょう」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

一般会計の補正の関係で、86号ですか、補正のほうの予算のほうでちょっと聞きたいのですけれども、これ教育関係のほうなんですけれども、あじさい館の管理事業ですね、これ既に補正に上がっていて、空調関係の改修工事、載っていますよね。既に市長から言えば、あれはNPO法人に任せるとか騒いでいる中で、この改修工事の年限が来て、来た機械が工事なされるのか、これが1点ね。

あと1つ、農地関係の補助金ですね、補助金も確かにいいのですけれども、前にも進められて、

一つもまとまりつかない、まとまりましたという報告もなされない状況下が、いまだかつてあると思うのですよ。それはかん排事業と言いまして、水利団体をつくりまして、それで補助金をもらった、4億、5億といった多額の金で、それが補助金に対してのまとまりが、水利組合としてなされたことが、完全に行った経過があるのか、これに対して2点ほど伺います。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

ただいま質問がありましたあじさい館の管理費の内容でございますけれども、空調機器改修の設計委託並びに改修工事という内容でございます。この内容につきましてはあじさい館の図書館の部分のエアコンが、この夏の猛暑の影響もあったかと思えますけれども、故障してしまったということで、急遽冷暖房ユニット一式交換という改修工事をする内容でございます。年限につきましては、設置、あじさい館建設以来でございますので……、年限というのはエアコン部分の年限がという、部分的にということでございますけれども、基本的な部分、冷暖房ユニット、心臓部が故障したということで、冷暖房ユニットを一式交換という内容でございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

水利組合の事業の内容確認のことかなということでご答弁申し上げます。

それぞれ水利組合で事業を起こしてございまして、交付申請並びに実績報告等を確認して、交付要綱によりまして、補助金を交付しているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

空調関係のほうでまたお聞きしますけれども、今心臓部と言いましたよね、設計見積もりはどのようになって、どこが故障してどのようになったのですか、これが1点。

それから今、水利組合のほうで、まとまったかまとまらなかったということを私聞いているのですけれども、それは完璧に水利組合事業としてまとまった経過が、現在既に終わったのですか、水利組合として。事業をやった場合に、合併をするほかないですよ、水利組合としてね。その点について、合併した経過があるのかないのか、現在はまだそれを協議中とか。そうすると、今の関連事業の補助金の対象の、いろいろ関連しちゃうわけですよ。そちらで、よく言えばにせの申告とかね、なされた場合には。まじめにやる事業のほうでだめになるわけですよ。だから補助金のことに對して、私は言っているわけですよ。まじめにやるほうの補助金が、事業計画してやるほうでなくなる。片方は完全に終わった。そういうことで、今かん排事業に対しての水利用組合の何は一本化なされたのかと聞いているわけですよ。もしもまとまらないと、これが発覚した場合大変ですよ、4億の金ですから。水利用組合でなされたかん排事業はどのくらいかかっている

ますか、それもお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

ただいまどこが故障して、見積もりがどのくらいかということでございますけれども、先ほど申しました冷暖房ユニット、熱交換をするコンプレッサーを中心としましたその部分が修理不能ということで、交換の必要があるという内容で、見積もりについては業者等に現況を見てもらいまして、それを参考にしまして設計委託費、工事費を予算化をお願いするものでございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

2点ほどのご質問かなと思います。

1つは、土地改良区の合併、これはかねてから問題になっておりまして、一つの合併にして事務統合、あるいは人員の整理をしてというようなことがございました。これは霞ヶ浦地区のほうでございしますが、現在霞ヶ浦地区には大きな土地改良区が、霞ヶ浦土地改良区、あるいは東部土地改良区、一の瀬上流土地改良区、一の瀬土地改良区と4つの土地改良区がございします。一つの土地改良区にするというふうな話がございました。それで市が、あるいは町村が中に入りまして、調整をしているところでございしますが、それぞれの土地改良区にいろいろな問題、あるいは財産の問題とか賦課金の問題等がございまして、なかなか一つの問題にはなれないということがございまして、現在は事務の統合、一つの事務の統合というような形で、協議を進めているような状況下でございします。

それと、その土地改良区の水利費、あるいはポンプのくみ上げ料、あるいは電気料というようなことの質問かなと思いますが、現在手持ちに資料がございませんので、後で資料として提出申し上げますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございします。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

先ほど教育関係のほうで見積もりを出してくれって言いましたよ、私ね。見積もりというのは、何平米の能力で、どのくらいの能力があるというのは、何平米の能力、何キロワットとか、そういうことで、ただ見積もりを業者に依頼しましたからでは、この見積もりの概算が出ないと思うのですよ。何平米、能力、キロワット、それでメーカー、これが出て見積もりなんですよ。それを私は聞いたわけですよ。それ心臓部、どこの心臓部だって、重要な心臓部というのは、心臓って1つしかないから、コンプレッサーが心臓部だからね。そういうことを上げていないから聞いているわけですよ。

それに、土地改良区のほうの事業形態ですね、もう何十年も経過している、今でも問題があるというその問題点というのほどを指して問題点と言っておられるのですか、これをお聞きします。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

大変失礼しました。現在設置されております冷暖房装置と同等の能力ということでございまして、一式交換になります。冷房については冷却能力で118キロワット、暖房でも同等、加熱能力も同じように、118キロワットの能力を有する冷暖房装置一式でございまして。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

お答え申し上げます。

問題点といいますのは、それぞれの土地改良区の経営につきましては、それぞれ田んぼ、水田の所有者から賦課金をいただいて、それで経営しているかなと思います。その賦課金の額の差異があるというようなことも一つの問題になるかなと思います。それと土地改良区の財産のことが1つ大きな問題になるかなと思います。その財産の管理、あるいは統合で、合併がなかなか円滑に進まないのかなというふうにご認識してございますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

そのほかの質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第86号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）ないし議案第88号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの各議案の審査につきましては、お手元に配付してある議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

次いで、お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万一付託違いがある場合には議長において処理することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす12月8日は休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、12月9日午後2時から本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

この後、常任委員会の会議を開く際は、総務委員会は会議室、文教厚生委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室でお願いいたしたいと思っております。

本日はご苦労さまでした。

散 会 午前11時02分

平成22年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第7号

平成22年12月9日(木曜日)午後2時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	12番	和田正美君
2番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
3番	加固豊治君	14番	矢口栄造君
4番	古川誠一君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君
11番	矢口龍人君		

欠席議員

5番 井坂悦司君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第7号

日程第 1 議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について
議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について
議案第86号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第4号)

議案第 87 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 88 号 平成 22 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 2 請願第 3 号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願

日程第 3 委員会発議第 4 号 環太平洋連携協定 (T P P) への参加に関する意見書 (案)

日程第 4 発議第 1 号 かすみがうら市議会議員定数条例及びかすみがうら市議会委員会条
例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 77 号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について

議案第 85 号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について

議案第 86 号 平成 22 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第 87 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 88 号 平成 22 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 2 請願第 3 号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願

日程第 3 委員会発議第 4 号 環太平洋連携協定 (T P P) への参加に関する意見書 (案)

日程第 4 発議第 1 号 かすみがうら市議会議員定数条例及びかすみがうら市議会委員会条
例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 閉会中の所管事務調査について

開 議 午後 2 時 0 0 分

○議長 (桂木庸雄君)

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は 19 名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、5 番 井坂悦司議員の家族の方より欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

会議に入る前に、傍聴人に申し上げます。会議において傍聴人は、議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 77 号並びに議案第 85 号ないし議案第 88 号

○議長 (桂木庸雄君)

日程第 1、議案第 77 号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について並びに議案第 85 号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置についてないし議案第 88 号 平成 22 年

度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの5件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。

これよりかすみがうら市議会会議規則第39条第1項の規定により、各委員長の報告を求めます。

なお、各委員会の所属議員の質疑は認めないことといたしますので、ご了承願います。

最初に、総務委員会委員長 鈴木良道君。

[総務委員会委員長 鈴木良道君登壇]

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

総務委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成22年11月30日に付託されました議案第77号について11月30日に、平成22年12月7日に付託されました議案第86号について12月7日に委員会を開催し、それぞれに各担当部課長等の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第77号については否決すべきものと、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 石井幸雄君。

[文教厚生委員会委員長 石井幸雄君登壇]

○文教厚生委員会委員長（石井幸雄君）

文教厚生委員会の報告を行います。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告申し上げます。

本委員会は、平成22年12月7日に付託されました議案第86号について、12月7日に委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第86号につきましては全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を行います。

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成22年11月30日に付託されました議案第85号については11月30日に、また12月7日に付託されました議案第86号、議案第87号、議案第88号については12月7日に、各担当部課長等の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては全議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、議案第85号ないし議案第88号の審査の経過並びに概要については配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

また、会議録の作成作業後に訂正箇所が見つかりましたので、正誤表を配付いたしましたので、ご了承願います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で各委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第77号 かすみがうら市政推進戦略会議条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

よって、賛成の討論から行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第77号 かすみがうら市政推進戦略会議条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

会長及び副会長については、いずれも市長が指名するとしておりますが、これが即座に市長の独断として反対する理由とはならないと考えております。市長は、会議は公開が原則としているわけですから、審議内容が公開されていれば、市長による一方的な意見の押しつけはできないと

思いますし、仮にその事態があれば、その内容は市民及び議会には即座にわかることとなります。私は、問題があれば正していくことのほうが重要ではないかと考えます。

また、市長は全協でいつでも修正に応じるという態度をとっております。さらに必要であれば議会としてもこの件に関する特別委員会を設け、独自に審議して提案なども行っていくことも考えられるのではないのでしょうか。

今、市長は中学生までの医療費無料化などの財源を議会費や職員の人件費の削減に求める傾向があります。私は、事業計画の見直しなどによる財源の捻出が先決ではないかと考えます。戦略会議を設置することによって、新たな行財政改革への道、この展開を期待し、賛成討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第77号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第77号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、議案第77号は否決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論の通告がありますので発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について。

JR神立駅は、主にかすみがうら市の玄関口となっております。調査によれば、神立駅の駅勢

圏人口は平成17年現在で6万3830人であり、各市ごとの構成比はかすみがうら市が最も多く65%で、次に土浦市の28.4%、石岡市の6.6%となっております。また、平成21年度の乗客乗車人数は5,313人、乗降人員は1万467人となっており、合わせると約1万6000人が乗りおりしているということになります。

私は、神立、千代田工業団地及び旧出島村時代の天神工業団地、私はこの東京製綱の土浦工場に勤務した経験がありますが、特にこの多くの企業が誘致、進出を可能にしたのは神立駅があったことが大きな要因だと思います。その企業誘致によって、特に旧千代田町市街地での人口増加につながりました。また、首都圏と近いこと、本社が東京という関係にある工場にとっても神立駅があったこともあり、通勤圏として大きく拡大されました。乗降客の多さはこの関係が多いのではないかと考えます。さらに、優良企業の誘致による雇用の拡大と税収増も当市の財政に大きく貢献しているものと言えるのではないのでしょうか。その関係で、市街地に住む市民や首都圏に通勤している住民からは神立駅周辺整備が早くから望まれておりましたが、事業計画や地権者との関係でなかなか進まず、今日まで至っておりました。しかし、ようやく地権者の同意が得られ、当面は2.2ヘクタールという面積的には小さいものではあります。神立駅を核とした町並み整備のスタートが土浦市と共同して推進できることは、多くの市民が期待しているものと考えます。

両市の発展に寄与する町並み整備には、まず両市共同事業としての土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合を立ち上げることは必要であると考え、賛成をいたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

10番 小座野定信君。

[10番 小座野定信君登壇]

○10番（小座野定信君）

反対の立場より討論申し上げます。

現在、土浦・かすみがうら市土地区画整理一部事務組合の設置についてであります。十数年来、土浦、旧霞ヶ浦町、そして土浦市と3市によります合同の土地区画整理事業といたしまして、年間数十万円の負担金を十数年来払い続けておるところでございます。当初の計画では、神立駅東口まで含む大きな夢のあふれる計画となっておったわけでございますが、地域の住民の同意もとれず、縮小に縮小を重ねて、かすみがうら地域で約90アール、9反歩だけの区画整理、再開発ということになったわけでございます。

この事業の計画、また図面等を拝見いたしますと、神立駅前の道路が何百メートルかの区間で拡幅となるようでございますが、この事業に係る補償費、各土地所有者、建物所有者にかかわる補償費は10名足らずの人員の方のようでございますが、合計で10億円を超す莫大な一般会計の補償費となるということでございます。

我が市の将来を考えてみますと、やはり神立駅東側の開発が不可欠だということと私は思っております。神立駅の東側を見ますと、土浦市などとしたしましては調整区域であります。このかすみがうら市のほうは無指定、また市街化という区域に計画をしているわけですが、どうせこの区画整理事業を行うのであれば、市長の決断により土浦市との合併を強く希望なされているようでございますが、やはり神立駅の東側の調整区域を市街化区域、または無指定区域としなければ、

合併したとしてもかすみがうら市と土浦市との一体は図れない、そういう都市計画法上の問題も残っております。すなわち、この90アール余りの土地に10億円以上もの予算を一般会計から入れるということは、市民にどのような説明をするのか、またどのような経済効果があるのか、この議員で最後の議会となりますが、よくご判断いただいて、皆様のご賛同をお願いいたします。終わります。

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第86号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第87号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第87号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第88号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第88号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 請願第 3 号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、請願第3号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

これより会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を行います。

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、ただいま議題となっております請願第3号について、担当部課長等の出席を求め、11月30日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第3号につきましては、全会一致の採択を受けましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書案として提出することを決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第3号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

請願第3号 T P P交渉参加反対に関する緊急請願に対して、賛成の立場で討論に参加いたします。

T P P、いわゆる環太平洋戦略的経済連携協定であります。民主党政権がこの参加に向けた協議の開始を決め、大問題になっております。T P Pは、太平洋を取り巻く幾つかの国の間で例外なく関税をなくしてしまおうという内容であります。その結果、海外から安い農産物が入り、日本の農業は壊滅的な打撃を受けてしまうことは明らかであります。政府の試算でも、今の食料自給率が40%まで落ちているにもかかわらず、13%まで減ると報告されております。まさに壊滅的打撃であります。

茨城県は、農業人口全国第1位の県であり、農業生産高全国2位の県であります。この茨城の農業産出額は3分の1も減ってしまいます。茨城県の米は93%は破壊されてしまう。まさに美し

い水田がなくなってしまうということになるわけであり、農林漁業が破壊されると、関連産業も壊れてきます。地域経済が壊れ、そして雇用も壊れてきて、国土と環境も損なわれてしまうのではないのでしょうか。

この農業の問題は、農家の方々の問題だけではありません。消費者自身の問題でもあり、日本の国土を守るという点では日本国民全体の問題だと考えます。私たちは、ことしの夏、猛暑で野菜が高騰する状況を経験いたしました。世界でも異常気象、地球温暖化のもとで食料が圧倒的に不足し、飢餓人口が9億人を超えると報告されております。今や、お金を出せば幾らでも食料が買える時代ではありません。日本共産党は、一握りの輸出大企業のために日本の農業を売り渡すような売国の政治、亡国の政治に断固反対の立場から、TPP参加を阻止するために、さまざまな団体への申し入れや共同行動を行っています。

以上、私は今回の請願の趣旨に全面的に賛成であることを表明いたしまして、討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、請願第3号は委員長報告のとおり採択されました。

日程第 3 委員会発議第 4 号 環太平洋連携協定（TPP）への参加に関する意見書（案）

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、委員会発議第4号 環太平洋連携協定（TPP）への参加に関する意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しております。

したがって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明並びに質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認めます。

次いで、委員会発議第4号についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、委員会発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 発議第 1 号 かすみがうら市議会議員定数条例及びかすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桂木庸雄君）

日程第4、発議第1号 かすみがうら市議会議員定数条例及びかすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

17番 圓城寺正道君。

[17番 圓城寺正道君登壇]

○17番（圓城寺正道君）

ただいまより提案理由説明をいたします。

発議第1号 すみがうら市議会議員定数条例及びかすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

地方自治体は、首長と議会議員の二代表制をとっており、ともに住民を代表する長と議会が住民の信任を基盤とし、対等の立場で相互に牽制しつつ、均等を維持することにより、公平な権限行使の実現を目指しているものであります。しかるに議員定数は民主主義及び地方自治法の根幹をなす重要な機能を果たすものであり、単なる経費節減の観点からのみこれを論ずることは、必ずしも妥当ではないことは申すまでもありません。

しかしながら、昨今の社会情勢の民意の動向もかんがみ苦渋の選択として、我々としてはみずからの決意により議員定数を削減し、合わせて各常任委員会の委員定数を削減するものであります。

具体的には、本市の議会議員の定数を20名から16名に改正し、条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するという内容であります。また、委員定数の改定については、一般選挙の最初の議会の招集の日から施行する内容であります。議会は住民の年齢層、性別、職業、各地域から満遍なく選出された議員で構成されることが最も望ましく、単に人口規模によってのみ議員定数を論じるべきではないと考えます。

市長にあつては、民主主義の根幹を改めて再確認し、議員定数の議員構成については、真にどのようなべきか公平公正に検証し、基本的な考え方を整理することを強く求め、あわせて我が市がさらなる発展をしていくためには、真の地方自治のあり方を真剣に考えようとする市民の醸成を図っていただけることを願ってやみません。

最後に、本提案については大所高所の観点から議員11名のご賛同を得て提案するものであり、ご認識の議員の諸公におかれましては、議会を取り巻く厳しい環境を熟慮いただき、本提案にご賛同賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(拍手する者あり)

○議長（桂木庸雄君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第1号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

発議第1号 かすみがうら市議会議員定数条例及びかすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論に参加します。

平成18年第2回の定例会において、合併協議会で決めた新市の議員定数を26とすると、新市の2回目の議会の議員の選挙において、議員の定数について新市において検討するものとするという協議第45号がありました。しかし、その内容をほごにして議員定数を20名とする条例を強行し、削減した経過があります。定数は、少なければ少ないほどがよいというものではありません。

日本国憲法は、地方自治の仕組みを住民から直接選挙で選出された議事機関である議会と執行機関である首長によって行わさしめ、対等な関係にある同士の抑制と均衡、いわゆるチェック・アンド・バランスであります。これにより住民の権利を実現するという二元代表制を採用しております。執行機関である市長の権限が余りに強大になると、その正誤によって地方行政がゆがめられ、住民意思が十分に反映されなかったり、市民の人権侵害が発生するおそれがあります。市議会議員が市民生活の実情を踏まえ、多様な価値観、意見を反映させながら、本議会や委員会の開かれた場所において衆議を尽くして、適切な政策形成を行うとともに、市長が独断専行に走らず、行政を適切に執行していくか否かを監視する役割を果たすことが求められているわけであ

ります。法定数が26だったのを20名にしたその経過をたどって現在があります。既に法定数の23.1%を削減していることとなります。

今回の条例案は、議員定数を16名とする内容は法定数から考えると38.5%の削減であり、住民の多様な声が届けられなくなるおそれがあります。井坂悦司議員も農村部では定数が削減されれば議員を出せなくなるので反対だと、市民懇談会や全協の場で述べておりました。また、議会費の削減について試算をしますと、平成18年度は2町合併で在任期間の延長により、議員が38名だったために議会費のうち議員への総支出は1億6500万円、それが今は平成21年度決算で9600万円になりました。これは、平成19年度予算で議員報酬を大幅に引き上げましたが、それに反対する住民運動によって報酬をもとに戻すという経過もありました。したがって、平成18年度決算と比べ、総額では6900万円の削減となりました。

また、一般会計に占める議会費の割合ですが、旧千代田町時代は2%、旧出島村、そして霞ヶ浦町時代もほぼ2%弱、合併して平成17年度は1.6%になりました。平成18年度は1.5%、今現在では平成21年度決算では1%を割り込んで0.91%になっております。また、議会費の中でも議員に対する総支出割合も減少、以前、平成18年度と比べますと、平成18年度では78.25%だったのが、平成21年度決算では70.23%となりました。その結果、一般会計に占める議員の直接経費の割合はたったの0.64%であります。民主主義のコストとして決して大きな額比率ではないと考えます。

議会費の削減は、十分に実現してきたわけでありますから、私は住民自治の観点から考え、これ以上の定数削減には反対をいたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 閉会中の所管事務調査について

○議長（桂木庸雄君）

日程第5、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務委員会委員長、産業建設委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

異議あります。これは常任委員会だけではなくて、特別委員会も設置されているわけで、特別委員会の委員長報告もしていないわけですよ。特に市民投票条例、あるいは中学3年生までの医療費の無料化の関係の特別委員会、普通ならこの議会で、最終の議会になろうかと思うんですが、委員長報告するのが当たり前だと思うんですね。事実上、ここで廃案ということなのか議長にお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

その件については、委員会が開かれておりませんので、閉会中の所管事務調査についての採決を行います。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

議長ね、議長は常任委員会にしても特別委員会にしても、あなたがきちっと指導する仕事なんですよ。市民の代表でしょう。だめはだめでいいんですよ。いいものはいいでいいんですよ。結論も出さないでそのまま終わってしまうというのは、これは市民を侮辱していることなんですよ。あなたが指導力がないからそういうことになるんですよ。終わり。

○議長（桂木庸雄君）

異議がございますので、起立により採決を行います。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

本案は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（桂木庸雄君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成22年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会いたします。

会期18日間にわたる慎重なご審議、まことにご苦労さまでした。

(拍手する者あり)

閉 会 午後2時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 桂 木 庸 雄

かすみがうら市議会議員 圓 城 寺 正 道

かすみがうら市議会議員 栗 山 千 勝

かすみがうら市議会議員 山 内 庄 兵 衛